

【表紙】

| | |
|---------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年12月22日 |
| 【計算期間】 | 自 2024年10月1日 至 2025年9月30日 |
| 【ファンド名】 | SPDR [®] ゴールド・トラスト (SPDR [®] Gold Trust) |
| 【発行者名】 | ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC) |
| 【代表者の役職氏名】 | 最高経営責任者 ジョセフ・R・カバトーニ (Principal Executive Officer, Joseph R. Cavatoni) 最高財務会計責任者 アマンダ・クリチマン (Principal Financial and Accounting Officer, Amanda Krichman) |
| 【本店の所在の場所】 | ニューヨーク州 10017 ニューヨーク郡 サード アヴェニュー 685 2702号室 (27階) (685 Third Avenue, Suite 2702 (27th Floor) New York, NY 10017) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 伊 東 啓 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 唐 美 佳 |
| 【連絡場所】 | 〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03-6250-6200 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

- ・「本信託」
SPDR[®] ゴールド・トラスト(SPDR[®] Gold Trust)を意味します。
- ・「本受益権」
SPDR[®] ゴールド・シェア(SPDR[®] Gold Shares)を意味します。
- ・「スポンサー」
ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)を指します。
- ・「受託者」「BNY」
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(The Bank of New York Mellon)を指します。
- ・「マーケティング・エージェント」
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)を指します。

- ・「本カストディアン」
本信託のカストディアンであるエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc、以下「HSBC」といいます。)およびJPモルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.、以下「JPM」といいます。)を指します。2014年12月22日より前は、HSBC銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)が本信託の唯一のカストディアンを務めていました。2014年12月22日付でHSBCが本信託の唯一のカストディアンとなり、2022年12月6日付でJPMがカストディアンとして追加されました。
 - ・「預託機関」
デポジトリリー・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)またはスポンサーおよび受託者が信託約款(以下に定義します。)の定めに従い選択するSPDR[®] ゴールド・シェアのその他の預託機関を指します。
 - ・「DTC」
デポジトリリー・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)を指します。
 - ・「DTC参加者」
DTCへの参加者を指します。
 - ・「間接参加者」
直接または間接的にDTC参加者とカストディ関係を維持する者を指します。
 - ・「本受益権保有者」
SPDR[®] ゴールド・シェアの受益権の保有者を指します。
 - ・「バスケット」
本受益権100,000口単位を意味します。
 - ・「NAV」
純資産価額を意味します。
 - ・「ANAV」
調整済純資産価額を意味します。
 - ・「CFTC」
商品先物取引委員会を意味します。
 - ・「CEA」
1936年米国商品取引法を意味します。
 - ・「LBMA」
ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)を意味します。
 - ・「LPMCL」
ロンドン・プレシャス・メタルズ・クリアリング・リミテッド(London Precious Metals Clearing Limited)を意味します。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨であるドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=155.87円の換算率(2025年12月1日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「GBP」は英国の法定通貨である英ポンドを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1GBP=206.42円の換算率(2025年12月1日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (4) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

SPDR[®] ゴールド・トラスト(SPDR[®] Gold Trust)(以下「本信託」といいます。)は、2004年11月12日に、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーであるワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)(以下「スポンサー」といいます。)と受託者であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(The Bank of New York Mellon)(以下「受託者」といいます。)との間の信託約款(以下「信託約款」または「本約款」といいます。)により創設された信託です。

本信託の投資目的は、本受益権(以下に定義します。)に関して、金地金の価格の動向を反映させる(本信託の費用控除する)ことです。

信託金の限度額

本信託の割合的な未分割の受益権の数に上限はありません。

ファンドの性格

本信託は、金の預託と引き換えに、本信託資産の割合的な未分割の受益権を表章するSPDR[®] ゴールド・シェア(SPDR[®] Gold Shares)(以下「本受益権」といいます。)を発行し、本受益権の解約に関して金を分配するものです。本受益権の発行と解約は、受託者およびスポンサーとの間で参加者契約(以下「参加者契約」といいます。)を締結した一定の機関(以下「認定参加者」といいます。)が本受益権100,000口単位(以下「バスケット」といいます。)で行います。認定参加者は、本受益権を一般投資家に売却することができます。本受益権の各受益的所有者は、信託約款の条件に従い、所有する本受益権の範囲内で本信託の受益者とみなされます。本受益権の購入者は、単に本受益権を所有しているという理由のみでは、本受益権の購入に対する支払義務はありません。

本信託の投資目的は、本受益権に関して、金地金価格の動向を反映させる(本信託の費用控除する)ことです。本受益権は、費用効率よく、簡便な方法で金に投資したいという投資家向けに設計されたものです。本受益権への投資の長所としては、次のような点が挙げられます。

投資の容易性および柔軟性 本受益権は、NYSEアーカ取引所で取引され、機関投資家および個人投資家に金地金市場への間接的なアクセスを提供します。本受益権は、他の上場証券と同様に、NYSEアーカ取引所で売買することができ、本受益権の通常取引は、午後8時(ニューヨーク時間)まで行うことができます。

費用 スポンサーは、多くの投資家にとっては、流通市場における本受益権の売買および本信託の継続的な費用の支払に関連する費用の方が、金地金そのものの売買および伝統的な特定金口座における金地金の保管および付保に関連する費用よりも少なく済むものと考えています。

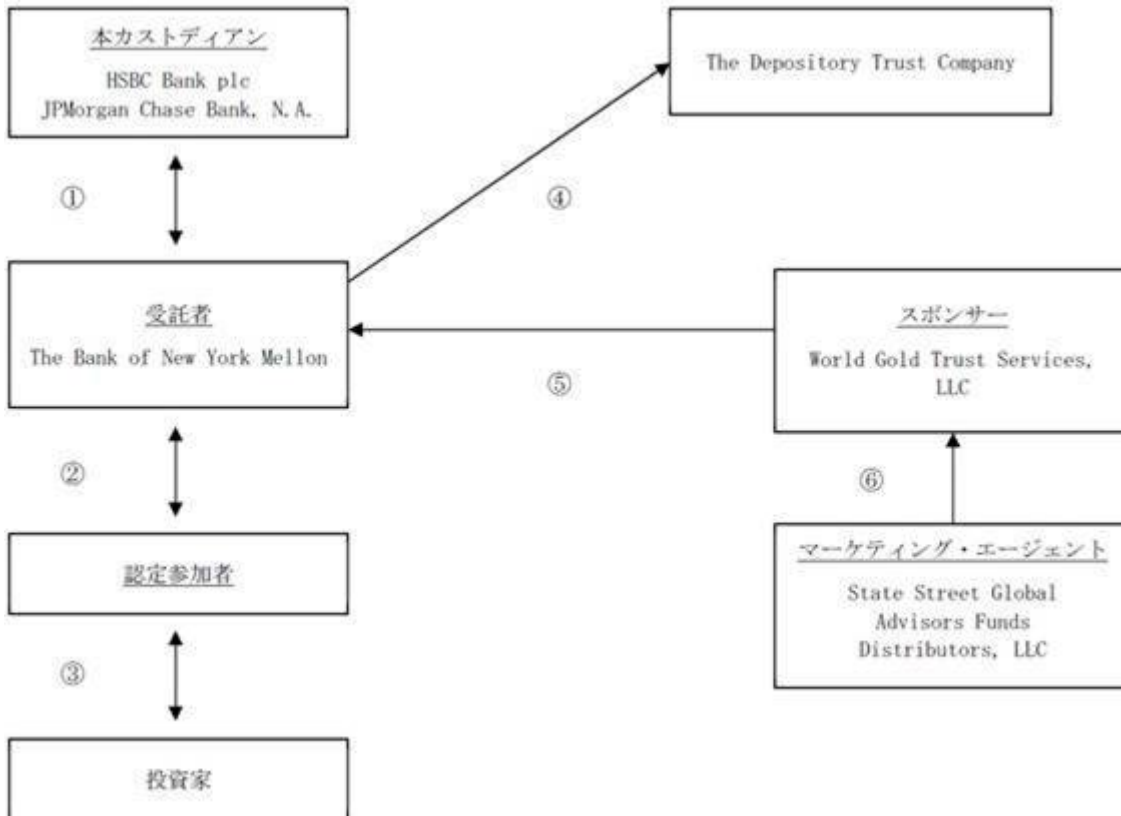
本信託の受益権保有者(以下「本受益権保有者」といいます。)への分配は、信託約款上2つの場合のみに限定されています。スポンサーは本信託の通常の運営過程の中では分配がなされることはないと考えています。

(2)【ファンドの沿革】

| 日 時 | 沿 革 |
|-------------|--|
| 2004年11月12日 | 当初設定 |
| 2004年11月12日 | 本信託の設定契約締結 |
| 2004年11月18日 | 本受益権の当初公募 |
| 2004年11月18日 | ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)上場 |
| 2006年 8月10日 | メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)上場 |
| 2006年10月11日 | シンガポール証券取引所上場(Singapore Exchange Securities Trading Limited) |
| 2007年12月13日 | NYSEからNYSEアーカ取引所への上場移転 |
| 2008年 5月21日 | 本信託の名称変更(旧名称:streetTRACKS [®] Gold Trust) |
| 2008年 6月30日 | 東京証券取引所上場 |
| 2008年 7月31日 | 香港証券取引所(Hong Kong Exchanges and Clearing Limited)上場 |

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



| | |
|--|---|
| | HSBCおよびJPM(以下それぞれまたは総称して「本カストディアン」といいます。)は、それぞれに預託された本信託の金の保護預かりを行います。金は認定参加者から直接預託されます。受託者は本カストディアンを監視します。 |
| | 認定参加者は、受託者に対してバスケットの設定・解約を行い、受託者は、これの受付および処理を行います。 |
| | 認定参加者は、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。 |
| | 本信託の受益証券(大券)はデポジトリ・トラスト・カンパニー(the Depository Trust Company、以下「DTC」といいます。)に預託され、DTCのノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録されます。本受益権は、DTCの振替決済制度によってのみ譲渡することができます。 |
| | スポンサーと受託者との間で信託約款が締結されています。受託者は、本信託の日常的な管理責任を負います。一定の場合、スポンサーは、受託者を解任し、後任の者を任命することができます。 |
| | マーケティング・エージェントは、本信託のマーケティングにつきスポンサーを支援しており、本信託による利用のためのSPDR [®] の商標のサブライセンスを取得しました。 |

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名 称 | ファンドの運営上の役割 | 契約等の概要 |
|--|----------------|---|
| ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC) | スポンサー | スポンサーおよび受託者は、2004年11月12日に信託契約(適宜修正されます。)を締結しました。 本信託のスポンサーとして、スポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を監督しますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。一定の場合、スポンサーは、受託者を解任し、後任の者を任命することができます。 |
| ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon (The Bank of New York Mellon) | 受託者 | 受託者およびスポンサーは、2004年11月12日に信託契約(適宜修正されます。)を締結しました。 本信託の受託者として、受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。これには、(1)本信託の費用支払の必要に応じた、本信託が有する金の売却(金の売却は通常毎月1度行われます。)、(2)本信託のNAVおよび本受益権1口当たりNAVの計算、(3)認定参加者からのバスケットの設定・解約請求の受付および処理ならびに本カストディアンおよびDTCとの間でのかかる請求の処理の調整、ならびに(4)本カストディアンの監視が含まれます。 |
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー (State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC) | マーケティング・エージェント | マーケティング・エージェントおよびスポンサーは、2015年7月17日付でマーケティング・エージェント契約の改定版(適宜さらに修正されます。)を締結しました。かかる契約の最初の期間は2024年7月17日に失効しており、その時点での期間終了時点より12か月前にいずれかの当事者から契約に従って解約されない限り、自動的に2年間継続されます。 本信託のマーケティング・エージェントとして、マーケティング・エージェントは、スポンサーのために、(1)本信託に関するマーケティング計画の継続的作成、(2)本受益権に関するマーケティング資料の作成(本信託のウェブサイト上のコンテンツを含みます。)、(3)本信託のマーケティング計画の実行、(4)戦略的および戦術的なETF調査への金の組み込み、(5)本信託による利用のためのSPDR [®] の商標のサブライセンス許諾、ならびに(6)コールセンターおよび目論見書の注文、発送等のフルフィルメント等の受益権保有者サービスの支援、といった業務を行っています。 |
| エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー (HSBC Bank plc) | 本カストディアン | HSBCおよび受託者は、2024年5月28日に特定金口座契約の第五改定版を、2024年5月28日に非特定金口座契約の第三改定版(これらの契約は適宜修正され、「HSBCカストディ契約」と総称します。)を締結しました。 本信託のカストディアンとして、HSBCは、認定参加者によるバスケットの設定に関してHSBCに譲渡された本信託の金の延べ棒の保護預かりを行います。また、HSBCは、認定参加者および本信託のために維持する金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを行います。 |
| JPモルガン・チェース銀行 (JPMorgan Chase Bank, N.A.) | 本カストディアン | JPMおよび受託者は、2022年11月30日に特定貴金属口座契約および非特定貴金属口座契約(これらの契約を「JPMカストディ契約」と総称し、HSBCカストディ契約とあわせて「カストディ契約」と総称します。)を締結しました。 2022年12月6日以降、本信託のカストディアンとして、JPMは、認定参加者によるバスケットの設定に関してJPMに譲渡された本信託の金の延べ棒の保護預かりを行います。また、JPMは、認定参加者の金口座および本信託のためにJPMが維持する金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを行います。 |

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

デラウェア州会社法

(ロ) 事業の目的

スポンサーは、完全親法人であるワールド・ゴールド・カウンシル(World Gold Council)の、(a)投資および価値保存の手段として金の利用を促進することによる、金の需要の刺激と維持、(b)金および金製品の新たな使用方法へとつながる研究開発の実行、(c)金に関するデータ、情報および知見の収集ならびに普及事業の遂行を目的として組織されました。

(ハ) 資本の額

2025年9月30日現在のスポンサーの資本出資額は、16,000,000ドル(2,493,920,000円)です。

(ニ) 会社の沿革

スポンサーは、2002年7月17日、デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーとして設立されました。

(ホ) 大株主の状況

(2025年9月30日現在)

| 名 称 | 住 所 | 所有株式数 | 比 率(%) |
|--|--|---------------------|--------|
| WGC(US)ホールディングス・インク (WGC(US)Holdings, Inc.) | 685 Third Avenue, Suite 2702 New York, NY 10017 | 16,000,000 ドルの出資 | 100% |

ワールド・ゴールド・カウンシルは、スポンサーの最終的な親会社であり、その完全子会社であるWGC(US)ホールディングス・インクを通じてスポンサーに対する投資持分を保有しています。

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

本信託の管理は信託に関するニューヨークのコモンローおよび制定法に準拠します。

本信託は、2004年11月12日に、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーと受託者との間の信託約款により創設された信託です。信託約款、および信託約款におけるスポンサー、受託者、(本信託の受益権を表章する大券の登録保有者としての)DTC、ならびに本受益権保有者の諸権利は、ニューヨーク州法に準拠します。

金の預託と引き換えに、本信託資産の割合的な未分割の受益権を表章する本受益権が発行されており、本受益権の解約に関して金を分配します。本受益権の発行と解約は、受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結した認定参加者がバスケットで行います。認定参加者は、本受益権を一般投資家に売却することができます。本受益権の各受益的所有者は、信託約款の条件に従い、所有する本受益権の範囲内で本信託の受益者とみなされます。本受益権は発行される際、全額払い込まれ、追加払込義務はありません。本受益権の購入者は、単に本受益権を所有しているという理由のみでは、本受益権の購入に対する支払義務はありません。

スポンサーは、信託約款およびカスタディ契約の交渉ならびに当初の金の預託の手配を含めて、本信託の設立に責任を負う立場にありました。本信託は、受託者が信託約款を締結・交付し、当初の金の預託を受領したことをもって法的に実存することとなりました。

スポンサーは、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監督していますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督を行っているわけではありません。スポンサーは、本信託の全般的な業務を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。スポンサーは、信託約款に規定されているところに従って、受託者に指示することができます。スポンサーは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)へ提出する責任を負い、当該報告書に必要な証明を提供します。スポンサーは、本信託の独立の登録公認会計士事務所を指名し、その時々において本信託の法律顧問を利用する場合があります。スポンサーによる本受益権の販売の一助とするために、スポンサーは、マーケティング・エージェントと本信託との間でマーケティング・エージェント契約を締結しています。スポンサーは、本信託のために、本信託および本受益権の情報を含むウェブサイト(www.spdrgoldshares.com)を維持管理します。

受託者は原則として、本信託の運営記録の維持も含めて、本信託の日常的な管理責任を負います。受託者の主な責任には、(1)本信託の費用支払の必要に応じた、本信託が有する金の売却(金の売却は通常毎月1度行われます。)、(2)本信託のNAVおよび本受益権1口当たりNAVの計算、(3)認定参加者からのバスケットの設定・解約請求の受付および処理ならびに本カストディアンおよびDTCとの間でのかかる請求の処理の調整、ならびに(4)本カストディアンの監視が含まれます。受託者が、本カストディアンのうちの一社のもとで金を保管することが本信託のためにならないと判断した場合、受託者はスポンサーにその旨勧告しなければなりません。それを受けたスポンサーは、かかる本カストディアンについて一定の対応措置をとるよう受託者に指示を出すことができます。そのような指示がない場合、受託者は、かかる本カストディアンから金を引き上げるための措置を講ずることができます。カストディ契約上、受託者が、本信託の金または本カストディアンが管理する記録を検査する目的で本カストディアンの構内を視察する権利は年に2回が上限とされているため、受託者による本カストディアンの業務遂行の監督は、限定的なものとなる可能性があります。ビューローベリタス・コモディティ・UK・リミテッド(Bureau Veritas Commodities UK Ltd.、以下「ビューローベリタス」といいます。)(以前はインスペクトレート・インターナショナル・リミテッド(Inspectorate International Limited))は、本カストディアンの金庫で本信託のために保有する金地金の確認を毎年2回実施します。延べ棒の全面的な確認は、年に1度、本信託の事業年度末である9月30日と同時期に行われます。ビューローベリタスは、(i)ロンドンの金庫においてHSBCによって保有される本信託の金地金、(ii)ロンドンの金庫においてJPMによって保有される本信託の金地金、および(iii)ニューヨークの金庫においてJPMによって保有される本信託の金地金にかかる、年1度の全ての確認を、それぞれ2025年9月30日に完了しました。2度目の確認は、無作為抽出の確認であり、同じ事業年度内の特定の日に行われ、直近では2025年3月14日にJPMのロンドンの金庫で、2025年3月24日にJPMのニューヨークの金庫で、2025年4月1日にHSBCのロンドンの金庫で実施されました。年1度の確認および2度目の確認の両方が実施された当事業年度中、JPMはチューリッヒの金庫に本信託のための金を一切有していなかったため、結果として、その金庫の場所では確認が行われませんでした。さらに、受託者は、本信託の金またはサブカストディアンが管理する記録を検査する目的でサブカストディアンの構内を視察する権利を有しておらず、いかなるサブカストディアンも、受託者がかかるサブカストディアンの施設、手順、記録または信用力について実施したいと考える検査に協力する義務を負いません。受託者は、本信託の全般的な業務を監視するため、スポンサーと定期的な連絡を取ります。受託者は、スポンサーとともに、必要に応じて本信託の法律、会計およびその他の専門的なサービス提供者と連絡を取り合います。受託者は、本信託のためにSECに提出する必要がある全ての定期報告書の作成について、スポンサーを支援・支持します。

本信託の保管口座の管理は英国法に準拠します。

本信託の資産は、特定金地金および計上された金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表章します。)および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。本信託によって預託、保有される金地金のカストディ業務は、ロンドンの金庫においてHSBCが、ロンドン、ニューヨーク、チューリッヒの金庫においてJPMが提供します。本カストディアンは、金がサブカストディアンの金庫に割り当てられた場合を除き、本信託の全ての金を各自の金庫所在地で保有します。金がサブカストディアンの金庫に割り当てられた場合、各本カストディアンは、自らの費用と責任で、当該金をサブカストディアンの金庫から本カストディアンのロンドンの金庫まで速やかに輸送または預託するべく商業的に合理的な努力を払うことに同意しています。

各本カストディアンは、受託者から指示を受けて、非特定形式の金の預託を、本信託のために受け入れることができます。各本カストディアンは、受託者から受けた指示に従い、その本カストディアンが保有する本信託の特定口座に預託するため、本カストディアンが保有する非特定の延べ棒から金地金の延べ棒を選定することにより、またはサブカストディアンが保有する非特定の延べ棒から延べ棒を配分するようにサブカストディアンに指図することにより、本信託に非特定形式で預託された金を配分します。本信託に配分された全ての金地金は、LBMAのルール、規則、慣行および慣例に適合していなければならない、本カストディアンは実務上可能な限り速やかに、LBMAのルール等に不適合な金地金を、それらに適合するものと交換しなければなりません。

受託者は、各本カストディアンとカストディ契約を締結しており、かかる契約により、その本カストディアンが保有する本信託の非特定および特定口座が設定されています。本信託の非特定口座は、バスケットの設定および償還ならびに本信託のために受託者によってなされる金の販売に関連して、認定参加者および本信託間での金の預託および金の解約分配のための振替えを行うために利用されます。本信託に向けてまたは本信託から金が振り替えられるときを除き、本信託に預託された全ての金は、本カストディアンが保有する本信託の特定口座によって保有されます。カストディ契約は、寄託についての英国コモンローおよび英国契約法を含む英国法に準拠しています。

本信託に適用される英国法に基づくカストディアン受寄者の義務は、以下のとおりです。

- (a) カストディ契約に基づく契約上の義務を履行し、当該契約で許可された方法により、または本信託の承諾を得て、金地金を取引すること。本信託が許可していない方法で金地金を取引した場合には、そのような行為の結果について責任を負うこと。
- (b) 預託された金地金の安全な保管について相応の注意を払うこと。カストディアンに要求される注意義務の基準は、事案の状況次第となります。本件の場合、本カストディアンには、報酬を受けるカストディアンとして高度な注意義務が期待されることとなります。
- (c) 金を保管している金庫、ならびに金庫を取り巻く保管およびセキュリティ体制が目的にかなった適切なものとなることを確実にするために、相応の注意を払うこと。
- (d) 金地金を予期せぬ危険から保護するため相応の注意を払うこと。窃盗に遭遇した場合は取り戻し、敵対的な要求に対して本信託の権利を擁護すること。

(e) 要求に応じて本信託に金地金を返却すること。また、返却する際には、カストディ契約に規定された指示に従うこと。

本カストディアンは、自らの契約上の責任を制限することができることになっていますが、いかなる制限事項であっても厳格に解釈されることになり、また、どのような場合でも過失の責任を免れることにはなりません。

カストディ契約の免責条項の規定によると、本カストディアンは、カストディ契約に基づく義務の履行にあたり相応の注意を払うことになっており、(i)HSBCに関して、本信託が被った損失や損害について責任が問われるのは、義務を履行する際の過失、不正行為、または故意の債務不履行がその直接的原因になった場合のみとなっています。そのような場合、本カストディアンの責任は、かかる過失、不正行為、または故意の債務不履行が発見された時点において本カストディアンが保有する金地金の市場価額に限定されることとなります。(ii)JPMに関して、本信託が被った損失や損害について責任が問われるのは、義務を履行する際の過失、不正行為、または故意の違法行為がその直接的原因になった場合のみとなっています。そのような場合、本カストディアンの責任は、かかる過失、不正行為、または故意の違法行為が発見された時点において本カストディアンが保有する金地金の市場価額に限定されることとなります。本カストディアンは、カストディ規則で必要とされること、または明確にカストディ契約に規定されていること以上の特別な準備や事前対応策を講じる、もしくは講じるよう本カストディアンによって選ばれたサブカストディアンに要求する義務はありません。

米国連邦法

本信託は、1940年米国投資会社法(以下「1940年法」といいます。)に基づく投資会社としての登録は行っておらず、同法に基づくSECへの登録は要求されていません。本信託では、CFTCが管理しているCEAの規制を受ける商品先物契約を保有または取引することはありません。本信託は、CEAにおけるコモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者、本信託のマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権との関係で、コモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者として規制を受けることはありません。

本受益権は、NYSEアーカ取引所で取引されます。本信託は、SECが管理している1934年米国証券取引法(以下「1934年法」といいます。)における報告会社となっています。本信託は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)における譲与者信託(grantor trust)です。下記「4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

() SECへの情報公開

1934年法の第12条(b)に基づいて本受益権を登録しているため、本信託は、臨時、四半期、および年次の報告書(以下「本信託の報告書」といいます。)をSECに提出することが求められています。

- ・ フォーム10-Kによる年次報告書。本信託は、SECに対して、会計年度末後60日以内に、監査済財務書類を含む年次報告書をフォーム10-Kを使用して提出することが求められています。
- ・ フォーム10-Qによる四半期報告書。本信託は、SECに対して、会計四半期の最初の三期間について各期間終了後40日以内に、四半期報告書をフォーム10-Qを使用して提出することが求められています。この報告書は、米国一般会計原則に従って作成され、本信託の監査人によって監査された中間財務書類を含みます。
- ・ フォーム8-Kによる臨時報告書。フォーム8-Kを使用した臨時報告書は、フォーム上に規定されている事態が1つでも発生した際に提出することが求められています。一般的に、提出期限は事態発生日から4営業日となっています。当該事態には次の事項が含まれます。
 - ・ 本受益権の保有者の権利に対する重大な変更、
 - ・ 主要役員の離脱、
 - ・ 信託約款に対する修正、
 - ・ 監査役の変更、
 - ・ 上場廃止通知の受領、継続上場規則もしくは基準の不履行、または国内証券取引所もしくはディーラー間相場システムからの上場移転。

本信託は、本信託の報告書をEDGARシステムを通じて提出します。

() 本受益権保有者への情報公開

本受益権保有者は、本信託の報告書をwww.sec.govまたはwww.spdrgoldshares.comからオンライン経由で適時に入手することができます。本受益権保有者はまた、NAV、本受益権1口当たりNAVおよび本受益権の価格等に関する情報もwww.spdrgoldshares.comからオンライン経由で適時に入手することができます。

(6)【監督官庁の概要】

本信託は、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーと受託者との間の信託約款により創設された信託です。信託約款、ならびに信託約款におけるスポンサー、受託者、(本信託の本受益権を表章する大券の登録保有者としての)DTC、および本受益権保有者の諸権利は、ニューヨーク州法に準拠します。本信託は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)における譲与者信託(grantor trust)です。

本信託は、SECが管理している1934年法における報告会社となっています。本信託は、1940年法に基づき投資会社として登録されておらず、同法に基づくSECへの登録を義務づけられていません。本信託は、CFTCにより管理され、CEAの規制を受ける商品先物契約を保有せず、またその取引を行いません。本信託は、CEAの目的上コモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者または本信託のマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権に関連してコモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者として規制に服しません。

デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーであるスポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監督しますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。

受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。受託者は、ニューヨーク州金融サービス局および連邦準備制度理事会の監督下に置かれている加盟州法銀行(state-chartered bank)です。

カストディアンであるHSBCは、バスケットの設定に関して認定参加者により本カストディアンに預託された本信託の金の保護預かりを行います。HSBCは、英国で健全性規制機構(以下「PRA」といいます。)の監督下にあり、PRAおよび金融行為規制機構(以下「FCA」といいます。)に管理されています。

カストディアンであるJPMは、バスケットの設定に関して認定参加者により本カストディアンに預託された本信託の金の保護預かりを行います。JPMは、米国では、米国通貨監督庁および連邦準備制度理事会の監督を受け、管理され、特定の事項については、連邦預金保険公社(以下「FDIC」といいます。)の監督を受け、管理されています。英国では、JPMはPRAの監督下にあり、FCAおよびPRAの規制の適用を受けます。

各認定参加者は、(1)SECに登録されたブローカー・ディーラーまたは証券取引を行うためにブローカー・ディーラーとしての登録を必要としないその他の証券市場参加者(銀行その他の金融機関)で、(2)DTCへの参加者です。

ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)の100%子会社であるマーケティング・エージェントは、SECに登録されたブローカー・ディーラーであり、金融取引業規制機構(Financial Industry Regulatory Authority)(以下「FINRA」といいます。)のメンバーです。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

本受益権は、投資家に対し、有価証券への投資を通じて金市場に参加する機会を提供することを意図しています。歴史的に、金の購入、保管および付保の手配は、機関投資家および個人投資家が参入する障壁となってきました。本受益権の保有は、市場に参入するためこれらの障壁を打ち破ることを意図しています。金の保管および付保の手配は、本カストディアンによって取り扱われ、関連費用は本受益権の価格に組み込まれています。したがって、投資家は、その他の上場有価証券の投資に関連して生じるもの以上の追加的な義務または費用を負担しません。

本信託の資産は、特定金地金および計上された金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表章します。)および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。本信託が保有する現金に利子は生じません。本信託はいかなるデリバティブ商品も保有しません。各本受益権は、本信託の債務(発生済として見積もられている費用を含みます。)を控除した後の本信託が保有する金および現金に対して、発行済本受益権の総数を基として、これに比例する受益権を表章します。本受益権の流通市場取引価格は、金の価格に応じて変動しますが、スポンサーは、本受益権の取引価格は発生済として見積もられている本信託の費用を控除したものを反映したものであると考えています。

本受益権は、機関投資家および個人投資家に対し、簡便で費用効率のよい方法で、特定金地金の保有によるものと同様の投資利益を得る機会を提供することを意図しています。本受益権への投資の長所としては、次のような点が挙げられます。

投資の容易性 投資家は、従来の証券取引口座を通じて金市場にアクセスすることができます。スポンサーは、投資家にとって、金の購入、取引および保有の伝統的な方法を使用する代わりに、本受益権を使用する方が、金取引を使った戦略的かつ周到的な資産配分戦略をより効果的に実行できると考えています。

効果的な関連費用 スポンサーは、多くの投資家にとって、本受益権に関連する取引費用の方が、特定金の購入、保管および付保に関連する費用よりも少なく済むものと考えています。

取引所での取引 本受益権はNYSEアーカ取引所で取引されることにより、投資家に対し、様々な投資戦略を実行するための、購入、売却または空売りに対する効果的な手段を提供しています。本受益権は信用取引口座に適しています。本受益権はまた、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、シンガポール証券取引所、香港証券取引所および東京証券取引所に上場しています。

カストディアンが本信託のために保有する金による裏付け 本受益権は本信託財産によって金銭的な裏付けがなされており、本信託はデリバティブ商品を保有、使用していません。さらに、本信託の持分および現行市場価格に基づくそれらの価格は、各営業日ごとに本信託のウェブサイトで報告されます。受託者の本カストディアンとの取決めにより、各営業日末時点で、本カストディアンが保有する本信託の口座に保有されるのは金の延べ棒のみで、非特定形式の金はありません。したがって、本信託の金の持分は、本信託の財産として、本カストディアンの各帳簿で認識され、ロンドン、ニューヨークまたはチューリッヒで保有されます。

本受益権は、本信託の未分割の受益権の割合的な口数および持分を表章します。本信託は、株式会社または活動的な投資主体のような運営管理はなされません。本信託が保有する金は(1)信託費用を支払うために必要な場合に応じて、(2)本信託が終了し、その資産を精算する場合において、あるいは(3)その他法令によって要請される場合においてのみ売却されます。本信託による金の売却は、本信託の受益権の保有者に対する課税事由となります。下記「4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い - 米国」をご参照ください。

(2)【投資対象】

金

| 資産の種類 | 金 |
|-------|---|
| 品質 | 信託約款に定める所定の要件(注1)を満たすもの |
| 重量 | 32,528,241.132金オンス(2025年9月30日現在)(注2) |
| 市場価格 | 124,430,280,802.89ドル(19,394,947,868,746.5円)(2025年9月30日現在)(注3) |
| 保管場所 | 英国ロンドンに所在するHSBCの金庫、ロンドン、ニューヨークおよびチューリッヒに所在するJPMの金庫 |

(注1) 本信託資産を構成する金は、下記の条件を満たしている必要があります。

(a)ロンドン・グッド・デリバリーの要件を満たす金地金、(b)非特定ベースで維持された口座の貸記で、ロンドン・グッド・デリバリーで指定された要件を満たす金地金を受け取る権利に相当するもの、ならびに(c)スポンサーおよび受託者により今後随時指定され、SECに提出された本信託に関する目論見書において開示されるその他の金地金(ただし、このように指定された金は、金のロンドン・グッド・デリバリーで要求される最低限の純度を有することを前提とします。)。さらに全ての金地金は、(i)COMEX規則(「COMEX」とは、ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)のComex部門を指します。)に基づいて金に要求される最低限の純度を有し、()本質的な鉱物としての価値以外には、貨幣価値またはその他の価値を持たないものとします。

グッド・デリバリーの延べ棒の仕様

重量：金の最低含有量350ファイン・トロイ・オンス(約10.9キログラム)

金の最高含有量430ファイン・トロイ・オンス(約13.4キログラム)

延べ棒の総重量は、0.025の倍数のトロイ・オンスで表示され、0.025トロイ・オンス未満の端数は切り捨てとします。

寸法：金の延べ棒の許容される寸法の範囲は以下のとおりです。

長さ(上部)：250mm +/-40mmアンダーカット：5°から25°

幅(上部)：70mm +/-15mmアンダーカット：5°から25°

高さ：35mm +/-10mm

*アンダーカットとは、延べ棒の側面および上下底面の傾斜度を指し、側面から底面への垂直線からの偏角で表されます。

純度：条件を満たす最低純度は、1,000分の995.0(99.5%)とします。

刻印：延べ棒シリアル番号(最多で11桁の数字または11文字から構成されます。)

精錬業者の印

純度(有効数字4桁*)

2019年1月以降に製造された延べ棒に関しては、製造年月

* 2018年1月より、国家基準に基づき必要がある場合には、金および銀の延べ棒に有効数字を5桁まで刻印することができるようになっていきます。しかし、混同やありうるあいまいな追記を防ぐために、ピリオドやコンマを区切りとして付さなければなりません。重量明細表には有効数字を4桁まで記載するものとします。

(* 出典：LBMA「グッド・デリバリー・リスト・ルール(The Good Delivery List Rules)2025年1月」)

(注2) 2025年9月30日現在、金の未払金はありません。

(注3) 価格は金投資の時価であり、2025年9月30日現在、金の未払金はありません。原価は、2025年9月30日現在77,748,740,273ドル(12,118,696,146,353円)です。

現 金

| 資産の種類 | 現 金 |
|-------|--|
| 価 格 | 0ドル(0円)(2025年9月30日現在) |
| 銀行口座 | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コンビニエンス 口座番号 262671 |

(3)【運用体制】

スポンサーは、1933年証券法(以下「証券法」といいます。)に基づき本信託の設定および本受益権の登録に対して責任があります。スポンサーは、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監督しますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。スポンサーは、本信託の全般的な業務を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。スポンサーは、信託約款に規定されているところに従ってのみ、受託者に指示することができます。スポンサーは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し、SECに提出する責任があり、かかる報告書に対して必要とされる証明書を交付します。スポンサーは、本信託の独立の登録公認会計士事務所を指名することとなっており、その時々において本信託の法律顧問を利用する場合があります。スポンサーによる本受益権の販売の一助とするために、スポンサーは、マーケティング・エージェントと本信託との間でマーケティング・エージェント契約を締結しています。

スポンサーは、その誠実な行動もしくは行動の差し控え、判断の誤り、または本信託の金やその他の資産の売却を理由として生じた価値の下落または損失に対して、受託者またはいかなる本受益権保有者に対しても責任を負いません。ただし、前述した免責は、スポンサーに対して、その職務の遂行における自身の重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または本信託に対する義務および職務の未必の故意といえるような見落としにより生じるいかなる責任からも免責するものではありません。スポンサーならびにその株主、社員、取締役、役員、従業員、関係会社および子会社は、信託約款に基づく職務の遂行により発生した特定の損失、負債または費用について、本信託から補償を受け、不利益を蒙らない措置を本信託から受けるものとします。ただし、信託約款に基づく被補償当事者の義務および職務における重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または未必の故意といえるような見落としによる責任についてはこの限りではありません。こうした補償には、信託約款の下でのいかなる請求または債務に対する防御において発生するコストおよび費用の本信託からの支払いを受けることが含まれます。信託約款に基づき、スポンサーは、信託約款の条項に照らしてその行為につき補償を得ることが不適格にならない限度で、信託約款に基づくスポンサー活動に関連して行った支払いについて本信託に補償を求めることができます。

スポンサーはまた、マーケティング・エージェント契約または参加者契約に基づき発生した損失、債務または費用について、かかる損失、債務または費用が受託者によりスポンサーに提供された書面に含まれる重要な事実に関する不実記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受け、不利益を蒙らない措置を本信託から受けます。

(4)【分配方針】

信託約款は、本受益権保有者に対する分配について、2つの場合のみを規定しています。第1に、受託者およびスポンサーは、本信託の現金勘定残高が本信託の今後12か月間の費用の見積額を上回り、その超過額が発行済の本受益権1口当たり0.01ドルを上回ると判断する場合、超過額を本受益権保有者に分配するよう指図します。第2に、本信託が終了および清算される場合、受託者は、本信託の残存債務全てを弁済し、適用ある租税その他の政府賦課金および偶発債務または将来債務のための受託者が決定する引当金を設定した後、残存する額があればこれを本受益権保有者に分配します。分配のために受託者が定めた基準日に登録されている本受益権保有者は、分配を按分で受領することができます。スポンサーは本信託の通常の運営過程の中では分配がなされることはないと考えています。

(5)【投資制限】

本信託の資産は、特定金地金および計上された金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表章します。)および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。本信託が保有する現金に利子は生じません。本信託はいかなるデリバティブ商品も保有しません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

金融危機により金の大量売却の動機が働く可能性があり、これにより金価格が下がり、本受益権への投資に悪影響が生じる可能性があります。

金融危機の際に金の大量の投げ売りが行われる可能性により、金価格が悪影響を受け、本受益権への投資に悪影響が生じる可能性があります。例えば、2008年の金融危機により、個人による金の大量売却が行われ、金価格が下落しました。将来における金融危機は、金の価格推移に悪影響を与える可能性があり、ひいては本受益権への投資に悪影響が生じます。

公的部門による金の大量売却は本受益権への投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

中央銀行、その他の政府当局、国際組織から構成される公的部門は、準備資産の一部として金を売買し、保有します。公的部門は大量の金を保有し、その大部分は動きがありません。すなわちこれらの金は、金庫で保管され、公開市場において売買、賃貸、スワップその他の形で動くことはありません。将来における経済、政治もしくは社会の情勢または圧力により公的部門が一斉にまたは協調せずに保有する金資産を清算する必要が生じる場合、市場への金供給の突然の増加に対応するのに金の需要が不足する可能性があります。その結果、金価格は大幅に下落する可能性があり、それにより本受益権への投資に悪影響が生じることとなります。

金の価格は、ETFまたは金の市場に連動するその他の上場ピークルによる金の売却により影響を受ける可能性があります。

既存の上場投資信託(以下「ETF」といいます。)または金の市場に連動するその他の上場ピークルが、物理的な金地金に関する需要のうち多くの割合を表章する場合、これらETFまたはその他の上場ピークルの有価証券に多くの償還があったとき、金地金の価格ならびに本受益権の価格およびNAVに悪影響を及ぼす可能性があります。

本信託によって保有される金の価値は、LBMA午後金価格を用いて決定されます。LBMA午後金価格に対するあらゆる将来的な変更およびLBMA午後金価格の算定における潜在的な不一致は本信託によって保有される金の価値に影響を与え、受益権に対する投資に悪影響をもたらす可能性があります。

LBMA金価格は、IBAにより管理される現物決済の、電子的に取引可能なオークションにおいて、参加者により、有効なオークション時間に参加者によって出された買い注文および売り注文を付き合わせて金の価格を決定する入札方法を用いて、毎営業日に2回(ロンドン時間午前10時30分および午後3時)決定されます。本信託の純資産価額は、本信託の主たる市場であるNYSEアーカが通常取引を行っている各日に、LBMA午後金価格を用いて、決定されます。特定の評価日においてLBMA午後金価格がニューヨーク時間午後12時までに公表されない場合、次の直近のLBMA金価格(午前または午後)が、本信託の純資産価額の決定に用いられます。本信託、スポンサーおよび受託者は、LBMA金価格の設定に関与しません。物理的な金を裏付けとする他の信託もまた、LBMA金価格を用いて、その純資産価額を決定しています。2015年3月20日、LBMA金価格はロンドン金値決めに代わる指標となり、広く用いられる毎日の金の価格の指標となりました。

LBMA午後金価格が、正確な指標でないと判明し、その他のメカニズムにより決定される価格と大きく異なる場合には、本信託の純資産価額および本受益権に対する投資の価値に悪影響をもたらされる可能性があります。LBMA午後金価格に大きな影響を与える程度のかかる指標についてのあらゆる将来的な変更は、本信託の純資産価額および本受益権に対する投資の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、LBMA午後金価格の算定は、正確な方法ではありません。むしろ、オークションプロセスにおける参加者ならびにオークションプロセスにおいて参加者からの注文に応じて金を売ろうとする参加者の顧客および特定の価格で金を買おうとする参加者の顧客からの注文を付き合わせる方法に基づいています。したがって、LBMA午後金価格は、市場における金の各買主および売主を反映し、特定の日または時間における全ての買または売りの注文がなされた決定的な金の価格を設定することを意味するものではありません。オークションプロセス中になされた、参加者による全ての注文は、LBMA午後金価格オークションプロセスに従って決定された価格に基づき実行されます(オークション実行中に、注文が取り消されるか増減がある場合)。特定の日において、LBMA午後金価格の公表の遅延またはシステムがLBMA午後金価格を処理できない事態を招くような、電子的な障害またはその他の予期できない事由が発生することもあります。

本信託の金が紛失、損傷、盗難に遭うかまたはアクセスが制限される可能性があります。

本信託のために、本カストディアンまたはサブカストディアンによって保有されている本信託の金の延べ棒の一部または全部が紛失、損傷または盗難に遭うリスクが存在します。本信託の保有する金の延べ棒へのアクセスもまた、自然事象(地震等)または人間による行為(テロ攻撃等)により制限される可能性もあります。こうした事由のいずれも、本信託の運営に、ひいては本受益権への投資に、悪影響を及ぼす可能性があります。

金が紛失、損傷、盗難または破損した場合に、本信託が十分な回復財源を有していない可能性があり、詐欺の場合であっても、回復額が詐欺が発覚した時点の金相場に制限される可能性があります。

本信託、受託者およびスポンサーに対するニューヨーク州法上の、本カストディアンに対する英国法上の、ならびにサブカストディアンに対するカストディ業務に適用される法律上の、本受益権保有者の求償権は制限されません。本信託は保有する金について付保しません。各本カストディアンは、適切と考える条件によりその業務に関する保険を維持しますが、かかる保険は本カストディアンが保有する金の全量をカバーしておりません。本信託は、かかる保険の受取人ではなく、付保範囲の存在、性質または金額を決定することはできません。したがって、本受益権信託者について、本カストディアンが本カストディアンが本信託のために保有する金に関する十分な額のまたはいかなる保険をも維持するという保証はできません。さらに、本カストディアンおよび受託者は、直接または間接的なサブカストディアンに対して、カストディ業務または本信託に代わり保有する金に関して、付保または保証金の設定を要求しません。したがって、保険により補償されておらず、誰も損害について責任を負わない損失が本信託の保有する金に関して生じる可能性があります。

本カストディアンは、カストディ契約に基づき制限されます。HSBCカストディ契約では、HSBCは、義務を履行する際のHSBC自身の過失、不正行為、または故意の債務不履行がその直接的原因になった損失にのみ責任を負います。HSBCの責任は、HSBCの特定口座契約の場合、かかる過失、不正行為、または故意の債務不履行がHSBCに発見された時点において本信託の特定金口座に保有される金の延べ棒の市場価額にさらに限定され、また、HSBCの非特定口座契約の場合、かかる過失、不正行為、または故意の債務不履行がHSBCに発見された時点において本信託の非特定金口座に預託されている金の量に制限されることとなります。HSBCは、HSBCとの認定参加者の非特定金口座契約に基づくその職務遂行に関する自身の重過失、詐欺または故意の不履行を直接の原因としない、認定参加者に生じた損失について、契約その他の形で責任を負わず、いかなる場合においても、その責任は、当該懈怠、詐欺または故意の不履行がHSBCに発見された時点の認定参加者の、HSBCの非特定金口座中の残高の市場価格を超えないものとします。JPMカストディ契約では、JPMは、義務を履行する際のJPM自身の過失、不正行為、または故意の違法行為がその直接的原因になった損失にのみ責任を負い、JPMの責任は、かかる過失、不正行為、または故意の違法行為の時点における本信託の特定口座残高と非特定口座残高の総市場価額に限定されます。

さらに、本カストディアンは、カストディ契約に基づく履行遅滞または不履行につき、その合理的支配を超える原因を理由とするものについても責任を負いません。その結果、受託者または投資家による英国法上の求償権は制限されます。さらに、英国コモン・ロー上、本カストディアンまたはサブカストディアンは、その合理的支配を超える原因を理由とするカストディ義務の履行遅滞または不履行について責任を負いません。

金の延べ棒は、適切な本カストディアンのロンドンの金庫所在地に輸送されるまで、本カストディアンにより指名される1ないし複数のサブカストディアンが、またはHSBCの場合、HSBCにより指名されたサブカストディアンが委託する1ないし複数のサブカストディアンによって保有されることがあります。HSBCカストディ契約の下では、本信託の金の延べ棒をHSBCにより指名されたサブカストディアンから引渡しを受けるために商業的に合理的な努力を払うHSBCの義務を除き、HSBCは、サブカストディアンの選任が過失または悪意で行われていない限り、かかるサブカストディアンの作為または不作為について責任を負いません。

カストディ契約に基づく本カストディアンの義務およびHSBCとの各認定参加者の非特定金口座契約に基づくHSBCの義務は、英国法に準拠します。本カストディアンはサブカストディアンと取決めを締結することができ、かかる取決めもまた英国法に準拠する可能性があります。本信託は、ニューヨークのインベストメント・トラストです。連邦裁判所、ニューヨーク州裁判所またはその他のアメリカ合衆国所在の裁判所は、英国法(カストディの手配に関連する限り、大部分が制定法ではなく判例に由来します。)、LBMA規則またはロンドンのカストディ市場における慣例および慣行の解釈に問題のある可能性があります。連邦裁判所、ニューヨーク州裁判所またはその他のアメリカ合衆国所在の裁判所において、受託者がサブカストディアンを訴えることは困難または不可能な場合があります。さらに、合衆国裁判所、ニューヨーク州裁判所またはその他のアメリカ合衆国所在の裁判所による判決を外国の裁判所で執行することは、本信託にとって困難で、時間がかかる、および/または費用がかかる可能性があります。

一次的に金を保有するサブカストディアンが本信託の金の延べ棒を保管する際に注意義務を果たさなかった場合、受託者または本カストディアンによるかかるサブカストディアンからの損害回復は、適用ある英国法上またはその他の適用法上認められることのある求償権のみに制限される可能性があります。受託者または本カストディアンのサブカストディアンに対する求償権が前記のように制限される場合、本信託は損失について十分に補償されない可能性があります。

本信託の金の延べ棒が紛失、損傷、盗難または破損し、ある当事者が本信託に対する責任を負う場合、当該責任を負う当事者は、本信託の請求に応じるに足る財源を有していない可能性があります。例えば、具体的な紛失があった場合、本信託にとっての唯一の回復先は、本カストディアンもしくは(指名されている場合は)1ないし複数のサブカストディアンまたは(特定できる場合に限られるが)その他の責任を負う第三者(例えば、窃盗犯またはテロリスト)に限定され、これらのいずれもが本信託の有効な請求に応じるだけの財源(賠償責任保険による付保を含みます。)を有していないという可能性があります。

本受益権保有者または認定参加者のいずれも、カストディ契約上、本カストディアンまたはサブカストディアンに対する受託者の請求権を主張する権利を有しておらず、カストディ契約上の請求権は、本信託に代わり受託者によってのみ主張することができます。

受託者および本カストディアンは、本信託の金の延べ棒を本カストディアンのロンドンの金庫所在地に輸送するまで一時保有することのあるサブカストディアンの活動を監督または監視しないため、サブカストディアンが本信託の金の延べ棒の保管に当たり適切な注意義務を履行しない場合には、本信託に損失が生じる可能性があります。

カストディ契約に基づき、各本カストディアンは、本信託の全ての金の延べ棒を本カストディアン自身の金庫所在地で保有することに同意しています。ただし、金の延べ棒が本カストディアンの金庫所在地以外の金庫に割り当てられている場合を除きます。この場合には、各本カストディアンは、自らの費用と責任で、当該金の延べ棒を本カストディアンのロンドンの金庫まで速やかに輸送するべく商業的に合理的な努力を払うことに同意しています。それでもなお、本信託の金の延べ棒の一部が、本カストディアン、またはHSBCの場合、当該サブカストディアンのサブカストディアンにより指名された1ないし複数のサブカストディアンにより保有される期間が存在する可能性があります。

本カストディアンは、いずれも、サブカストディアンの指名にあたり合理的注意を払うことを求められます。JPMはサブカストディアンのいかなる作為、不作為または倒産の結果として本信託が被ったいかなる損失(サブカストディアンの指名におけるJPMの不正行為または過失から直接生じた範囲を含みます。)にも責任を負い続ける一方で、HSBCは自身が指名したサブカストディアンに関して追加の責任を全く負いません。ただし、関係するサブカストディアンの指名におけるHSBCの不正行為、過失または悪意から直接生じた損失の範囲を除きます。HSBCに指名されたサブカストディアンは、さらに追加のサブカストディアンを指名することができますが、HSBCは、かかるサブカストディアンの指名について責任を負いません。HSBCは、サブカストディアンによるカストディ業務の遂行または追加のサブカストディアンの選任を監視する責任を負いません。JPMは、JPMが認識する、サブカストディアンに存在する困難や問題を受託者およびスポンサーに通知しますが、それ以外についてはサブカストディアンの業務遂行を監視する義務はありません。受託者は、サブカストディアンの業務執行を監視する責任を負いません。さらに、受託者は、本信託の金の延べ棒またはサブカストディアンが管理する記録を検査する目的で、サブカストディアンの構内を視察する権利を有していないことがあり、いかなるサブカストディアンも、受託者がかかるサブカストディアンの施設、手順、記録または信用力について実施したいと考える検査に協力する義務を負いません。

さらに、カストディ契約上、本信託の金の延べ棒および本カストディアンが管理する特定の関連する記録を検査する目的で、受託者が各本カストディアンの構内を視察する権利は限定的であることから、受託者による本カストディアンの業務遂行の監督は、限定的なものとなる可能性があります。

受託者および本カストディアンによるサブカストディアンの提訴は制限される可能性があり、これによりサブカストディアンが本信託の金の延べ棒を保管する際に適切な注意義務を果たさなかった場合に本信託が損失を被る可能性が高まります。

一次的に金を保有するサブカストディアンが本信託の金の延べ棒を保管する際に注意義務を果たさなかった場合、受託者または本カストディアンによるかかるサブカストディアンからの損害回復は、適用ある英国法上認められることのある求償権、またはサブカストディアンが英国に所在しない場合、その他の適用法上認められることのある求償権のみに制限される可能性があります。これは、本信託の金の延べ棒を保有するサブカストディアンと受託者または本カストディアンのそれぞれとの間に書面による契約の取決めがなされることが想定されていない場合があるためです。受託者または本カストディアンのサブカストディアンに対する求償権が前記のように制限される場合、本信託は損失について十分に補償されない可能性があります。

本カストディアンが所有する本信託の非特定金口座および本カストディアンまたはもう一つのLPMCLクリアリングバンクが所有する認定参加者の非特定金口座で保有される金は、関連するカストディアンまたはLPMCLクリアリングバンクの資産から分別されません。カストディアンまたはもう一つのLPMCLクリアリングバンクが倒産する場合、その資産は、本信託または認定参加者による請求に応じるのに不足する可能性があります(該当する場合)。さらに、カストディアンが倒産する場合、カストディアンが所有する本信託の特定金口座で保有される金地金を特定する際に遅延および費用が発生する可能性があります。

購入請求のための預託の一部または解約分配の一部である金は、一時的に本カストディアンが所有する本信託の非特定口座で保有され、その前またはその後は、本カストディアンまたはLPMCLクリアリングバンクが所有する認定参加者の非特定金口座で保有されます。この間、本信託および認定参加者(場合によります。)は、本カストディアンまたはもう一つのLPMCLクリアリングバンクが保有する特定の金地金に対する所有権を有さず、それぞれが本カストディアンの個々の非特定金口座で保有する金の数量に関して本カストディアンまたは他のLPMCLクリアリングバンクに対する無担保債権者となります(該当する場合)。さらに、本カストディアンが本信託の金の分配を、適時に、適切な数量をもって、もしくはその他の点につき本カストディアンとの非特定口座契約の条件に従って、行わなかった場合、またはサブカストディアンが本信託のために保有する金を分別しなかった場合、配分されなかった金は本カストディアンの資産から分離されず、本信託は、本カストディアンが倒産した際に保有する数量に関して本カストディアンに対する無担保債権者となります。本カストディアンまたはもう一つのLPMCLクリアリングバンクが倒産した場合、関連する本カストディアンまたはLPMCLクリアリングバンクの資産は、本信託または認定参加者による各自の非特定金口座で保有される金の数量についての請求を満たすのに不足する可能性があります(該当する場合)。

本カストディアンが倒産した場合、清算人は、本カストディアンが保有する全ての勘定(当該本カストディアンが所有する本信託の特定口座を含みます。)で保有される金へのアクセスの凍結を求める可能性があります。本信託は特定された金の延べ棒の法的所有権を保持しますが、本信託は、特定された金の延べ棒の占有の取得に関連して費用を負担する可能性があり、また清算人による本カストディアンに起因する未払いの手数料の請求についての主張は、バスケットの設定および解約を遅らせる可能性があります。

本カストディアンは、金地金のカストディ業務は、政府による特定の監督規制を受けません。

各本カストディアンは、認定参加者によるバスケットの設定に関して本カストディアンが本信託に割り当てた本信託の金地金の保護預かりに責任を負います。各本カストディアンはまた、本信託のために維持する非特定金口座および認定参加者のために維持する可能性のある非特定金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを行います。本カストディアンは、いずれも、(貴金属市場参加者にとっての原則を示す)LBMAの規則に基づくマーケット・メーカー、クリアラーおよび承認検量者ですが、LBMAは公的機関または政府の規制機関ではありません。さらに、本カストディアンは、米国の規制機関による一般銀行規制に服し、またPRAおよびFCAにより英国において一般的な規制を受けますが、かかる規制は、英国における本カストディアンの金地金のカストディ業務を直接的に対象とするものではありません。したがって、本信託は、本信託の金を安全に保管するために、LBMAのベストプラクティスを遵守しおよび金地金のカストディ業務の十分な内部統制を遂行することについて、本カストディアンに依存しています。

本信託は、受託者、本カストディアンならびにマーケティング・エージェントの情報およびテクノロジーシステムに頼っており、さらに比較的度は低いものの、情報システム妨害、サイバーセキュリティー攻撃または本信託の記録保管および管理に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の障害の影響によって、悪影響を受ける可能性のあるスポンサーにも頼っています。

本カストディアン、受託者およびマーケティング・エージェントは情報テクノロジーインフラに頼っており、それには本信託に関連する事業を行うためのネットワーク、ハードウェアおよびソフトウェアシステムも含まれます。サイバーセキュリティーの事故や、コンピューターシステム、ネットワークおよび情報をサイバーセキュリティーの脅威から保護することに失敗した場合、情報の損失および本信託を代替して行う業務を含む、彼らの事業を行う機能に悪影響をもたらします。ネットワークおよびその他のサイバーセキュリティー対策を実行しても、彼らの安全対策は、すべてのサイバーセキュリティーの脅威から保護するには十分ではない可能性があります。

本信託、スポンサーおよびその業務受託者は、地政学的事象(中東における進行中かつエスカレートする紛争を含みます。)、ウクライナにおける戦争の継続および国際貿易政策の変化の影響に対して脆弱です。

地政学的事象(中東における進行中かつエスカレートする紛争を含みます。)、ウクライナにおける戦争の継続およびその他の国際的な戦闘は、スポンサーおよびその業務受託者の経済活動に混乱を生じさせ、潜在的に影響を及ぼす可能性があり、本信託に悪影響を及ぼす可能性があります。

2023年10月7日、ガザからの戦闘員がイスラエルの街に対して大規模な攻撃を仕掛け、結果として市民と兵士が死亡し、人質が取られました。それに対して、イスラエルはハマスに対する戦争を宣言し、ハマスおよびガザにいる他の戦闘集団を標的とした軍事作戦を開始しました。継続する紛争はより広範に地域的な不安定、軍事的エスカレーションおよび国際的な政治的主体による行動(制裁、外交介入および軍事姿勢を含みます。)を引き起こし、金融市場の不安定性を増幅させており、今後も続くかもしれません。これらの動きは、地域的および国際的な経済状況に悪影響を及ぼし、金価格、ひいては本受益権の価格の変動に寄与する可能性があります。追加のリスクとしては、国際的な航路、エネルギー市場およびより広範なコモディティのサプライチェーンへの混乱を含み、これらはすべて金市場に影響を与える可能性があります。

同様に、2022年2月下旬にロシアの侵攻で開始したウクライナにおける戦争は、地政学的および経済的なリスクを抱え続けています。2022年3月7日、当該日より前に生産された延べ棒は依然としてグッド・デリバリーとして受け入れられているものの、侵攻に対して、LBMAはロシアの貴金属精錬業者6社の認定を停止しました。さらに、米国、英国およびEUはロシア産の金の輸入、購入および譲渡に制限を課しました。これらは、以下の措置を含みます。

2022年6月28日付のロシア産の金の輸入を禁止する米国の規制

2022年7月21日以降のロシア産の金の輸入、取得および受渡しを禁止する英国の規制

2022年7月22日以降に輸出されたロシア産の金の輸入、購入、または譲渡を禁止するEUの規制

ロシアの行為に対する各国および政府機関の反応、包括的緊張の拡大、ならびに紛争の拡大へのウクライナ軍の反応およびその可能性が、概して金融市場の不安定性を増幅させ、地域的および国際的な経済市場に悪影響を及ぼし、金の価格および本受益権の価格を不安定にする可能性があります。加えて、ウクライナにおける紛争は、国際的な政治的影響ならびに制裁、海運の中断、付随的な戦争の損害およびウクライナの国境を越えて紛争が拡大する可能性を含む見通しに伴って、金市場を混乱させる可能性があります。

武力紛争および制裁により引き起こされたリスクに加え、国際貿易政策の変化(関税やその他の貿易障壁の賦課を含みます。)は、金価格および本受益権の価値に影響を及ぼす可能性があります。金価格は、様々な地政学的およびマクロ経済的要因(貿易政策の変化を含みます。)による変動の影響を受けます。主要な金の輸入または輸出国による関税やその他の貿易障壁の賦課は、国際的なサプライチェーンを混乱させ、クロスボーダー取引の需要を減少させ、または金の生産価格を上昇させる可能性があります。さらに、貿易摩擦および関連する政策の不確実性は、市場の不安定さを増加させる可能性があり、投資家の感情および金の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。貿易摩擦および関連する政策の不確実性は、為替の変動(特に米ドル)を引き起こし、通常ドル建てである金価格に影響を与える可能性があります。これらの動きは、金価格および本受益権の価値に対して正のもしくは負の影響を及ぼす可能性があります。

本信託、スポンサーおよびその業務受託者は、コロナウイルス感染症の流行(以下「COVID-19の流行」といいます。)のような公衆衛生上の危機の影響に対して脆弱です。

COVID-19の流行およびその他の公衆衛生上の危機は、スポンサーおよび業務受託者の運営能力に潜在的に影響を及ぼしうる、経済活動の縮小を引き起こす可能性があります。COVID-19の流行または同様の公衆衛生上の脅威により、遅延および障害ならびに市場の混乱および一時停止(政府による規制や予防的措置の結果によるものを含みます。)が引き起こされ、本信託に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。COVID-19の流行は、例えば、金融市場における著しい不確実性および不安定性を含む、社会、経済、金融システムに対する実質的な影響を生じさせました。

潜在的な利益相反が、スポンサーまたはその関連会社と本信託との間で生じる可能性があります。

スポンサーおよびその関連会社と、本信託およびその株主との間で、利益相反が生じる可能性があります。それらの利益相反の結果、スポンサーは自身およびその関連会社の利益を、本信託およびその株主より優先する可能性があります。たとえば、スポンサー、その関連会社ならびに彼らの役員および従業員は、本信託と直接競合する可能性のあるものを含む、その他の事業や活動に従事することを禁止されていません。

本受益権の価値は、本信託が保有する金の価値に直接連動し、金の価格変動は本受益権への投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

本受益権は、金価格の変動を可能な限りそのまま反映するよう設計されており、本受益権の価値は、本信託が保有する金の価値に直接連動します(債務(発生済として見積もられている費用を含みます。)を控除します。)。金価格は、過去数年間に渡り、大きく変動しました。以下のような様々な要件が金価格に影響を及ぼす可能性があります。

世界規模での金の需給。これは、装身具における金の使用、技術的および工業的利用、延べ棒、コイン、その他の金製品の形態での投資家による購入、金生産者による先物売り、金のヘッジポジションを解消するための金生産者による購入、中央銀行による売買ならびに中国、アメリカ合衆国およびオーストラリアといった主要金産出国の産出水準および費用水準といった要素による影響を受けます。

国際的もしくは地域的な政治、経済または金融に関わる事象および状況、特に性質上想定外のもの

投資家の有するインフレ率の見通し

為替相場

金利

ヘッジ・ファンドやコモディティ・ファンドによる投資や取引活動

所得の伸び、国内総生産および金融政策等のその他の経済変数

本受益権は重大な価格変動に直面しています。仮に金市場が激しい価格変動にさらされ続けるとすれば、金投資時よりも金価格が低いときに本受益権を売却する必要がある場合、損失が発生する可能性があります。たとえ長期間本受益権を保有し続けることができたとしても、金市場は、激しい価格変動に加え、歴史的に長期間、価格の停滞または低下が続いているため、利益を享受できるとは限りません。

さらに、金は、世界中の投資家により財産を保全するために利用されていますが、投資家は、将来的な購入力の点からみて金が長期的な価値を維持するという保証がないことに留意すべきです。金価格が下がる場合、スポンサーは、本受益権への投資価値もこれに比例して下がるものと考えています。

LBMA午後金価格の完全性および信頼性に対する懸念が生じる場合、結果的に実態がないことが証明される場合でも、かかる懸念は金に対する投資家の関心に悪影響を与え、ひいては金の価格および本受益権への投資の価値に悪影響を与える可能性があります。

本信託の純資産価額はLBMA午後金価格を用いて決定されるため、LBMA午後金価格の計算における不一致または操作は本受益権への投資の価値に悪影響を与える可能性があります。さらに、価格決定メカニズムの完全性および信頼性に対する懸念は、本受益権等、LBMA午後金価格を用いる金や商品の取引に混乱を生じさせる可能性があります。加えて、かかる懸念は、潜在的に、LBMA午後金価格を計算する方法の変更および/またはLBMA午後金価格の完全な廃止をもたらす可能性があります。これらがそれぞれ要因となって、本受益権等、LBMA午後金価格を用いる金や商品の流動性の減少または価格ボラティリティの増大がもたらされる可能性があり、あるいは本受益権の取引価格に悪影響がもたらされる可能性があります。

本受益権によって表章される金の数量は、本信託の存続期間中、本受益権の取引価格が金価格の変動に対応して上下するのとは無関係に、本信託の費用を支払うのに必要な金の売却によって、継続的に減少します。

各発行済本受益権は、本信託が保有する金に対する割合的な未分割の持分を表章します。本信託には利子が付かず、本信託は継続的な費用の支払のために定期的に金を売却します。そのため、各本受益権により表章される金の数量は、時間とともに漸次減少します。金の本信託への追加の預託と引き換えに発行される本受益権に関しても同様です。これは、本受益権を設定するのに必要な金の数量は、設定時における発行済の本受益権により表章される金の数量に比例するためです。金価格が一定だと仮定した場合、本受益権の取引価格は、本受益権により表章される金の数量が漸次減少するのに伴い、金価格に比例して次第に低下していくものと見込まれます。

投資家は、本受益権の取引価格が金価格の変動に対応して上下するのとは無関係に、本受益権により表章される金の数量が徐々に減少していくことに留意すべきです。

本信託は消極的な投資主体です。これは、本受益権の価値が、本信託がアクティブ運用されていれば避けられたかもしれない信託損失により悪影響を受ける可能性があることを意味します。

受託者は、本信託により保有される金をアクティブ運用しません。これは、受託者が、金が高値の際に売却しないこと、または、将来価格が上昇するという見通しに基づいて金を安値で取得しないことを意味します。これはまた、受託者が、価格低下による損失リスクを減少させるために専門的な金投資家によって利用されるヘッジ技術を利用しないことを意味します。本信託による継続的な損失は、本受益権の価値に悪影響を及ぼすこととなります。

本受益権は、本受益権 1 口当たりNAVと同額で取引されることもあれば、これよりも高い価格で、あるいは低い価格で取引されることもあり、本受益権 1 口当たりのNAVに対する取引価格のディスカウントまたはプレミアムの幅は、COMEXとNYSEアーカ取引所との間で取引時間が同じでないことにより広がる可能性があります。

本受益権は、本受益権 1 口当たりNAVと同額で取引されることもあれば、これよりも高い価格で、あるいは低い価格で取引されることもあります。本受益権 1 口当たりNAVは、本信託の資産の市場価値の変化に伴い変動します。本受益権の取引価格は、本受益権 1 口当たりNAVの変動や市場の需給に伴い変動します。本受益権 1 口当たりのNAVに対する取引価格のディスカウント額またはプレミアム額は、COMEXとNYSEアーカ取引所との間で取引時間が同じではないことにより影響を受ける可能性があります。本受益権はニューヨーク時間の午後 8 時までNYSEアーカ取引所で取引されるものの、国際金市場における流動性は、ニューヨーク時間の午後 1 時30分にCOMEXが終了した後は低下する可能性があります。その結果、この時間中は、本受益権についての取引スプレッドおよびプレミアムまたはディスカウントの幅が広がる可能性があります。

金価格が下がっている時に費用支払のために本信託が金を売却する場合、本受益権の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

受託者は、本信託の費用を支払う必要に応じて、その時点の金価格に拘らず、本信託が保有する金を売却します。本信託はアクティブ運用されていないため、金の価格変動の影響を避ける目的で、または金の価格変動を利用する目的で金の売買は行われません。したがって、本信託の金は、金価格が下がっている時に売却される可能性があります。結果として本受益権の価値が悪影響を受ける可能性があります。

本受益権保有者は、1940年投資会社法(その後の改正を含みます。)の下で登録されている投資会社の持分に関連する保護またはCEAにより認められた保護を与えられていません。

本信託は、1940年投資会社法(その後の改正を含みます。)に基づき投資会社として登録されておらず、同法に基づく登録を義務づけられていません。したがって、本受益権保有者は登録された投資会社への投資家に与えられている規制上の保護を受けていません。本信託は、CFTCにより管理されるCEAの規制を受ける商品先物契約を保有せず、またその取引を行いません。さらに、本信託は、CEAの目的上コモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者またはマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権に関連してコモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者としてCFTCによる規制に服しません。したがって、本受益権保有者は、CEAの規制を受ける商品またはコモディティ・プールへの投資家に与えられる規制上の保護を受けていません。

本信託は、本受益権保有者にとって不利な時に終了および清算を必要とする可能性があります。

本信託が終了および清算を必要とする場合、かかる終了および清算は、本受益権保有者にとって不利な時期、例えば金価格が本受益権保有者が本受益権を購入した時よりも下がっている時期に行われる可能性があります。かかる状況で、本信託の金の本信託の清算の一環として売却される場合、それにより本受益権保有者に分配される手取金は、金価格が売却時に上がっていた場合と比べて低くなります。

本受益権の流動性は、認定参加者の離脱により影響を受ける可能性があります。

本受益権について大量に持分を保有する1または複数の認定参加者が離脱する場合、本受益権の流動性が減少する可能性があります、これは本受益権の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

活発な取引市場の不足または本受益権の取引の中断は、本受益権の処分時における投資の損失をもたらす可能性があります。

受益権はNYSEアーカ取引所における取引に上場されていますが、本受益権に関する活発な取引市場が維持されるという保証はできません。本受益権に関する活発な市場が存在しない時、または有価証券全般もしくは本受益権の取引が中断されている時に投資家が本受益権を売却する必要がある場合、(仮に当該投資家がそれらを売却できた場合、)これは、投資家が本受益権に関して受領する価格に最も悪影響を及ぼす可能性があります。

一定の場合に、解約請求が受託者により延期、停止または拒絶される可能性があります。

(1)週末または休日以外にNYSEアーカ取引所が閉鎖されているか、NYSEアーカ取引所における取引が停止または制限されている場合に、その期間、(2)緊急事態が存在している結果として金の引渡し、処分または評価が合理的に行えない期間、または(3)スポンサーが本受益権保有者の保護のために必要であると決定するその他の期間、受託者は、その単独の裁量により解約権を停止するかまたは解約決済日を延期することができ、スポンサーにより指示された場合には停止または延期を行います。さらに、受託者は、解約請求が参加者契約に定める適切な様式によらない場合または請求の実施が弁護士の見解において違法である場合、かかる請求を拒絶します。かかる延期、停止または拒絶により、解約を行おうとする本受益権保有者が悪影響を受ける可能性があります。例えば、結果として解約が遅れたことにより、遅延していた期間に本受益権の価格が下がった場合には、本受益権保有者の解約分配の価値が悪影響を受ける可能性があります。信託約款に基づき、スポンサーおよび受託者は、かかる停止または延期により生じ得る損失または損害に対する責任を免除されます。

本受益権保有者はその他一定のピークルの投資家が享受する権利を有していません。

本受益権は、インベストメント・トラストに対する持分として、会社の株式所有に通常結びついている法令上の権利(例えば、「少数株主圧力」をかける権利や「株主代表」訴訟を提起する権利を含みます。)を有していません。さらに、本受益権は、限定的な議決権および分配権しか有していません(例えば、本受益権保有者は取締役の選任権を有しておらず、配当を受領しません。)。下記「第2 管理及び運営 - 4 受益者の権利等 - (1)受益者の権利等 - 受益権に係る受益債権の内容」をご参照ください。

本受益権への投資はその他の金への投資方法と競合することで悪影響を受ける可能性があります。

本信託は、その他の金融ビークル(金業界の会社により発行された従来型の社債および株式ならびに金担保または金とリンクしたその他の証券を含みます。)、金への直接投資および本信託と同様の投資ビークルと競合します。市況、財務状況およびスポンサーの支配の及ばないその他の状況により、その他の金融ビークルへの投資や、または金への直接投資のほうがより魅力的なものとなる可能性があり、これにより本受益権の市場が制限され、本受益権の流動性が縮小する可能性があります。

マーケティング・エージェントおよび認定参加者にスポンサーが一定の債務を補償できなかった場合にこれらの者に補償する本信託の義務は、本受益権の投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

スポンサーは、マーケティング・エージェント、そのパートナー、取締役および役員またはマーケティング・エージェントを支配する者ならびにこれらの承継人および譲受人を、以下の各号に関係してマーケティング・エージェントが負担する損失、損害、費用、債務または請求権について補償すること、ならびにマーケティング・エージェントがこれらについての支払義務を負担する場合にこれを分担することに同意しています。

- (1) 目論見書(仮目論見書、目論見書の補足書類および目論見書の添付資料を含みます。)がその一部を構成する登録届出書に含まれた重要な事実に関する不実記載もしくは不実であると主張される記載、または当該書類に記載を要する重要事実もしくは当該書類中の記述に誤解を生じさせないために必要な重要な事実の遺漏、または遺漏があったと主張される場合
- (2) マーケティング・エージェント契約に基づく表明保証または誓約に関してスポンサーが行った重要事実に関する不実記載もしくは不実であると主張される記載、またはスポンサーによる当該契約中の同意または約束の不履行
- (3) 本受益権の販売に関して用いた資料に含まれる重要事実に関する不実記載または不実であると主張される記載
- (4) 特許および契約の紛争に関連する第三者の請求を取り巻く状況
- (5) マーケティング・エージェントによるマーケティング・エージェント契約に基づく職務遂行

受託者は、マーケティング・エージェントに対し、前記に基づく補償および分担額について、本信託の資産のみからおよび本信託の資産の範囲で、スポンサーが期限到来時に直接支払っていない限度で、補償することに同意しています。参加者契約に基づき、スポンサーはまた、一定の債務(証券法に基づく債務を含みます。)について認定参加者を補償し、認定参加者がかかる債務に関して支払義務を負担する場合にこれを分担することに同意しています。受託者は、認定参加者に対し、本信託の資産のみからおよび本信託の資産の範囲で、スポンサーが支払期限にかかる金額を支払っていない限度で、当該債務に関してスポンサーが支払う補償および分担額について、償還することに同意しています。本信託がかかる額の支払を求められる場合、受託者は、かかる額を支払うために本信託の資産の売却を要し、これに応じて本信託のNAVは減少し、それにより本受益権への投資に悪影響が生じます。

信託約款に基づき、スポンサーは、信託約款に基づくスポンサーの活動に関係して行った支払につき、自己の行為が信託約款の条項上、補償を受ける資格を喪失しない限度で、本信託に補償を求めることができる場合があります。スポンサーはまた、マーケティング・エージェント契約または参加者契約に基づき発生した損失、債務または費用について、かかる損失、債務または費用が受託者によりスポンサーに提供された書面に含まれる重要な事実に関する不実記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受け、不利益を蒙らない措置を本信託から受けます。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本信託は金の預託と引き換えに、本信託の財産に対する非分割の部分的持分を表章する本受益権を発行し、本受益権の償還に関連して金を交付するのみであるため、上記記載の投資リスクに対する特定の管理体制を有していません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

認定参加者は、バスケットの設定または解約の請求1件につき2,000ドルの取引手数料を受託者に支払うことを要します。1件の請求には複数のバスケットを含めることができます。取引手数料は、受託者により、スポンサーの承諾を得て、変更を行うことができます。受託者は、取引手数料の変更合意についてDTCに通知するものとし、通知日から30日が経過するまではバスケットの解約手数料の引き上げを実施しません。取引手数料は、設定および解約の請求受領時のバスケットの評価額の0.10%を超えません。

(2)【買戻し手数料】

上記「(1)申込手数料」をご参照ください。

(3)【管理報酬等】

本信託の経常費用のみが、日次純資産価額の0.40%に相当する年率で生じるスポンサー費用です。スポンサー費用の代わりに、スポンサーは本信託の通常の手数料および費用を支払うことに合意しています。本信託の通常の手数料および費用は、受託者の手数料および費用、本信託の金地金の金カストディ業務の手数料および費用、スポンサーの報酬および費用、一定の税金、マーケティング・エージェント報酬、印刷および郵便費用、リーガルおよび監査費用、登録費用、NYSEアーカ取引所上場費用ならびにその他マーケティング手数料および費用を含みます。さらに、JPMとの個別契約において、スポンサーは、JPMに対し、カストディアンとしてJPMが提供したサービスにかかるあらゆる付加価値、売上高または類似の賦課される税金(本来、本信託が支払うべきかかる税金を含みます。)を支払うまたは償還することを合意しました。2025年9月30日に終了した年度におけるスポンサー費用は、363,083,124ドルでした。

また、本信託により以下の費用が発生し、支払われる可能性があります。

- ・ カストディ契約に基づき本信託のために受託者により支払われる本カストディアンの費用およびその他の請求((1)関連する税金、関税および政府賦課金、ならびに(2)本カストディアンを補償する義務を含みます。)、ならびにスポンサーの書面における事前承認を条件に、(A)金のカストディ、預託または配送ならびに金のカストディおよび保護預かりに関するサービス、ならびに(B)カストディ契約に従いその他のカストディアンにより請求される費用および請求
- ・ 信託約款に基づき行われる特別なサービスに対する受託者の通常では行われない特別な現金払いの支出および費用による受託者の支出
- ・ 一定の税金およびその他の各種政府賦課金
- ・ 各種税金および政府賦課金ならびにバスケットの設定または解約に関して受託者により支払われる税金、費用および請求
- ・ 本信託、金を含むその資産またはSPDR[®] ゴールド・シェアに関してスポンサーに課される税金またはその他の政府賦課金
- ・ 受託者またはスポンサーが本信託ならびに本受益権保有者の権利および利益を保護するために行った行為に対する支出および費用

- ・ 信託約款に基づき許容される受託者またはスポンサーへの補償額
- ・ 事業年度の総額で500,000ドルを超える、本受益権保有者への連絡で発生した費用
- ・ 特定の負債について、上記「3 投資リスク - (1)投資リスク - マーケティング・エージェントおよび認定参加者にスポンサーが一定の債務を補償できなかった場合にこれらの者に補償する本信託の義務は、本受益権の投資に悪影響を及ぼす可能性があります。」において説明される一定の請求権に関する償還額
- ・ (i)スポンサーおよび本信託、(ii)本カストディアン、ならびに(iii)受託者の、事業年度の総額で500,000ドルを超える、弁護士報酬および費用(訴訟費用を含みます。)の金額
- ・ 信託約款に基づきスポンサーにより負担されない本信託のその他全ての費用

(4)【その他の手数料等】

信託費用

受託者は、信託費用の支払いに必要な程度で金を売却します。その結果、売却される金の量は、信託費用の程度と金の市場価格に応じて適宜異なります。受託者が保有する現金には利息は付きません。本信託の通常運営見積費用は毎日発生し、本信託のNAVに反映されます。

本信託による各金の売却は本受益権保有者の課税事由となります。下記「(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

日 本

本ファンドの日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります。

- () 個人に支払われるファンドの分配金は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要とすることも、確定申告により申告する上場株式等(公募株式投資信託を含み、以下同様です。)の配当所得の金額の合計額について、申告分離課税とすることも総合課税とすることもできます。申告不要とした場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。

- () 法人(公共法人等を除きます。)に支払われるファンドの分配金は、法人税算出のため益金として法人税の課税所得に算入されるほか、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。

また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。

なお、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は、法人税から控除されます。

- () 個人が受益証券を譲渡した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。
- a. 受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。また、損失が生じた場合には、当該損失は、他の株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。
 - b. 受益証券は、その譲渡損益について税法上上場株式等として取扱われ、特定口座での取扱いや損失の翌年以降3年間の繰越しも可能です。
- () 分配金および譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

上記内容は、本書提出日現在において施行されている法令に基づくものであり、法令が改正された場合には、内容が変更される場合があります。

米 国

米国所得税

本信託は、金売却時の利益(もしあれば)を除いて、課税対象所得を生み出すものではありません。日本の会社もしくは個人、または日本の居住者で、本受益権を保有している者、つまり、米国連邦所得税の目的上、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)第7701条でそれぞれ定義される(一定の海外居住米国人および以前に米国に長期間居住していた者以外の)(i)外国会社、または、(ii)非居住外国人には、一般的に、(A)本信託が金を売却した際の利益、または、(B)本受益権によって表章される本受益権の売却で得た利益に関して、米国連邦所得税や源泉徴収税が課されることはありません。ただし、(x)そのような利益が、米国における取引や事業の保有者による行為と事実上関連がある場合、または、(y)個人保有者が利益を得た場合で、当該保有者が売却のあった課税年度に183日以上米国にいること、その他の一定条件を満たす場合には、その限りではありません。

米国遺産税および贈与税

米国連邦遺産税法では、米国の市民または(米国連邦遺産税および贈与税目的で決定される)居住者のいずれにも該当しない者に関して、死亡時に米国に「帰属する」財産全てに米国連邦遺産税が課せられます。そのような課税目的上、本受益権は米国に帰属するとみなされる可能性があります。そうなった場合、本受益権は日本の個人所有者の米国総財産に含まれる可能性があり、被相続人が死亡した時点で有効な税率で米国連邦遺産税が課せられます。それに加えて、一定の状況では、米国連邦「世代間移転税」が課せられる可能性もあります。

米国の非市民および非居住者については、一般的に、有形の個人財産または米国に帰属する不動産のみに米国連邦贈与税が適用されます。有形の個人財産(金を含みます。)は、それが実際に米国にある場合には、米国に帰属します。本件は未決ですが、本受益権の所有は、課税上、本受益権の裏付けとなる金の所有であるとみなされるべきでなく、たとえ金を米国のカストディに預託している場合でも同様です。本受益権は無形財産とみなされるべきであり、米国人でない受益権保有者の生存期間中に譲渡された場合には、米国連邦贈与税の対象とするべきではありません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年9月30日現在)

| 資産の種類 | 国名(注1) | 時価合計(注2) | 運用比率(%) |
|---------------|------------|---|---------|
| 金 | ロンドン(英国) | HSBC(ロンドン) 9,224,626千ドル (1,437,842,455千円) | 7.41% |
| | | JPM(ロンドン) 112,539,500千ドル (17,541,531,865千円) | 90.37% |
| | ニューヨーク(米国) | JPM(ニューヨーク) 2,806,989千ドル (437,525,375千円) | 2.25% |
| 小計 | | 124,571,115千ドル (19,416,899,695千円) | 100.03% |
| 現金 | 該当なし | 0ドル (0円) | 0% |
| その他の資産(負債控除後) | | -38,255千ドル (-5,962,807千円) | -0.03% |
| 合計(純資産総額) | | 124,532,860千ドル (19,410,936,888千円) | 100% |

(注1) 物理的な所在地を記載しています。

(注2) 金の時価合計には、金の未収入金を含みます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

上記「(1)投資状況」をご参照ください。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

| 計算期間/各月末 | 本受益権1口当たり純資産価額(ドル/円) | 本信託の純資産価額総額(千ドル/千円) | 換算率 |
|-----------------------|-------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 第19期末 (2023年9月29日) | 173.51ドル (25,953.6円) | 52,521,845千ドル (7,856,217,575千円) | 1ドル=149.58円 |
| 第20期末 (2024年9月30日) | 243.01ドル (34,684.8円) | 73,704,147千ドル (10,519,792,901千円) | 1ドル=142.73円 |
| 第21期末 (2025年9月30日) | 352.09ドル (52,419.2円) | 124,532,860千ドル (18,540,452,197千円) | 1ドル=148.88円 |
| 2024年11月29日 | 244.79ドル (36,899.6円) | 74,858,115千ドル (11,284,112,255千円) | 1ドル=150.74円 |
| 2024年12月31日 | 241.00ドル (38,121.4円) | 73,215,075千ドル (11,581,160,564千円) | 1ドル=158.18円 |
| 2025年1月31日 | 259.49ドル (40,073.0円) | 78,158,065千ドル (12,069,949,978千円) | 1ドル=154.43円 |
| 2025年2月28日 | 261.49ドル (39,137.2円) | 82,394,162千ドル (12,331,934,227千円) | 1ドル=149.67円 |
| 2025年3月31日 | 287.28ドル (42,954.1円) | 93,451,272千ドル (13,972,834,189千円) | 1ドル=149.52円 |
| 2025年4月30日 | 304.42ドル (43,401.2円) | 100,214,765千ドル (14,287,619,046千円) | 1ドル=142.57円 |
| 2025年5月30日 | 302.06ドル (43,457.4円) | 97,988,834千ドル (14,097,653,548千円) | 1ドル=143.87円 |
| 2025年6月30日 | 302.87ドル (43,858.6円) | 100,644,114千ドル (14,574,274,148千円) | 1ドル=144.81円 |
| 2025年7月31日 | 303.82ドル (45,387.7円) | 101,202,096千ドル (15,118,581,121千円) | 1ドル=149.39円 |
| 2025年8月29日 | 315.72ドル (46,385.6円) | 107,756,639千ドル (15,831,605,402千円) | 1ドル=146.92円 |
| 2025年9月30日 | 352.09ドル (52,419.2円) | 124,532,860千ドル (18,540,452,197千ドル) | 1ドル=148.88円 |
| 2025年10月31日 | 369.10ドル (56,878.3円) | 133,984,053千ドル (20,646,942,567千円) | 1ドル=154.10円 |
| 2025年11月28日 | 385.51ドル (60,382.4円) | 140,826,692千ドル (22,057,684,768千円) | 1ドル=156.63円 |

(注1) 上記表において、日本円への換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。ただし、2024年12月31日については、2024年12月30日時点の換算率により計算されています。

東京証券取引所の受益権 1口当たり時価

| 計算期間/各月末 | 受益権 1口当たり時価 | 換算率 |
|------------------------|-----------------------|-------------|
| 第19期末 (2023年 9月29日) | 172.82ドル (25,850円) | 1ドル=149.58円 |
| 第20期末 (2024年 9月30日) | 244.10ドル (34,840円) | 1ドル=142.73円 |
| 第21期末 (2025年 9月30日) | 354.58ドル (52,790円) | 1ドル=148.88円 |
| 2024年11月29日 | 244.86ドル (36,910円) | 1ドル=150.74円 |
| 2024年12月30日 | 241.69ドル (38,230円) | 1ドル=158.18円 |
| 2025年 1月31日 | 258.50ドル (39,920円) | 1ドル=154.43円 |
| 2025年 2月28日 | 265.05ドル (39,670円) | 1ドル=149.67円 |
| 2025年 3月31日 | 286.45ドル (42,830円) | 1ドル=149.52円 |
| 2025年 4月30日 | 304.62ドル (43,430円) | 1ドル=142.57円 |
| 2025年 5月30日 | 303.54ドル (43,670円) | 1ドル=143.87円 |
| 2025年 6月30日 | 301.36ドル (43,640円) | 1ドル=144.81円 |
| 2025年 7月31日 | 303.10ドル (45,280円) | 1ドル=149.39円 |
| 2025年 8月29日 | 314.39ドル (46,190円) | 1ドル=146.92円 |
| 2025年 9月30日 | 354.58ドル (52,790円) | 1ドル=148.88円 |
| 2025年10月31日 | 368.66ドル (56,810円) | 1ドル=154.10円 |
| 2025年11月28日 | 384.15ドル (60,170円) | 1ドル=156.63円 |

(注1) 上記表において、ドルへの換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。

NYSEアーカ取引所の受益権1口当たり時価

| 計算期間/各月末 | 受益権1口当たり時価 | 換算率 |
|-----------------------|-----------------------|-------------|
| 第19期末 (2023年9月29日) | 171.45ドル (25,645円) | 1ドル=149.58円 |
| 第20期末 (2024年9月30日) | 243.06ドル (34,692円) | 1ドル=142.73円 |
| 第21期末 (2025年9月30日) | 355.47ドル (52,922円) | 1ドル=148.88円 |
| 2024年11月29日 | 245.59ドル (37,020円) | 1ドル=150.74円 |
| 2024年12月31日 | 242.13ドル (38,300円) | 1ドル=158.18円 |
| 2025年1月31日 | 258.56ドル (39,929円) | 1ドル=154.43円 |
| 2025年2月28日 | 263.27ドル (39,404円) | 1ドル=149.67円 |
| 2025年3月31日 | 288.14ドル (43,083円) | 1ドル=149.52円 |
| 2025年4月30日 | 303.77ドル (43,308円) | 1ドル=142.57円 |
| 2025年5月30日 | 303.60ドル (43,679円) | 1ドル=143.87円 |
| 2025年6月30日 | 304.83ドル (44,142円) | 1ドル=144.81円 |
| 2025年7月31日 | 302.96ドル (45,259円) | 1ドル=149.39円 |
| 2025年8月29日 | 318.07ドル (46,731円) | 1ドル=146.92円 |
| 2025年9月30日 | 355.47ドル (52,922円) | 1ドル=148.88円 |
| 2025年10月31日 | 368.12ドル (56,727円) | 1ドル=154.10円 |
| 2025年11月28日 | 387.88ドル (60,754円) | 1ドル=156.63円 |

(注1) 上記表において、円への換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。ただし、2024年12月31日については、2024年12月30日時点の換算率により計算されています。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

| 期別 | 収益率(%) |
|-----------------------------|--------|
| 第19期(2022年10月1日～2023年9月30日) | 10.27% |
| 第20期(2023年10月1日～2024年9月30日) | 28.60% |
| 第21期(2024年10月1日～2025年9月30日) | 30.98% |

(4)【販売及び買戻しの実績】

| | 設定(千口) | 解約(千口) | 発行済口数(千口) |
|---------------------|---------|---------|-----------|
| 2023年9月30日に終了した事業年度 | 65,000 | 86,600 | 302,700 |
| 2024年9月30日に終了した事業年度 | 82,600 | 82,000 | 303,300 |
| 2025年9月30日に終了した事業年度 | 178,000 | 127,600 | 353,700 |

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

日本における本信託設定の申込み

日本において、バスケットの設定の募集および解約の取扱いは一切行っておりません。下記は米国におけるバスケットの設定および解約について参考までに記載するものです。

米国における設定および解約

認定参加者のみが、バスケットの設定を請求することができます。認定参加者となるためには、本信託を代表する受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結しなければなりません。最新の認定参加者のリストは、受託者およびスポンサーから入手できます。

設定手続

営業日に、認定参加者は、1または複数のバスケットの設定請求を受託者に行うことができます。

購入請求は、午後4時またはNYSEアーカ取引所の通常取引終了時のいずれか早いときまでに行わなければなりません。受託者が有効な購入請求を受領した日を購入請求日とします。

購入請求により、認定参加者は、以下に従い、金または金および現金を本信託に預託することに同意します。購入請求に関するバスケットの引渡しに先立ち、認定参加者は、かかる購入請求について支払うべき返金不能な取引手数料を受託者に電信送金しなければなりません。

必要とされる預託数量の決定

各バスケットの設定に必要な預託数量は、金の量および現金(もしあれば)の額であって、購入請求が適切に受領された日における本信託の資産総額(発生済として見積もられている手数料、費用およびその他の債務を控除した額)に対する比率が、購入請求により設定される本受益権数の、かかる請求の受領日における発行済本受益権の総数に対する比率と同じになる数量とします。

必要とされる預託数量の引渡し

購入請求を行う認定参加者は、購入請求日からロンドンの1営業日中に、必要とされる金の預託数量を非特定金口座に入金する責任を負います。随時、スポンサーは、認定参加者に対し、必要とされる金の預託数量の預託にいずれの本カストディアンを使用する可能性があるかを特定します。認定参加者の非特定口座が選定カストディアンが保有するものだった場合、選定カストディアンは、認定参加者および受託者の適切な指図を受けた後、購入請求日から1営業日後に、認定参加者の非特定金口座からかかる量を引き落とし、本信託の非特定口座にかかる量を計上することにより金の預託数量を振り替えます。認定参加者の非特定口座がもう一つのLPMCLクリアリングバンクが保有するもの場合、選定カストディアンは、認定参加者および受託者の適切な指図を受けた後、購入請求日から1営業日後に、認定参加者の非特定口座から金の預託数量を受け取り、本信託の非特定口座にかかる量を計上します。かかる金が本信託により受領されるまでの金の受渡し、所有および保管の費用およびリスクは、認定参加者が単独で負担します。金が前記以外の方法により引き渡される場合、スポンサーは、かかる方法を定め、スポンサーが望ましいと判断するカストディアンを指名し、スポンサーが望ましいと判断するカストディ口座を設定する権限を付与されます。

選定カストディアンは、受託者による指図に基づき、本カストディアンが保有する未特定の金地金の中から特定の金地金を本信託の特定口座に対して配分するか、またはサブカストディアンに対しサブカストディアンによりまたはこれに代って保有されている未特定の金地金の中から特定の金地金を、本信託の特定口座に対して配分するよう指図することにより、購入請求日から1営業日後に、本信託の非特定口座から本信託の特定口座へ金の預託額を振り替えます。特定口座にある金の延べ棒はその口座固有であり、それぞれの金の延べ棒の精製者、分析または純度、シリアルナンバーならびに総重量および精密重量を示すリストによって特定されます。本信託の特定口座に保管されている金は本信託の資産であり、いかなる状況でも取引、リースまたは貸し付けされることはありません。

選定カストディアンは、午後2時(ロンドン時間)までに金の預託数量を本信託の非特定口座から本信託の特定口座に振り替える、または振り替えるよう努めるものとします。選定カストディアンは、午後2時(ロンドン時間)までに受託者に金の配分手続の状態について知らせるものとします。本信託が本カストディアンから、金の預託数量が本信託の非特定口座から本信託の特定口座に振り替えられたことについて確認を得た上で、本信託はDTCに対し、認定参加者から請求されたバスケット数を、認定参加者のDTC口座に計上するように指図します。振り替えの間中、全ての本受益権保有者は、本カストディアンが配分手続を完了するまで、金の預託数量の範囲で金が特定されないリスクを負います。

設定にかかる手数料

上記「第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (1) 申込手数料」をご参照ください。

2【買戻し手続等】

日本における買戻し手続等

日本国内において、本信託の設定の募集および解約の取扱いは一切行っておりません。下記は米国における設定および解約について参考までに記載するものです。

米国における買戻し手続等

認定参加者のみが、バスケットの解約を請求することができます。認定参加者となるためには、本信託を代表する受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結しなければなりません。

解約手続

認定参加者が1または複数のバスケットの解約を行う手続は、バスケットの設定手続と同様です。営業日に、認定参加者は、受託者に1ないし複数のバスケットの解約請求を行うことができます。解約請求は、午後4時またはNYSEアーカ取引所の通常取引終了時のいずれか早いときまでに受領されなければなりません。受領された解約請求は、受託者が満足する様式で受領された日に効力を生じます。

解約分配の決定

本信託による解約分配は、解約を行う認定参加者の非特定金口座に対する、解約しようとする本受益権により証される本信託が保有する金の数量の計上額に、現金解約額を加減した額から構成されます。現金解約額は、本信託の金以外の全資産(発生済として見積もられている手数料および費用を除きます。)を発行済のバスケット数で除し、認定参加者の解約請求に含まれるバスケット数を乗じた額に相当する額です。スポンサーは、本信託の通常の業務過程において、解約時に認定参加者に現金交付が行われることは想定していません。解約分配の金のオンス数のうち0.001オンス未満の端数は切り捨てられます。解約分配は、適用される租税またはその他の政府課徴金の対象となる可能性があります。

解約分配の交付

本信託から支払われる解約分配は、解約請求日から1営業日後のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に解約されるバスケットが計上されている場合、かかる営業日に認定参加者に交付されます。かかる時までに受託者のDTC口座に解約されるバスケットの全てが計上されていない場合、解約分配は、受領されたバスケットの整数単位の範囲で交付されます。残りの解約分配は、受託者が解約分配日の延期に対する手数料(受託者によって随時決定されます。)を受領し、解約される残りのバスケットが翌営業日のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に計上される場合、受領された残りのバスケットの整数単位の範囲で翌営業日に交付されます。それ以上の、発注済の解約請求は撤回されることがあります。受託者はまた、解約されるバスケットが解約請求日から1営業日後のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に計上されない場合であっても、スポンサーおよび受託者が随時合意する条件によりDTCの振替システムを通じてバスケットを交付する義務を認定参加者が担保している場合に、解約分配を行う権限を与えられています。

解約請求を受けた本カストディアンは、解約する金の数量を、本信託の特定口座から本信託の非特定口座へ、次いで解約を行う認定参加者の非特定金口座へ振り替えます。認定参加者および本信託はそれぞれ、本カストディアンが倒産した場合には、それぞれの非特定金口座に計上された金についてリスクを負います。上記「第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」をご参照ください。

解約請求の停止または拒絶

受託者は、(1)週末または休日以外にNYSEアーカ取引所が閉鎖されているか、NYSEアーカ取引所における取引が停止または制限されている場合に、その期間、(2)緊急事態が存在している結果として金の引渡し、処分または評価が合理的に行えない期間、または(3)スポンサーが本受益権保有者の保護に必要と決定するその他の期間、その単独の裁量により解約権を停止または解約決済日を延期することができ、スポンサーにより指示された場合には停止または延期を行います。

受託者は、(1)解約請求が参加者契約に定める適切な様式によらない場合、(2)請求の実施が弁護士の意見において違法である場合、(3)請求が本信託または本受益権保有者にとって不利な課税結果となる場合、(4)受託者、スポンサーまたは本カストディアンの支配を超えた事由により、事実上、解約が処理できなくなる場合、かかる請求を拒絶します。

解約にかかる手数料

上記「第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (1)申込手数料」をご参照ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

金の評価

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託が保有するかまたは受け取るべき金の価値を、評価が行われる日のLBMA午後金価格を基準にして、またはかかる日においてLBMA午後金価格が成立しないかもしくは評価時刻まで発表されなかった場合には評価時刻より前の直近のLBMA金価格を基準にして決定します。ただし、受託者が、スポンサーとの協議の上、当該価格が評価の基準として適当ではないと判断する場合にはこの限りではありません。受託者およびスポンサーがLBMA午後金価格または直近のLBMA金価格が評価の適切な基準ではないと判断した場合、受託者が採用すべき代替となる評価基準を指定するものとします。受託者およびスポンサーのいずれも、LBMA午後金価格または直近のLBMA金価格が本信託が保有するかまたは受け取るべき金の評価の基準として適当ではないと決定したこと、または代替となる評価基準の決定について、これらの決定が誠実になされる限り、いかなる人に対しても責任を負いません。購入請求により交付される金は、その購入請求日の翌営業日から評価に含まれます。解約請求により交付される金は、その解約請求日の翌営業日以降の評価から除かれます。

本受益権の保有者は、www.sec.govまたはwww.spdrgoldshares.comにおいてオンラインで上記の情報を取得することができます。

信託の評価

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託の発生済未払いの手数料、費用およびその他の債務の全てを、受託者が信託約款に従って決定した金の価値および本信託の他の全ての資産(準備口座に貸記されている金額を除きます。)の合計から差し引きます。この結果として得られる値が、本信託の「純資産価額」となります。受託者はまた、本信託の純資産価額を、評価が行われる日の評価時刻において発行済の本受益権の数で除すものとし、この結果として得られる値が「本受益権1口当たり純資産価額」となります。信託の評価の目的のため、購入請求に基づき交付する受益権は購入請求日の翌第一営業日の開始時において発行済と考えられ、解約請求に基づき交付される受益権は解約請求日の翌第一営業日以降、発行済ではないと考えられるものとします。0.01ドルに満たない端数はかかる評価においては無視されます。

純資産価額および本受益権1口当たり純資産価額は、米国で一般に認められた会計原則に従って計算します。発生済であるが未払いの手数料、費用および債務についての受託者の見積もりは、本信託に関係する全ての人にとって最終的なものであり、実際に支払われた額と見積額との相違を理由として、本約款に従って行われる計算におけるいかなる訂正または修正も求められません。

本受益権の保有者は、www.sec.govまたはwww.spdrgoldshares.comにおいてオンラインで上記の情報を取得することができます。

(2)【保管】

スポンサーおよび受託者は、預託機関(以下に定義します。)契約(「預託機関契約」とは、スポンサーおよび受託者による預託機関宛の2004年11月11日付の陳述書を意味します。)を締結し、同契約に基づき、預託機関(「預託機関」とは、DTCまたはスポンサーおよび受託者が信託約款の定めに従い選択する本受益権のその他の預託機関を意味します。)は本受益権の証券預託機関を務めます。本受益権は、(預託機関の要求により1または複数の証書で構成される)大券により表章され、預託機関の指示に従って、預託機関のノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録され、預託機関にまたはその代理人に預託されます。本受益権を証する証書はこの他には発行されません。大券は、本信託約款別紙Dの様式によるものとし、大券に明記された本受益権を表章するものとし、その時々において裏書きされた発行済の本受益権の合計額を表章する旨、および大券により表章される発行済の本受益権の合計額がその時々においてバスケットの預託または解約を反映して増減することがあるものとする旨が記載されます。大券により表章される発行済の本受益権の金額、または金額の増減を反映する大券の裏書きは、預託契約に定める方法により、預託契約の定めに従い受託者によりなされた指図に基づいて行われるものとし、

(3)【信託期間】

終了事由

スポンサーは、本信託のNAVが350百万ドル(インフレ調整後)を下回った場合には、受託者に対して本信託の終了および清算を指示することができ、その場合スポンサーはこれを行うことが予定されています。スポンサーはまた、CFTCによって本信託がCEAにおけるコモディティ・プールに該当すると判断される場合にも、受託者に対して本信託の終了を指示することができます。受託者はまた、発行済本受益権の66 2/3%以上を有する本受益権保有者の同意により本信託を終了することができます。

受託者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、本信託を終了し、清算します。

DTC(本受益権の証券預託機関)に信託約款に基づく職務を遂行する意思または能力がなく、適切な後任者がいない場合

本受益権が、NYSEアーカ取引所から上場廃止され、本受益権の上場廃止の日から5営業日以内に、米国の別の証券取引所またはNASDAQ株式市場を通じた取引のために上場されない場合

本信託のNAVが、50営業日連続して50百万ドルを下回っている場合

スポンサーが辞任するか、職務を遂行できないか、または破産もしくは支払不能となり、受託者が後任者を任命しておらず、自らがスポンサーを務めることに同意していない場合

受託者が辞任しまたは解任され、60日以内に後任の受託者が任命されていない場合

本カストディアンが辞任し、60日以内に後任のカストディアンが任命されていない場合

本信託の全ての資産が売却された場合

本信託が、米国連邦所得税法上、譲与者信託として扱われる資格要件を満たしていないか、またそのように扱われなくなる場合

本信託がニューヨーク州法上存在を認められる最長期間が終了する場合

本信託の終了の際、受託者は、本信託の終了後合理的期間内に、本信託の金の延べ棒を売却し、本信託の債務の弁済または引当金の設定後、本受益権保有者に手取金を分配します。

(4)【計算期間】

本信託の事業年度は、毎年9月30日に終了します。

(5)【その他】

信託の終了

上記「(3)信託期間」をご参照ください。

信託約款の変更

- (イ) 信託約款は、受託者およびスポンサーによって、本受益的所有者の同意なく、(1)瑕疵または矛盾がある可能性のある信託約款の規定についてあいまいさの解消または修正もしくは補足を行うため、また信託約款によって発生した問題または疑義に関連して、スポンサーが誠実に判断するところにより本受益的所有者の利益に対して重大な悪影響を与えないような規定を定めるため、かつ(2)信託約款の規定をSECによる要求に従って変更するために、随時修正することができます。信託約款は、スポンサーおよび受託者によって、発行済の本受益権の51%以上を有する本受益的所有者の指示に従って行動するDTC参加者の同意により、信託約款の規定の追加、規定の変更もしくは削除、または本受益的所有者の権利の変更を行うために、随時修正することもできます。ただし、(x)信託約款の条項および条件に従う場合を除いて、信託約款の条項および条件に従って取得される金および現金以外の資産の取得を許可する場合、(y)本信託における本受益的所有者の権利を縮小する場合、または(z)当該修正に同意する必要がある発行済の本受益権の比率を削減する場合には、全発行済本受益権の本受益的所有者の指示に基づいて行動するDTC参加者の同意なしに、信託約款の修正を行うことはできません。受託者およびスポンサーは、参加者契約の管理規定をその条項に従って随時変更することができ、当該変更は信託約款の修正を構成しないものとします。
- (ロ) 当該修正が実行された後速やかに、受託者は、預託機関から本受益権を保有する全てのDTC参加者のリストを受領します。受託者は、当該各DTC参加者に対して、そのDTC参加者が何名の本受益的所有者のために本受益権を保有しているかを問い合わせ、そのDTC参加者に対し、当該本受益的所有者に各DTC参加者から送付するために、当該修正の内容に関する書面通知を十分な部数提供するものとします。
- (ハ) 特定の形式による任意の修正の提案または終了手続きの提案を承認するにあたって、信託約款第10.01条または第9.01条に基づく本受益的所有者の同意は必要ありません。ただし、かかる同意によって当該提案に定められた内容を承認する場合には、十分であるものとします。本受益的所有者から当該同意を取り付ける方法および実施の認可を証する方法は、受託者が指示する合理的な規制に従うものとします。

関係法人との契約の更改

(イ) マーケティング契約

マーケティング・エージェント契約は、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの双方によって締結された証書によってのみ、随時変更、修正、補足することができます。マーケティング・エージェント契約の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

(ロ) カストディ契約

カストディ契約は、受託者およびHSBCまたはJPM(該当する場合)の双方によって署名された書面による合意によって、随時変更することができます。カストディ契約の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

(ハ) 認定参加者契約

認定参加者契約は、予定されている変更後の契約の写しが各認定参加者へ郵送またはeメールされている場合はいずれの認定参加者の同意も得ることなく、受託者およびスポンサー間の契約によって、随時変更、修正、補足することができます。予定されている変更が受領されたとみなされた日後10暦日以内に(変更は米国郵便システムへの投函の3日後および通常の営業時間内に送信された場合はeメールが送信された同営業日に受領されたとみなされます。)、予定されている変更は契約の一部となります。

認定参加者契約の様式の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者集会に関する権利

該当事項はありません。

受益権に係る受益債権の内容

一 般

本受益権は、本信託の割合的な未分割の受益権のユニットおよび本信託の所有権を表章し、無額面です。

限定的権利に関する記述

本受益権は、従来型の投資に相当しないため、本受益権保有者は、本受益権を経営陣および取締役会により事業を行う会社の「株式」と同様のものと考えべきではありません。本受益権保有者として、会社の株式の所有に通常関連する法令上の権利(例えば、少数株主抑圧を理由とする「訴訟」または「株主代表訴訟」を提起する権利を含みます。)を有していません。本受益権は全て、同じ権利を有する同じ種類のもので、各本受益権は、譲渡可能であり、全額払込済で、追加払込義務を伴わず、その所持人は、本受益権保有者が信託約款により議決権を行使することのできる限定的な事項に限り、議決権を行使することができます。本受益権により、その所持人は、転換権、先買権を有さず、また以下に定める場合を除き償還権または配当を受ける権利を有しません。

分 配

信託約款は、本受益権保有者に対する分配について、2つの場合のみを規定しています。第1に、受託者およびスポンサーは、本信託の現金勘定残高が本信託の今後12か月間の費用の見積額を上回り、その超過額が残存する本受益権1口当たり0.01ドルを上回ると判断する場合、超過額を本受益権保有者に分配するよう指図します。第2に、本信託が終了および清算される場合、受託者は、本信託の残存債務全てを弁済し、適用ある租税その他の政府賦課金および偶発債務または将来債務のための受託者が決定する引当金を設定した後、残存する額があればこれを本受益権保有者に分配します。分配のために受託者が定めた基準日に登録されている本受益権保有者は、分配につき比例按分部分を受領することができます。

その他の受益権の内容

振替決済様式

本受益権について個別の証書は発行されません。その代わりに、大券が、受託者によりDTCに預託され、DTCのノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録されます。大券は、任意の時点に残存する全ての本受益権を証します。信託約款により、本受益権保有者は、(1)銀行、ブローカー、ディーラーおよび信託会社といったDTC参加者、(2)直接または間接的にDTC参加者とカストディ関係を維持する者(以下「間接参加者」といいます。)、(3)DTC参加者または間接参加者を通じて本受益権に対する持分を有する銀行、ブローカー、ディーラー、信託会社等に限定されます。本受益権は、DTCの振替決済制度によってのみ譲渡することができます。DTC参加者ではない本受益権保有者は、本受益権を保有するDTC参加者(または間接参加者もしくはこれを通じて本受益権を保有するその他の主体)に本受益権の譲渡を指図することにより、DTCを通じて本受益権を譲渡することができます。譲渡は、証券業界の標準的慣行に従って行われます。

権利行使の手続

議決権行使および承認

信託約款に基づき、本受益権保有者は、限られた場合を除き、議決権を有しません。発行済本受益権の66 2/3%以上を保有する本受益権保有者は、受託者の解任につき議決権を行使することができます。受託者は、発行済本受益権の66 2/3%以上を有する本受益権保有者の同意を得て、本信託を終了することができます。さらに、信託約款の一定の変更には、本受益権保有者の51%または全員一致の同意を要します。

(2)【為替管理上の取扱い】

本信託は、現在に至るまで本信託の受益権に関する支払いは行っておらず、実施する意図もありません。何らかの支払いを行う際には、ドルで支払うこととなりますが、米国としては、本信託がそのような支払いを日本に対して行うことを制限するものではありません。

(3)【本邦における代理人】

継続開示に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 伊東 啓

東京都千代田区大手町 1 - 1 - 2 大手門タワー

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

(4)【裁判管轄等】

ニューヨーク州の裁判所およびニューヨーク州のマンハッタン行政区にある連邦裁判所が本信託に関して裁判管轄権を有します。ニューヨーク州の全ての解釈法または解釈規則に従って判決が執行されます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンド(以下「本信託」といいます。)に係る2025年および2024年9月30日に終了した事業年度の日本本文の財務書類は、米国で一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。本信託の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第328条第5項ただし書の規定が適用されています。

本信託の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるKPMG LLP(米国の監査法人)により、米国で一般に認められる監査基準に準拠した監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。

本信託の原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本本文の財務書類には、財務諸表等規則第331条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2025年12月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル=155.87円を用いて行われ、千円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

SPDR[®] ゴールド・トラスト

2025年および2024年 9月30日現在

| (受益権 1 口当たりのデータ以外、 千ドル(千円)) | 2025年 9月30日 | | 2024年 9月30日 | |
|--|--------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|
| | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 |
| 資 産 | | | | |
| 金投資(公正価値) (2025年 9月30日の取得原価：\$77,748,740、 2024年 9月30日の取得原価：\$50,991,703) | 124,430,281 | 19,394,947,899 | 73,727,700 | 11,491,936,599 |
| 金の未収入金 | 140,834 | 21,951,796 | - | - |
| 資産合計 | 124,571,115 | 19,416,899,695 | 73,727,700 | 11,491,936,599 |
| 負 債 | | | | |
| スポンサーに対する未払金 | 38,255 | 5,962,807 | 23,553 | 3,671,206 |
| 金の未払金 | - | - | - | - |
| 負債合計 | 38,255 | 5,962,807 | 23,553 | 3,671,206 |
| 純資産 | 124,532,860 | 19,410,936,888 | 73,704,147 | 11,488,265,393 |
| 発行済および流通受益権数(1) | 353,700,000 | - | 303,300,000 | - |
| 受益権 1 口当たり純資産額 | 352.09 | 54,880 | 243.01 | 37,878 |

(1) 授権受益権資本は無制限で、受益権各口の額面価値は0.00ドル。

財務書類の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

投資明細表

2025年9月30日

| (パーセンテージ以外、千単位) | 金の保有量 | 取得原価 | | 公正価値 | | 純資産に対する割合 % |
|-----------------|----------|------------|----------------|-------------|----------------|----------------|
| | | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | |
| | 千オンス | | | | | |
| 金投資 | 32,528.2 | 77,748,740 | 12,118,696,104 | 124,430,281 | 19,394,947,899 | 99.92 |
| 投資総額 | | 77,748,740 | 12,118,696,104 | 124,430,281 | 19,394,947,899 | 99.92 |
| その他資産を超過する負債の額 | | | | 102,579 | 15,988,989 | 0.08 |
| 純資産 | | | | 124,532,860 | 19,410,936,888 | 100.00 |

2024年9月30日

| (パーセンテージ以外、千単位) | 金の保有量 | 取得原価 | | 公正価値 | | 純資産に対する割合 % |
|-----------------|----------|------------|---------------|------------|----------------|----------------|
| | | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | |
| | 千オンス | | | | | |
| 金投資 | 28,033.9 | 50,991,703 | 7,948,076,747 | 73,727,700 | 11,491,936,599 | 100.03 |
| 投資総額 | | 50,991,703 | 7,948,076,747 | 73,727,700 | 11,491,936,599 | 100.03 |
| その他資産を超過する負債の額 | | | | (23,553) | (3,671,206) | (0.03) |
| 純資産 | | | | 73,704,147 | 11,488,265,393 | 100.00 |

財務書類の注記を参照。

(2)【損益計算書】

SPDR[®] ゴールド・トラスト

2025年、2024年および2023年9月30日に終了した年度

| (受益権1口 当たりのデータ 以外、千ドル (千円)) | 2025年9月30日 に終了した年度 | | 2024年9月30日 に終了した年度 | | 2023年9月30日 に終了した年度 | |
|---|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|--------------------|
| | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 |
| 費用 | | | | | | |
| スポンサー報酬 | 363,083 | 56,593,747 | 242,094 | 37,735,192 | 221,609 | 34,542,195 |
| 費用合計 | 363,083 | 56,593,747 | 242,094 | 37,735,192 | 221,609 | 34,542,195 |
| 純投資損失 | (363,083) | (56,593,747) | (242,094) | (37,735,192) | (221,609) | (34,542,195) |
| 金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額 | | | | | | |
| 費用支払のために 売却した金投資の 純実現利益(損失) | 114,866 | 17,904,163 | 51,161 | 7,974,465 | 26,600 | 4,146,142 |
| 受益権の償還によ り分配した金の純 実現利益(損失) | 11,856,212 | 1,848,027,764 | 3,262,627 | 508,545,670 | 1,717,329 | 267,680,071 |
| 金投資における未 実現の価値増加(減 少)の純変動額 | 23,945,544 | 3,732,391,943 | 17,291,299 | 2,695,194,775 | 4,025,868 | 627,512,045 |
| 金投資における未 実現利益(損失)の 純実現額および変 動額 | 35,916,622 | 5,598,323,871 | 20,605,087 | 3,211,714,911 | 5,769,797 | 899,338,258 |
| 純利益(損失) | 35,553,538 | 5,541,729,968 | 20,362,993 | 3,173,979,719 | 5,548,188 | 864,796,064 |
| 受益権1口当たり 純利益(損失) | 111.13 | 17,322 | 69.02 | 10,758 | 17.50 | 2,728 |
| 加重平均受益権数 (千口) | 319,915 | - | 295,044 | - | 316,955 | - |

財務書類の注記を参照。

キャッシュ・フロー計算書

SPDR[®] ゴールド・トラスト

2025年、2024年および2023年9月30日に終了した年度

| | 2025年9月30日 に終了した年度 | | 2024年9月30日 に終了した年度 | | 2023年9月30日 に終了した年度 | |
|--------------------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|---------------|
| | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 |
| 営業キャッシュ・フローの増加/減少： | | | | | | |
| 金売却により受領した現金収入 | 348,382 | 54,302,302 | 236,433 | 36,852,812 | 220,791 | 34,414,693 |
| 現金費用支払額 | (348,382) | (54,302,302) | (236,433) | (36,852,812) | (220,791) | (34,414,693) |
| 営業活動により生じた現金の増加(減少) | - | - | - | - | - | - |
| 現金および現金同等物の期首残高 | - | - | - | - | - | - |
| 現金および現金同等物の期末残高 | - | - | - | - | - | - |
| 非現金財務活動の補足的な開示： | | | | | | |
| 受益権の設定により受領した金の価値 - 金の未収入金の変動控除後 | 51,213,967 | 7,982,721,036 | 17,135,501 | 2,670,910,541 | 11,487,838 | 1,790,609,309 |
| 受益権の償還により分配した金の価値 - 金の未払金の変動控除後 | 36,079,627 | 5,623,731,460 | 16,315,616 | 2,543,115,066 | 15,190,940 | 2,367,811,818 |
| 純利益(損失)の営業活動により生じた純キャッシュへの調整： | | | | | | |
| 純利益(損失) | 35,553,538 | 5,541,729,968 | 20,362,993 | 3,173,979,719 | 5,548,188 | 864,796,064 |
| 純利益(損失)を営業活動により生じた純キャッシュへ調整するための修正 | | | | | | |
| 費用支払のために売却した金による収入 | 348,382 | 54,302,302 | 236,433 | 36,852,812 | 220,791 | 34,414,693 |
| 費用支払のために売却した金投資の純実現(利益)損失 | (114,866) | (17,904,163) | (51,161) | (7,974,465) | (26,600) | (4,146,142) |
| 受益権の償還により分配した金の純実現(利益)損失 | (11,856,212) | (1,848,027,764) | (3,262,627) | (508,545,670) | (1,717,329) | (267,680,071) |
| 金投資における未実現の価値増加(減少)の純変動額 | (23,945,544) | (3,732,391,943) | (17,291,299) | (2,695,194,775) | (4,025,868) | (627,512,045) |
| スポンサーに対する未払金の増加(減少) | 14,701 | 2,291,445 | 5,661 | 882,380 | 818 | 127,502 |
| 営業活動により生じた純キャッシュ | - | - | - | - | - | - |

財務書類の注記を参照。

純資産変動計算書

SPDR[®] ゴールド・トラスト

2025年、2024年および2023年9月30日に終了した年度

| | 2025年9月30日に 終了した事業年度 | | 2024年9月30日に 終了した事業年度 | | 2023年9月30日に 終了した事業年度 | |
|---|-------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------|
| | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 |
| 純資産 - 期首残高 | 73,704,147 | 11,488,265,393 | 52,521,269 | 8,186,490,199 | 50,490,460 | 7,869,948,000 |
| 設 定 | 51,354,801 | 8,004,672,832 | 17,135,501 | 2,670,910,541 | 11,487,838 | 1,790,609,309 |
| 償 還 | (36,079,627) | (5,623,731,460) | (16,315,616) | (2,543,115,066) | (15,005,217) | (2,338,863,174) |
| 純投資損失 | (363,083) | (56,593,747) | (242,094) | (37,735,192) | (221,609) | (34,542,195) |
| 費用支払の ために売却 した金投資 の純実現利 益(損失) | 114,866 | 17,904,163 | 51,161 | 7,974,465 | 26,600 | 4,146,142 |
| 受益権の償 還により分 配した金の 純実現利益 (損失) | 11,856,212 | 1,848,027,764 | 3,262,627 | 508,545,670 | 1,717,329 | 267,680,071 |
| 金投資にお ける未実現 の価値増加 (減少)の純 変動額 | 23,945,544 | 3,732,391,943 | 17,291,299 | 2,695,194,775 | 4,025,868 | 627,512,045 |
| 純資産 - 期 末残高 | 124,532,860 | 19,410,936,888 | 73,704,147 | 11,488,265,393 | 52,521,269 | 8,186,490,199 |

財務書類の注記を参照。

[次へ](#)

SPDR[®] ゴールド・トラスト

財務書類の注記

1. 組織

SPDR[®] ゴールド・トラスト(以下「本信託」といいます。)は2004年11月12日にニューヨーク州法の下で信託約款(以下「信託約款」といいます。)にしたがって創設された投資信託です。本信託の事業年度終了日は9月30日です。本信託は金を保有すること、受益権(以下「本受益権」といいます。)(最低単位を100,000口とし、「バスケット」ともいいます。)を金預託と交換に随時発行し、バスケットの償還と関連して金を分配することが期待されています。本信託の投資目的は、本受益権が金地金の価格(本信託費用控除後)のパフォーマンスを反映することです。ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)が本信託のスポンサーです(以下「スポンサー」といいます。)。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(The Bank of New York Mellon)は本信託の受託者の一人であり、「受託者」といいます。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)は本信託のマーケティング・エージェントです(以下「マーケティング・エージェント」といいます。)。エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc. 以下「HSBC」といいます。)およびJPモルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A. 以下「JPM」といいます。)は本信託のカストディアンです(以下それぞれまたは総称して「本カストディアン」といいます。)

本受益権は、「GLD」という符号でNYSEアーカ取引所で取引され、投資家に金地金価格への市場エクスポージャーを入手するために有効な方法を提供します。本受益権はまた、香港証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、シンガポール証券取引所および東京証券取引所に上場しています。

受託者は、本信託により保有される金を活発に運用はしません。これは、受託者は、金が高値の際に売却しないこと、または、将来価格が上昇するという見通しに基づいて金を安値で取得しないことを意味します。これはまた、受託者が、価格低下による損失リスクを減少させるために専門的な金投資家によって利用されるヘッジ技術を利用しないことを意味します。本信託による継続的な損失は、本受益権の価値に悪影響を及ぼすことになります。

2. 重要な会計方針

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計基準」といいます。)に準拠する財務書類の作成は、財務書類の作成責任者に対して、報告数値や情報開示に影響を及ぼす見積もりや仮定を行うことを求めています。実績はこうした見積額と異なる可能性があります。以下は本信託が準拠する重要な会計方針の要約です。

2.1 会計の基礎

会計目的のみにおいて、本信託は投資会社であるため、米国財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます。)の専門的な会計の報告規則である会計基準集(以下「ASC」といいます。)トピック946「金融サービス - 投資会社」が適用されます。1940年米国投資会社法(その後の改正を含みます。)上、本信託は投資会社として登録されておらず、登録を義務づけられていません。

2.2 公正価値の測定

FASB会計基準集トピック820の「公正価値測定および開示」は、公正価値の唯一の定義、公正価値測定の階層および公正価値の調整についての拡大された開示を定めています。

本信託は、いかなるデリバティブ商品も保有しておらず、本信託の資産は、特定金口座の金地金ならびに適宜(i)金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表します。)および(ii)費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。

米国会計基準において、公正価値は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格として定義されています。本信託は、投資を公正価値で評価する方針としています。

本信託の資産および負債の公正価値の決定について、様々なインプットが利用されています。インプットは独立した市場データ(以下「観測可能なインプット」といいます。)に基づく場合もあれば、内部的に設定されるもの(以下「観測不能なインプット」といいます。)もあります。これらインプットは、財務報告目的のための3つの広範なレベルからなる開示上の階層に分類されます。資産または負債について決定される価値の公正価値階層のレベルは、公正価値測定全体にとって重要であるインプットのうち最も低いレベルに基づきます。公正価値階層は以下の3つのレベルに分類されます。

- ・ レベル1 - 同一資産または負債の活発な市場における調整前市場価格。
- ・ レベル2 - レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債について直接的もしくは間接的に観測可能であるもの。これに含まれるのは、活発な市場における類似資産または負債の市場価格、活発でないと思なされる市場における同一あるいは類似資産または負債の市場価格、資産または負債について観測可能である市場価格以外のインプットおよび主に相関性による市場データもしくはその他の方法から得られたインプットまたはそれにより裏付けられたインプット。
- ・ レベル3 - 投資の公正価値の決定に利用される本信託の仮定を含めた、資産または負債について観測不能なインプット。

本信託の投資の公正価値要約表は以下のとおりです。

2025年9月30日現在

| (千ドル) | レベル1 | レベル2 | レベル3 |
|-------|-------------|------|------|
| 金投資 | 124,430,281 | - | - |
| 合計 | 124,430,281 | - | - |

2024年9月30日現在

| (千ドル) | レベル1 | レベル2 | レベル3 |
|-------|------------|------|------|
| 金投資 | 73,727,700 | - | - |
| 合計 | 73,727,700 | - | - |

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した事業年度において、レベル1およびその他のレベル間の移行はありませんでした。

受託者は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration Limited、以下「IBA」といいます。)によって定義された金1オンスの価格に基づき、本信託が保有する金を評価しています。IBAは、オークション・プラットフォームおよび方法論ならびにLBMA金価格の包括的な管理および運営を提供します。本信託の純資産価額(以下「NAV」といいます。)を決定する際、受託者は、電子的なオークションおよび不均衡が計算された上で繰り返し(30秒ごと)調整される価格であるIBA午後3時のオークション過程で決定された金1オンスの価格(LBMA午後金価格)に基づき、本信託が保有する金を評価します。このオークションは、1日2回、ロンドン時間の午前10時30分と午後3時に行われます。受託者は、当該日のLBMA午後金価格またはニューヨーク時間午後12時の早い方の時点で、NYSEアーカ取引所が通常取引を行う各日に、本信託のNAVを決定します。特定の評価日にLBMA午後金価格が決定されない場合または特定の評価日のニューヨーク時間午後12時までにLBMA午後金価格が公表されない場合、次の直近のLBMA金価格(午前または午後)が、本信託のNAVの決定に用いられます。ただし、スポンサーとの協議の上、受託者が、当該価格を算定の基準として使用することが不適切と判断した場合を除きます。

2.3 金の保管

金は、本信託に代わって本カストディアンにより保有されており、その100%が、グッド・デリバリーの金の延べ棒の仕様に割り当てられます。HSBCおよびJPMは本信託のカストディアンです。

2.4 金の未収入金

金の未収入金は、本受益権設定のため契約上拘束された注文によってカバーされる金の量を表し、金が本信託口座に移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から1営業日以内に移転します。

| (千ドル) | 2025年9月30日 | 2024年9月30日 |
|--------|------------|------------|
| 金の未収入金 | 140,834 | - |

2.5 金の未払金

金の未払金は、本受益権償還のため契約上拘束された注文によってカバーされている金の量を表し、金が本信託口座から移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から1営業日以内に移転します。

| (千ドル) | 2025年9月30日 | 2024年9月30日 |
|-------|------------|------------|
| 金の未払金 | - | - |

2.6 本受益権の設定および償還

本信託は本受益権を、随時、ただし1以上のバスケット単位(1バスケットは、100,000口の本受益権に相当します。)でのみ設定、償還します。本信託は、一定の認定された参加者(以下「認定参加者」といいます。)に対して、継続的に本受益権をバスケット単位で発行します。バスケットの設定および償還は、設定または償還されるバスケットによって表された金および現金(もしあれば)の額の本信託への引渡しまたは本信託による分配との交換でのみ行われます。その額は、バスケットの設定または償還の注文を適切に受けた日に決定された設定または償還されるバスケットに含まれる本受益権数の純資産価額の合計額に基づきます。

本信託の本受益権は認定参加者の選択によりバスケット単位で償還できるため、本信託は財務報告目的で、本受益権を純資産に区分しました。2025年、2024年および2023年9月30日に終了した年度の設定および償還受益権数の変動ならびに設定および償還受益権価値の変動は以下のとおりです。

| (千口) | 2025年9月30日に 終了した年度 | 2024年9月30日に 終了した年度 | 2023年9月30日に 終了した年度 |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 設定および償還受益権数の変動: | | | |
| 設 定 | 178,000 | 82,600 | 65,000 |
| 償 還 | (127,600) | (82,000) | (86,600) |
| 設定および償還受益権数の変動 | 50,400 | 600 | (21,600) |

| (千ドル) | 2025年9月30日に 終了した年度 | 2024年9月30日に 終了した年度 | 2023年9月30日に 終了した年度 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 設定および償還受益権価値の変動: | | | |
| 設 定 | 51,354,801 | 17,135,501 | 11,487,838 |
| 償 還 | (36,079,627) | (16,315,616) | (15,005,217) |
| 設定および償還受益権価値の変動 | 15,275,175 | 819,885 | (3,517,379) |

2.7 利益および費用

受託者は、スポンサーの指示または自身の裁量によって、本信託の費用の支払いに必要な際には本信託の金を売却します。費用支払のために金を売却する場合、受託者は、金以外の本信託の保有資産を最小限にするため、費用支払に必要な金を最小量で売却するように努めます。スポンサーの別段の指示がない限り、受託者は、売却注文後の次のLBMA午後金価格(LBMA Gold Price PM)で金を本カストディアンに売却します。損益は売却価格と売却した金の平均原価の差額に基づき認識され、かかる差額は損益計算書において費用支払いのために売却された金投資の正味実現利益(損失)として報告されます。

2025年9月30日に終了する年度の本信託の金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額の純利益35,916,622千ドルは、費用支払のための金の売却からの実現利益114,866千ドル、受益権償還のため分配した金からの実現利益11,856,212千ドルおよび金投資における未実現利益(損失)における変動額23,945,544千ドルで構成されています。

2024年9月30日に終了する年度の本信託の金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額の純利益20,605,087千ドルは、費用支払のための金の売却からの実現利益51,161千ドル、受益権償還のため分配した金からの実現利益3,262,627千ドルおよび金投資における未実現利益(損失)における変動額17,291,299千ドルで構成されています。

2.8 所得税

本信託は米国連邦所得税目的上「譲与者信託」に分類されています。そのため、本信託自身は米国連邦所得税が課されません。その代わりに、本信託の損益は本受益権保有者に貫流し、受託者はそれに基づき本信託の収入、所得、控除、損益を内国歳入庁に報告します。本信託のスポンサーは、財務書類上で認識を必要とする不確実な税務ポジションの有無を検討し、2025年または2024年9月30日現在で、不確実な税務ポジションに係る引当金は必要ないと判断しました。

スポンサーは、当該税務ポジションが「50%超」の確率で関連税務当局に認められるかどうかを判断するため、本信託の税務上の取扱いおよび株主向けの報告の過程で採用または採用することが予想される税務ポジションを評価します。基準を満たさないとと思われる税務ポジションは当事業年度において費用として計上されます。本信託はすべての税務申告書修正可能期間を分析することが求められています。税務申告書修正可能期間は、関連税務当局による税務調査が可能な期間のことをいいます。2025年9月30日現在、2024年、2023年および2022年の課税年度は、税務調査が可能となっています。当事業年度において継続中となっている税務調査はありませんでした。

2.9 セグメント報告

本信託は、当事業年度中、FASBの第2023-07号「セグメント報告(トピック280)-報告セグメントの開示の改善」(「ASU第2023-07号」)を採用しました。本信託の新基準の採用は財務書類の開示のみに影響を与え、本信託の財政状態または経営成績に影響を与えませんでした。事業セグメントとは、収益を認識し費用を負担する可能性がある事業活動を行う公開企業の構成要素であり、個別に入手可能な財務情報をもっており、セグメントの業績の評価およびセグメントの資源に関する判断を行う際に公開企業の最高経営意思決定者(以下「CODM」といいます。)によって経営成績を定期的に検討されます。

スポンサーの最高財務会計責任者が、本信託のCODMの役割を果たしています。CODMは本信託の運用結果を全体的に監視し、本信託の資産配分は目論見書に従って管理されています。本信託は、投資目的に従った単一のオペレーティングおよび報告セグメントとして機能しています。本信託の目論見書には、本信託の手数料、投資目的および主要リスクなどが記載されています。CODMがセグメントの業績を評価し資産配分を行うために使用される本信託のポートフォリオ構成、総合利回り、経費率および純資産の変化は、本信託の財務書類中に記載されている情報と整合しています。付随する財務書類には本信託のセグメント別資産、負債、収益および費用が詳細に記載されています。セグメント別資産は、本信託の貸借対照表に「総資産」として反映されており、重要なセグメント別費用は損益計算書に記載されています。

[次へ](#)

3. 四半期損益計算書

2025年9月期

| (受益権1口当たりのデータ以外、千ドル(千円)) | 以下に終了した3ヶ月間(未監査) | | | | | | | | 2025年9月30日に終了した年度 | |
|------------------------------------|------------------|---------------|------------|---------------|------------|--------------|------------|---------------|-------------------|---------------|
| | 2024年12月31日 | | 2025年3月31日 | | 2025年6月30日 | | 2025年9月30日 | | | |
| | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 |
| 費用 | | | | | | | | | | |
| スポンサー報酬 | 75,692 | 11,798,112 | 80,365 | 12,526,493 | 98,833 | 15,405,100 | 108,193 | 16,864,043 | 363,083 | 56,593,747 |
| 費用合計 | 75,692 | 11,798,112 | 80,365 | 12,526,493 | 98,833 | 15,405,100 | 108,193 | 16,864,043 | 363,083 | 56,593,747 |
| 純投資損失 | (75,692) | (11,798,112) | (80,365) | (12,526,493) | (98,833) | (15,405,100) | (108,193) | (16,864,043) | (363,083) | (56,593,747) |
| 金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額 | | | | | | | | | | |
| 費用支払のため売却した金投資の実現利益(損失) | 22,306 | 3,476,836 | 24,129 | 3,760,987 | 32,750 | 5,104,743 | 35,681 | 5,561,597 | 114,866 | 17,904,163 |
| 受益権の償還により分配した金投資の実現利益(損失) | 2,152,869 | 335,567,691 | 2,484,386 | 387,241,246 | 4,165,367 | 649,255,754 | 3,053,590 | 475,963,073 | 11,856,212 | 1,848,027,764 |
| 金投資における未実現価値増(減)の純変動額 | (2,703,816) | (421,443,800) | 11,843,636 | 1,846,067,543 | 956,231 | 149,047,726 | 13,849,493 | 2,158,720,474 | 23,945,544 | 3,732,391,943 |

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------|------------------|----------------|-------------------|---------------|-----------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 金投 資に おけ る未 実現 利益 (損 失)の 純現 額お よび 変動 額 | (528,641) | (82,399,273) | 14,352,1 51 | 2,237,069,7 76 | 5,154,3 48 | 803,408,2 23 | 16,938,7 64 | 2,640,245,1 45 | 35,916,6 22 | 5,598,323,8 71 |
| 純利 益(損 失) | (604,333) | (94,197,385) | 14,271,7 86 | 2,224,543,2 84 | 5,055,5 15 | 788,003,1 23 | 16,830,5 71 | 2,623,381,1 02 | 35,553,5 39 | 5,541,730,1 24 |
| 受益 権1 口当 りた り純 利益 (損 失) | (1.98) | (309) | 46.18 | 7,198 | 15.43 | 2,405 | 49.89 | 7,776 | 111.13 | 17,322 |
| 加重 平均 受益 権数 (千 口) | 305,428 | - | 309,066 | - | 327,685 | - | 337,328 | - | 319,915 | - |

2024年9月期

| (受益権1口当たりのデータ以外、千ドル(千円)) | 以下に終了した3ヶ月間(未監査) | | | | | | | | 2024年9月30日に終了した年度 | |
|------------------------------------|------------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|---------------|-------------------|---------------|
| | 2023年12月31日 | | 2024年3月31日 | | 2024年6月30日 | | 2024年9月30日 | | | |
| | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 | 千ドル | 千円 |
| 費用 | | | | | | | | | | |
| スポンサー報酬 | 55,748 | 8,689,441 | 55,883 | 8,710,483 | 62,137 | 9,685,294 | 68,326 | 10,649,974 | 242,094 | 37,735,192 |
| 費用合計 | 55,748 | 8,689,441 | 55,883 | 8,710,483 | 62,137 | 9,685,294 | 68,326 | 10,649,974 | 242,094 | 37,735,192 |
| 純投資損失 | (55,748) | (8,689,441) | (55,883) | (8,710,483) | (62,137) | (9,685,294) | (68,326) | (10,649,974) | (242,094) | (37,735,192) |
| 金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額 | | | | | | | | | | |
| 費用支払のため売却した金投資の純現利益(損失) | 7,218 | 1,125,070 | 9,826 | 1,531,579 | 15,794 | 2,461,811 | 18,323 | 2,856,006 | 51,161 | 7,974,465 |
| 受益権の還り配たの純現利益(損失) | 509,360 | 79,393,943 | 993,325 | 154,829,568 | 977,749 | 152,401,737 | 782,193 | 121,920,423 | 3,262,627 | 508,545,670 |
| 金投資における未実現価値増加(減少)の純変動額 | 4,809,937 | 749,724,880 | 2,973,115 | 463,419,435 | 2,088,718 | 325,568,475 | 7,419,529 | 1,156,481,985 | 17,291,299 | 2,695,194,775 |

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|---------------|------------|---------------|
| 金 資 に お け 未 現 益 損 (失 純 現 お び 変 動 額 | 5,326,515 | 830,243,893 | 3,976,266 | 619,780,581 | 3,082,261 | 480,432,022 | 8,220,045 | 1,281,258,414 | 20,605,087 | 3,211,714,911 |
| 純 利 益 (損 失) | 5,270,767 | 821,554,452 | 3,920,383 | 611,070,098 | 3,020,124 | 470,746,728 | 8,151,719 | 1,270,608,441 | 20,362,993 | 3,173,979,719 |
| 受 益 1 当 り 口 た 純 益 (損 失) | 17.44 | 2,718 | 13.40 | 2,089 | 10.46 | 1,630 | 27.48 | 4,283 | 69.02 | 10,758 |
| 加 重 平 均 受 益 数 (千 口) | 302,248 | - | 292,492 | - | 288,724 | - | 296,616 | - | 295,044 | - |

[前へ](#)[次へ](#)

4. 関連当事者 - スポンサーおよび受託者

本信託の唯一の経常固定費用は、スポンサーが本信託の全ての通常の手数料および費用(受託者の手数料および費用、金の延べ棒の保管のための本カストディアンの手数料および費用、スポンサーの手数料および費用、税金、マーケティング・エージェントの手数料、印刷および郵送費用、弁護士および監査費用、登録料、NYSEアーカ取引所上場費用、その他マーケティング費用および経費を含みます。)を負担する責任を負う対価として日次純資産価額の0.40%に相当する年率で日々生じるスポンサー報酬です。さらに、JPMとの個別契約において、スポンサーは、JPMに対し、本カストディアンとしてJPMが提供したサービスにかかるあらゆる付加価値、売上高または類似の賦課されうる税金(本来、本信託が支払うべきかかる税金を含みます。)を支払うまたは償還することを合意しました。

受託者の関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

5. リスクの集中

本信託の唯一の事業活動は金の投資です。次のような要因を含む、様々な要因が金価格に影響を及ぼします。(i)世界的な需要と供給(これは、装身具における金の使用、技術的および工業的利用、延べ棒、コイン、その他の金製品の形態での投資家による購入、金生産会社による先渡売却、金のヘッジ・ポジション解消のための金生産会社による購入、中央銀行による売買、中国、豪州、米国等の主要金産出国の生産およびコスト水準等の影響を受けます。)、()インフレ率に関する投資家の予想、()為替レート、()金利、()ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、()所得の伸び、国内総生産および金融政策等のその他の経済変数、()世界または地域の政治、経済、金融関連の事象および状況、特に性質上想定外のもの。さらに、金は、世界中の投資家により財産を保全するために利用されていますが、将来的な購買力という点で金が長期的な価値を維持することの保証はありません。金価格が下落した場合、本受益権の投資価値は値下がりに応じて低下するとスポンサーは予想しています。こうした各事象は本信託の財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

6. 補償

スポンサーならびにその株主、メンバー、取締役、役員、従業員、関係会社および子会社は、信託約款に基づく職務の遂行により発生した特定の損失、負債または費用について、本信託により補償を受けています。ただし、信託約款に基づく被補償当事者の義務および職務における重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または未必の故意による無視により生じた責任についてはこの限りではありません。こうした補償には、信託約款の下でのいかなる請求または債務に対する防御において発生するコストおよび費用の本信託による支払いを含みます。信託約款の下では、スポンサーは、信託約款の条項の下でその行為が補償を得ることについて不適格にならない限度で、信託約款に基づくスポンサー活動に関連して行った支払いについて本信託による補償を求めることができます。スポンサーはまた、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの間で締結したマーケティング・エージェント契約(2015年7月17日改定)またはバスケットの設定および償還ならびに設定および償還に必要な金および現金の引渡しについての手続を定めた認定参加者と締結した契約の下で発生するいかなる損失、負債または費用についても、かかる損失、負債または費用が、受託者がスポンサーに提出した書面によるいかなる報告書に含まれる重要事項の不実の記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。スポンサーへの未払金額は本信託の資産に対する先取特権により保全されます。

スポンサーは、特定の当事者が特定の負債について補償を受けること、およびそのような当事者がこれらの負債に関し支払うことを要求される可能性がある支払いに資金を拠出することに合意しました。受託者はかかる当事者に対して、当該負債に関連してスポンサーから支払われるべき補償および拠出金額について、スポンサーが支払うべき時期までに、当該金額を支払わなかった限度で、本信託資産のみから、またその限度で補償することに合意しました。スポンサーは、受託者が前文で述べられた補償義務に関連して支払う金額の範囲まで、本信託のために受託者が、スポンサーに対する被補償当事者の権利を代位し、引き継ぐことに合意しました。

7. 財務ハイライト

本信託の2025年9月30日に終了した年度、2024年9月30日に終了した年度および2023年9月30日に終了した年度の運用実績および発行済受益権の運用に関して、それぞれ以下の財務ハイライトを表示します。総利益率(純資産価額)は当該期間中の本受益権の純資産価額の変動に基づいており、総利益率(時価)は当該期間中のNYSEアーカ取引所における本受益権の市場価格の変動に基づいています。それぞれの投資家の収益および比率は取引の時期により異なる可能性があります。

| | 2025年9月30日に終了した年度 | 2024年9月30日に終了した年度 | 2023年9月30日に終了した年度 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 純資産価額(ドル) | | | |
| 1口当たり純資産価額(期首) | 243.01 | 173.51 | 155.69 |
| 投資純利益/(損失) | (1.13) | (0.82) | (0.70) |
| 未実現利益(損失)のうちの純実現額および変動額 | 110.21 | 70.32 | 18.52 |
| 純利益/(損失) | 109.08 | 69.50 | 17.82 |
| 受益権1口当たり純資産価額(期末) | 352.09 | 243.01 | 173.51 |
| 受益権1口当たり時価(期首) | 243.06 | 171.45 | 154.67 |
| 受益権1口当たり時価(期末) | 355.47 | 243.06 | 171.45 |
| 平均純資産に対する割合(%) | | | |
| 投資純損失 | (0.40) | (0.40) | (0.40) |
| 費用総額 | 0.40 | 0.40 | 0.40 |
| 純費用 | 0.40 | 0.40 | 0.40 |
| 総利益率(純資産価額) | 44.89 | 40.06 | 11.45 |
| 総利益率(時価) | 46.25 | 41.77 | 10.85 |

8. 後発事象

FASBのASCトピック855-10「後発事象」に定められた規定に従い、スポンサーの経営陣は、提出日までに本信託の財務書類に影響を与える後発事象の可能性について評価し、財務書類の修正や開示を必要とする重要な後発事象は特定しておりません。

[前へ](#)

(3)【投資有価証券明細表等】

上記「(1) 貸借対照表-投資明細表」をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年9月30日現在)

| | |
|------------------------|-------------|
| 資産総額(千ドル) | 124,571,115 |
| 負債総額(千ドル) | 38,255 |
| 純資産総額(-)(千ドル) | 124,532,860 |
| 発行済数量(千口) | 353,700 |
| 本受益権1口当たり純資産額(/)(ドル) | 352.09 |

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

本受益権の名義書替え

本受益権の名義書替えはDTCの振替決済システムを通じて行われます。取扱場所はニューヨークのDTCとなります。

日本においては、株式会社証券保管振替機構(以下「振替機関」といいます。)またはそのノミニー名義となっている本受益権保有者に対する外国信託受益証券事務は、振替機関の規則に基づき受益証券事務取扱機関および分配金支払取扱銀行として任命された三井住友信託銀行株式会社がこれを取扱います。

取引所に上場される本受益権は、同一の証券会社の顧客間の決済については、各外国証券取引口座間の振替が行われ、異なる証券会社の顧客間の決済については、決済会社に開設した各証券会社の口座間で振替が行われるので、アメリカ合衆国国内の本カストディアン⁽¹⁾の保管にかかる本受益権の口数は変化しません。本受益権が海外の投資家から購入され、または海外の投資家へ売却される場合には、振替機関が本邦証券会社のために保管している当該証券会社名義の本受益権の口数は増減します。

本受益権保有者に対する特典

該当事項はありません。

本受益権保有者に対する譲渡制限

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額等

| | |
|-----------|------------|
| 資本金の額(ドル) | 16,000,000 |
| 発行する株式の総数 | 該当なし |
| 発行済株式総数 | 該当なし |

最近5年間における資本金の額の変化（ドル）

| | |
|-------------|------------|
| 2020年12月31日 | 16,000,000 |
| 2021年12月31日 | 16,000,000 |
| 2022年12月31日 | 16,000,000 |
| 2023年12月31日 | 16,000,000 |
| 2024年12月31日 | 16,000,000 |

(2) 会社の機構

(a) 役員

最高経営責任者 ジョセフ・R・カバトーニ

最高財務会計責任者 アマンダ・クリチマン

(b) 株主

ワールド・ゴールド・カウンシルは、スポンサーの最終的な親会社であり、その完全子会社であるWGC(US)ホールディングス・インクを通じてスポンサーに対する投資持分を保有しています。

(3) 投資運用の意思決定機構

受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。

スポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を監督しますが、受託者およびかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。スポンサーは、信託約款に規定されている事項に限り、受託者に指示することができます。

2【事業の内容及び営業の概況】

スポンサーは、完全親法人であるワールド・ゴールド・カウンシルの、(a)投資および価値保存の手段として金の利用を促進することによる、金の需要の刺激と維持、(b)金および金製品の新たな使用方法へとつながる研究開発の実行、(c)金に関するデータ、情報および知見の収集ならびに普及事業の遂行を目的として組織されました。

本信託におけるスポンサーの役割については、上記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (3)運用体制」をご参照ください。

スポンサーは、その他のファンドのスポンサーを務めておらず、またはその他のファンドに参加もしていません。

3【管理会社の経理状況】

スポンサーの2024年および2023年12月31日に終了した事業年度の原文の法定外の財務書類は、当該財務書類中に記載された会計方針に準拠して作成されており、SPDR[®] ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして、特に日本の金融商品取引法の要求を満たすために作成されています。日本文の法定外の財務書類は、原文の法定外の財務書類を翻訳したものです。スポンサーの財務書類の日本における開示については、財務諸表等規則第328条第5項ただし書の規定が適用されています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類はKPMG LLP(英国の監査法人)による関係する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準(英国)に準拠した監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の法定外の財務書類には、財務諸表等規則第331条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2025年12月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル=155.87円を用いて行われ、円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

(1)【資産及び負債の状況】

財政状態計算書

2024年12月31日現在

| | 注記 | 2024年 | | 2023年 | |
|------------------|----|-------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|
| | | ドル | 日本円 | ドル | 日本円 |
| 資産 | | | | | |
| 無形資産 | 11 | 24,535 | 3,824,270 | 26,175 | 4,079,897 |
| 固定資産 | | 24,535 | 3,824,270 | 26,175 | 4,079,897 |
| 現金および現金同等物 | | 54,136,158 | 8,438,202,947 | 42,093,498 | 6,561,113,533 |
| スポンサー報酬未収入金 | 4 | 25,093,907 | 3,911,387,284 | 19,499,129 | 3,039,329,237 |
| 関連グループ企業からの未収入金 | 4 | 92,475 | 14,414,078 | 6,125,846 | 954,835,616 |
| 前払金 | | - | - | 8,701 | 1,356,225 |
| 流動資産 | | 79,322,540 | 12,364,004,310 | 67,727,174 | 10,556,634,611 |
| 総資産 | | 79,347,075 | 12,367,828,580 | 67,753,349 | 10,560,714,509 |
| 資本 | | | | | |
| 株式資本 | | 16,000,000 | 2,493,920,000 | 16,000,000 | 2,493,920,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 22,866,932 | 3,564,268,691 | 34,476,458 | 5,373,845,508 |
| 資本合計 | | 38,866,932 | 6,058,188,691 | 50,476,458 | 7,867,765,508 |
| 負債 | | | | | |
| 未払金および未払費用 | 5 | 12,290,218 | 1,915,676,280 | 10,008,298 | 1,559,993,409 |
| 未払法人所得税 | 6 | 9,948,745 | 1,550,710,883 | 5,338,852 | 832,166,861 |
| 関連グループ企業への未払金 | 4 | 18,241,180 | 2,843,252,727 | 1,929,741 | 300,788,730 |
| 流動負債 | | 40,480,143 | 6,309,639,889 | 17,276,891 | 2,692,949,000 |
| 負債合計 | | 40,480,143 | 6,309,639,889 | 17,276,891 | 2,692,949,000 |
| 資本および負債合計 | | 79,347,075 | 12,367,828,580 | 67,753,349 | 10,560,714,509 |

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

これらの財務書類は取締役会によって承認され、代表して以下の者によって署名されました。

(署名) 2025年5月1日
ジョセフ・R・カバトーニ 署名日
最高経営責任者

(署名) 2025年5月1日
アマンダ・クリチマン 署名日
最高財務会計責任者

(2)【損益の状況】

包括利益計算書

2024年12月31日に終了した年度

| | 注記 | 2024年 | | 2023年 | |
|-----------------------------------|----|--------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|
| | | ドル | 日本円 | ドル | 日本円 |
| 収 益 | | | | | |
| スポンサー報酬収益 | | 262,039,915 | 40,844,161,551 | 225,859,259 | 35,204,682,700 |
| その他収益 | | 302,475 | 47,146,778 | 103,433 | 16,122,102 |
| 収益合計 | | 262,342,390 | 40,891,308,329 | 225,962,692 | 35,220,804,802 |
| 費 用 | | | | | |
| SPDR [®] ゴールド・ トラスト費用 | 7 | (117,289,159) | (18,281,861,213) | (103,468,922) | (16,127,700,872) |
| 市場開発費 | 7 | (90,141,180) | (14,050,305,727) | (87,476,693) | (13,634,992,138) |
| 一般管理費 | 7 | (73,334) | (11,430,571) | (72,255) | (11,262,387) |
| 関連グループ企業か らの未収入金の評価 減 | 4 | - | - | (6,674,322) | (1,040,326,570) |
| 営業利益 | | 54,838,717 | 8,547,710,819 | 28,270,500 | 4,406,522,835 |
| 為替差損益 | | (9,776) | (1,523,785) | (27,306) | (4,256,186) |
| 税引前利益 | | 54,828,941 | 8,546,187,034 | 28,243,194 | 4,402,266,649 |
| 法人所得税 | 6 | (9,948,745) | (1,550,710,883) | (5,338,852) | (832,166,861) |
| 当期利益 | | 44,880,196 | 6,995,476,151 | 22,904,342 | 3,570,099,788 |
| 当期包括利益合計 | | 44,880,196 | 6,995,476,151 | 22,904,342 | 3,570,099,788 |

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

資本変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

| | 株式資本 | | 繰越利益剰余金 | | 合 計 | |
|---------------|------------|---------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| | ドル | 日本円 | ドル | 日本円 | ドル | 日本円 |
| 2023年1月1日現在 | 16,000,000 | 2,493,920,000 | 89,227,106 | 13,907,829,012 | 105,227,106 | 16,401,749,012 |
| 当期包括利益合計 | - | - | 22,904,342 | 3,570,099,788 | 22,904,342 | 3,570,099,788 |
| 支払配当金 | - | - | (51,023,771) | (7,953,075,186) | (51,023,771) | (7,953,075,186) |
| みなし配当 | - | - | (26,631,219) | (4,151,008,106) | (26,631,219) | (4,151,008,106) |
| 2023年12月31日現在 | 16,000,000 | 2,493,920,000 | 34,476,458 | 5,373,845,508 | 50,476,458 | 7,867,765,508 |
| 2024年1月1日現在 | 16,000,000 | 2,493,920,000 | 34,476,458 | 5,373,845,508 | 50,476,458 | 7,867,765,508 |
| 当期包括利益合計 | - | - | 44,880,196 | 6,995,476,151 | 44,880,196 | 6,995,476,151 |
| 支払配当金 | - | - | (50,526,957) | (7,875,636,788) | (50,526,957) | (7,875,636,788) |
| みなし配当 | - | - | (5,962,765) | (929,416,181) | (5,962,765) | (929,416,181) |
| 2024年12月31日現在 | 16,000,000 | 2,493,920,000 | 22,866,932 | 3,564,268,691 | 38,866,932 | 6,058,188,691 |

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日に終了した年度

| | 注記 | 2024年 | | 2023年 | |
|-------------------------------|----|---------------------|------------------------|-------------------|----------------------|
| | | ドル | 日本円 | ドル | 日本円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 営業利益 | | 54,838,717 | 8,547,710,819 | 28,270,500 | 4,406,522,835 |
| 現金変動を伴わない関連グループ企業間の合理化 | | - | - | 29,084,065 | 4,533,333,212 |
| みなし配当(非現金) | | (5,962,765) | (929,416,181) | (26,631,219) | (4,151,008,106) |
| 関連グループ企業からの未収入金の評価減 | 4 | - | - | 6,674,322 | 1,040,326,570 |
| 減価償却費 | | - | - | 9,488 | 1,478,895 |
| 無形資産償却費 | 11 | 5,923 | 923,218 | - | - |
| 外国為替変動 | | (9,776) | (1,523,785) | (27,306) | (4,256,186) |
| 関係会社再請求未払金の増加/(減少) | | 22,344,810 | 3,482,885,535 | (1,185,990) | (184,860,261) |
| スポンサー報酬未収入金の(増加) | | (5,594,778) | (872,058,047) | (1,620,235) | (252,546,029) |
| その他資産の減少 | | 8,701 | 1,356,225 | 767 | 119,552 |
| その他負債の(減少) | | (3,056,932) | (476,483,991) | (5,874,143) | (915,602,669) |
| 営業活動によるキャッシュ純額の流入 | | 62,573,900 | 9,753,393,793 | 28,700,249 | 4,473,507,812 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 無形資産の購入 | 11 | (4,283) | (667,591) | (26,175) | (4,079,897) |
| 投資活動によるキャッシュ純額の(流出) | | (4,283) | (667,591) | (26,175) | (4,079,897) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 配当金支払額 | 8 | (50,526,957) | (7,875,636,788) | (51,023,771) | (7,953,075,186) |
| 関連グループ企業から受け取る資金 | | - | - | 56,340,620 | 8,781,812,439 |
| 財務活動によるキャッシュ純額の(流出)/流入 | | (50,526,957) | (7,875,636,788) | 5,316,849 | 828,737,254 |
| 現金および現金同等物の純増加 | | 12,042,660 | 1,877,089,414 | 33,990,923 | 5,298,165,168 |
| 期首における現金および現金同等物 | | 42,093,498 | 6,561,113,533 | 8,102,575 | 1,262,948,365 |
| 期末における現金および現金同等物 | | 54,136,158 | 8,438,202,947 | 42,093,498 | 6,561,113,533 |

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

[次へ](#)

法定外の財務書類の注記

2024年12月31日に終了した年度

1 報告事業体

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)(以下「当社」または「WGTS」といいます。)は、2002年7月17日に設立された、米デラウェア州にある有限責任会社です。WGTSは、デラウェア法人であるダブリュー・ジー・シー(米国)・ホールディングス・インク(WGC (US) Holdings, Inc.)(以下「WGH Inc」といいます。)により完全所有されています。最終持株会社はスイスで登録されたアソシエーションであるワールド・ゴールド・カウンシル(World Gold Council)(以下「WGC」といいます。)です。

当社の主たる事業を行う場所は、685 Third Avenue, Suite 2702, New York, NY 10017, United States of Americaです。当社の登記上の事務所は、251 Little Falls Drive, Wilmington, DE 19808 United States of Americaです。

WGTSは、2004年11月12日に、信託約款に従って、ニューヨーク法の下で設立され、その受益権がNYSEアーカ取引所で取引されているインベストメント・トラストであるSPDR[®] ゴールド・トラスト(以下「本信託」といいます。)のスポンサーです。本受益権はシンガポール証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、東京証券取引所、および香港証券取引所にも上場しています。

WGTSは本信託の設立および本信託受益権の登録に責任を有していました。WGTSは受託者(ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン)および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監視していますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督を行っているわけではありません。WGTSは、本信託の全般的な動向を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。WGTSは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し、合衆国の証券取引委員会に提出する責任があり、かかる報告書に対して必要とされる証明書を交付します。WGTSは、本信託の独立登録会計事務所を指名し、時には本信託のために法律顧問を雇用します。WGTSは、本信託のために、本信託の情報を含むウェブサイトを維持管理します。

2015年7月17日付で、本信託の唯一の経常費用は、WGTSが本信託の通常の手数料および費用を負担する責任を負う対価として純資産価額(NAV)の0.40%に相当する年率で日々生じるWGTSに対して支払われる費用です。本信託の通常の手数料および費用は、受託者の手数料および費用、本信託の金地金の金カストディ業務のカストディアンの手数料および費用、WGTSの報酬および費用、一定の税金、マーケティング・エージェント報酬、印刷および郵便費用、リーガルおよび監査費用、登録費用、NYSEアーカ取引所上場費用ならびにその他マーケティング手数料および費用を含みます。

本信託の投資目標は、本信託費用を控除した金地金の価格のパフォーマンスを反映することです。金の価格は、世界的な金の需要と供給、インフレ率に関する投資家の予想、為替レート、金利、ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、世界または地域の政治、経済または金融関連の事象および状況を含む、いくつかの要因により影響を受けます。将来の購買力という観点から、金が長期的な価値を維持する保証はありません。金価格が下落した場合、当社のスポンサー報酬収益および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

WGTS、そのメンバー、役員、関連会社および子会社は、信託約款の下での職務の遂行により発生した特定の損失、債務および費用について本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。ただし、免責される当事者の信託約款の下での義務および職務が、重過失、不誠実、故意の不正行為、悪意の不法行為または認識ある過失である場合には免責されません。かかる免責には、信託約款の下での請求または債務に関する防御を行うことにより生じた、本信託が支払う費用および支出も含まれます。信託約款の下では、WGTSはその信託約款の下でのその活動に関連する支払について、当該行為が信託約款の条項の下で補償されることが不適格とみなされない限りにおいて、本信託より補償を受けることができます。WGTSはまた、マーケティング・エージェント契約または指定参加者と締結した契約で、バスケットの設定および償還ならびに設定および償還に必要な金および現金の決済手続きを提供する契約から生じた損失、債務または支出で、受託者よりWGTSに提供された不実の主張または書面に含まれる重要な事実に対して虚偽の疑いがある主張により生じたものに限り、本信託によって補償され、損害を被りません。WGTSに対して支払可能な金額は、本信託の資産に対する担保で確保されています。WGTSは所定の債務に対し、所定の当事者を免責すること、およびかかる当事者がその債務に関して支払わなければならない支払を行うことに合意しています。受託者は、スポンサーから支払われるべき補償および拠出で、WGTSから期限内に支払われない額の債務について、本信託の資産のみを引き当てとし、かつその範囲内で、かかる当事者に償還することに合意しています。WGTSは、受託者が、前述の償還義務に関連して支払う金額の範囲内で、本信託の利益のために、償還を受けた当事者のWGTSに対する権利を代位および継承することに合意しています。

2 作成の基礎

WGTSの法定外の財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および添付注記1から12により構成されます。かかる法定外の財務書類は、本信託の東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして当社が日本の金融商品取引法の要求を満たすために、2024年12月31日現在での当社の資産、負債、収益、費用、資本について一定の情報を提供するために作成されています。

遵守について

法定外の財務書類は、国際財務報告基準に従い、作成されています。

継続企業

これらの法定外の財務書類は、継続企業の前提に基づいて作成されており、これは当社が満期となった負債を返済することができるかと仮定するものです。

2024年12月31日時点において、当社は57.0百万ドル(2023年：46.3百万ドル)の正味流動資産を有しています(関連グループ企業からの未収入金および関連グループ企業への未払金を除きます。)。当社は、合理的な潜在的下落を考慮に入れても当社が満期となった負債を返済する資金を十分に有することを示す、それらの財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月間のキャッシュ・フロー予測を作成しました。

かかる予測に基づき、当社は、法定外の財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月間において、当社が満期となった負債を返済する資金を十分に有し続けることを確信しており、ゆえに、継続企業を前提として法定外の財務書類を作成しました。

測定の基礎

法定外の財務書類は、明記のない限り、取得原価基準の下で作成されています。

機能および提示通貨

法定外の財務書類は、当社が事業活動を行う主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を使用して測定されます。当社の法定外の財務書類は、機能通貨であるドルで表記されています。

新しい基準書および解釈指針

当事業年度において当社に適用される新しい基準および解釈はありません。

3 重要な会計方針

下記に記載の会計方針は本法定外の財務書類中で提示されるすべての事業年度を通じて適用されています。

外貨建取引と残高

当社の外貨建取引は、その月の平均為替レートで会計処理されます。当該外貨建取引および残高の決済に起因した実現利益および損失は、連結包括利益計算書に計上しています。

当社の財務書類は、事業を行う主要な経済環境の通貨(つまり、機能通貨)に再測定されます。当社の機能通貨以外の通貨による貨幣資産および貨幣負債の再測定から生じる未実現利益および損失は、連結包括利益計算書に計上されます。外貨建取引で取得した非貨幣性項目のうち、取得原価で測定されるものは再測定されません。

引当金

引当金は、過去の事象の結果として、確実に見積もることができる現在の法的または解釈上の義務を当社が有し、かつその義務を果たすために経済的便益の流出が必要とされることが想定される場合、認識されます。

引当金が金額的に重要である場合、当該金額は、現在の市場における貨幣の時間価値および負債固有のリスクを反映した税引前のレートにより予測された将来のキャッシュ・フローを割り引いて決定されます。

金融商品

・ 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、現金残高および3か月以内に満期が到来する銀行預金で構成されています。

・ スポンサー報酬未収入金

本信託の未収のスポンサー報酬収益は、当初公正価値にて認識され、次月に全額受け取られます。そのため、あらゆる予想信用損失を控除した実効金利法を用いた事後測定は必要ありません。

・ 関連グループ企業からの未収入金

関連グループ企業からの未収入金は、当初公正価値にて認識されます。事後測定は、あらゆる予想信用損失を控除した実効金利法を適用します。

・ 未払金および未払費用

営業債務およびその他の債務は、当初公正価値にて認識されます。当初認識の後、あらゆる予想信用損失を控除した実効金利法を用いて償却原価にて計測されます。

上記の例外を除き、これらの財務書類における金融資産および金融負債の公正価値は、帳簿価額と一致します。

減損

・ 関連グループ企業からの未収入金

償却原価で測定された金融資産についての減損損失は、その帳簿価額と、見積もり将来キャッシュ・フローを資産の当初の実効利率で割り引いた現在価値との差額として算定されます。損失は、貸付金および未収入金に対する引当金勘定に反映され、包括利益計算書の中で認識されます。後発事象の発生により減損損失額が減少した場合、かかる減少額は包括利益計算書を通じて戻入されます。

・ 非金融資産

当社の非金融資産の帳簿価額は、減損の兆候がないか判断するために、報告日毎に見直されます。かかる兆候が存在した場合、その資産の回収可能価格が見積もられます。減損損失は包括利益計算書の中で認識されます。

前事業年度で認識された減損損失は、損失が減少、または解消しているという兆候の有無について、報告日毎に評価されます。減損損失は、回復可能価格を決定するため使用された見積もりに変更がある場合に戻入されます。減損損失は、資産の帳簿価額が、減損損失が認識されなければ決定されたであろう帳簿価額(減価償却または償却後の純額)を超えない限度でのみ戻入されます。

資産の処分または除却により生じた損益は、売却収入と資産の帳簿価額の差額として判断され、利益として認識されます。

資産の帳簿価額が見積もり回収可能価格を超える場合、それは回収可能価格まで減額されます。

スポンサー報酬収益

本信託からWGTSに支払われる報酬を表します。この報酬は、本信託の管理を規定する信託約款の条項に従って、発生基準で認識されます。この収益は、回収可能価額で計上されています。

2015年7月17日付で、本信託の唯一の経常費用は、スポンサーであるWGTSが本信託の通常の手数料および費用を負担する責任を負う対価として純資産価額(NAV)の0.40%に相当する年率で日々生じるWGTSに対して支払われるスポンサー費用です。スポンサー報酬収益は、本信託の管理を規定する信託約款の条項に従って、発生基準で認識されます。

WGTSは、本信託が事業を続け市場での立場を維持することを保証するスポンサーサービスと引き換えに、本信託のNAVに基づくスポンサー報酬収益を受け取ります。本信託のNAVを決定するために、受託者は、本信託の金および他のすべての資産の合計価値から、本信託のすべての見積もられた手数料の累計、費用およびその他の負債を差し引きます。WGTSは、各期間に適用されるNAVに基づいてサービスが履行されるため、その期間のスポンサー報酬収益を認識します。

スポンサー報酬収益は、カスタディアン、受託者、マーケティング・エージェントなどの第三者のサービス提供者との取り決めにおいてWGTSが当事者としての役割を果たすため、WGTSによって総額基準で認識されます。

WGTSは顧客(つまり本信託)が事業を続け市場での立場を維持することを保証するスポンサーサービスを提供しています。WGTSの顧客との契約関係により、本信託がスポンサーサービスを提供される日ごとに、別個に独立して識別可能な履行義務が発生します。スポンサーサービスは、マーケティング、カストディ、その他の管理および運営活動を含む信託活動の管理および監視に関連し、一定の期間にわたり提供される一連の実質的に類似したサービスを表しています。スポンサー報酬収益は本信託のNAVに基づいて変動するため、変動対価の一形態です。WGTSは、WGTSの顧客がスポンサーサービスを履行されるのに応じてその便益を得るため、時間ベースのアウトプット法を用いて、スポンサー報酬収益を長期的に認識しています。

契約開始時点では、スポンサー報酬収益は、WGTSの支配の及ばない市場要因の影響を受けやすい純資産価額に依存するため、収益の見積もりは行っていません。スポンサー報酬収益に関連する変動は日々解消されます。従って、スポンサー報酬収益は、運用資産のNAVが任意の時点で判明するため、顧客が長期にわたりサービスから利益を得る時点、および運用資産が日々判明するにつれて認識されます。従って、費用はその期間に提供されたサービスに特に関連づけられるため、収益は該当するNAVに基づいて各期認識されます。WGTSのスポンサー報酬収益の権利は毎日無条件で本信託に移転し、WGTSの将来の業績には左右されないため、スポンサー報酬収益の契約資産はありません。さらに、スポンサー報酬収益は日々発生し、後払いで月々支払われるため、WGTSが対価を受領したサービスを本信託に移転する義務はありません。そのため、スポンサー報酬収益に関連する契約負債はありません。

SPDR[®] ゴールド・トラスト費用

本信託のマーケティング・エージェント、保有する金のカストディアンおよび取引を扱う受託者に支払う費用ならびに注記1で言及したその他の費用を表しています。かかる支出は発生主義で認識されます。

所得税

当社は、その年の課税所得に基づいて所得税を計上しています。税金費用は、税金の当期末払金および繰延税金の合計を表します。税金の当期末払金は、その年の課税利益に基づいています。

当期税金は、当社が営業活動を行う地域に関連した税率および法律を使用して、支払われる(または還付される)ことが期待される額で計上されます。

繰延税金は、資産および負債の課税基準額とそれらの財務報告目的の帳簿価額との間に生じるすべての一時差異について、負債法により計上されます。繰延税金の算定には現行税率を使用します。

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識されます。繰延税金資産は、将来減算一時差異を使用することができる課税所得を稼得できる可能性が高い範囲について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は、各財政状態計算書日現在で見直され、資産の全額または一部の回収が許容されるのに十分な課税所得を獲得できない可能性が高い範囲で減額されます。

無形資産

資産化された技術、コンピューターのソフトウェアおよび開発は、償却およびあらゆる減損引当金控除後の取得原価で表示されます。償却は、最長3年までの見積耐用年数にわたり、資産の取得原価を見積残存価額まで、定額で償却するように計上されます。

4 金融リスク管理

かかる注記は、以下に示される各リスクについて、当社のエクスポージャーに関する情報を示しています。

- ・信用リスク
- ・流動性リスク
- ・市場リスク

詳細な開示は、当該法定外の財務書類に含まれています。

リスク管理の枠組み

リスク管理は、全般的リスク管理の原則ならびに信用リスクなどの特定の分野、余剰流動性の使用および投資に関する明文化された方針を提供するWGCが定めた方針に従って行われます。

潜在的にWGTSを信用リスクの集中に服させる金融資産は主に現金および短期預金で構成されます。WGTSの現金同等物および短期預金は、信用力の高い金融機関に預けられています。

信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品のカウンターパーティが金融商品に対してその契約上の義務を果たさない場合の当社の財務的損失リスクであり、主に顧客からの未収入金および、投資有価証券からの当社の未収入金から生じます。

当社の主たる営業上の債務者は本信託で、米国に拠点を置いています。債権額に履行の遅延または減損はなく、これに関する信用リスクについてのエクスポージャーはありません。

金融資産は主に現金、短期預金および未収入金で構成されます。当社の現金および短期預金は、信頼性の高い金融機関に預けられています。

WGTSは、WGTSが属するWGCグループ内における、関連グループ企業との取引に携わっています。報告日において、当社は、関連グループ企業からの未収入金全額についての回収可能価額の評価を行い、包括利益の計算において、将来的な経済環境および財務業績に基づき、0ドルの減損(2023年：6.7百万ドル)が認識されると結論づけました。2024年12月31日時点で、未収入金の減損に対する引当金は計上されていません(2023年：0ドル)。

貸借対照表時点における25.2百万ドル(2023年：25.6百万ドル)の営業債権の現在価値は、信用リスクの最大のエクスポージャーを示しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、当社が、現金払いまたはその他の金融資産で決済される金融負債に関する義務を果たすことに関して、困難に直面するリスクです。

流動性リスク管理の最終責任は、流動性リスク管理の枠組みを構築しているWGCにあります。流動性リスク管理は、金融資産および金融負債の満期特性を一致させると同時に、十分な準備金を確保し、継続的に予測および実際のキャッシュ・フローを監視することを通じて、実現されます。

40.4百万ドル(2023年：17.3百万ドル)の未払金は、財政状態計算書の日付から1年以内に期限が到来する契約が結ばれています。

市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場といった市場価格、金利および株式価格の変動が当社の利益またはその金融資産の保有価値に影響を与えるリスクです。

スポンサー報酬収益、SPDR[®] ゴールド・トラスト費用および費用の大半がドルで発生するため、当社の外国為替相場に対するエクスポージャーは軽微です。当社は外部借入がないため、金利に対するエクスポージャーは軽微です。関連グループ企業からの未収入金および未払金の残高は無利息です。金価格の変動は、本信託の株式価格に直接影響を与えると予想され、その結果、WGTSが得ているスポンサー報酬収益に影響を及ぼすと予想されます(得たスポンサー報酬収益は、本信託のNAVの割合として計算されるため)。短期的な価格変動は過去に発生しており、将来も発生します。

資本管理

当社は、利害関係者へのリターンを最大化する一方で、継続企業として存続を確保するために、借入債務とエクイティのバランスの最適化を通して、当社の資本を管理しています。当社の資本構成は、関係会社からの借入と、資本変動計算書に概説されている資本拠出および利益剰余金からなるエクイティにより構成されます。

保有する金融資産

当社は、現金54.1百万ドル(2023年：42.1百万ドル)、本信託からのスポンサー報酬未収入金25.1百万ドル(2023年：19.5百万ドル)および関連グループ企業からの未収入金0.1百万ドル(2023年：6.1百万ドル)を保有していました。利息を発生させる残高はありません。全ての残高が、要求払債権です。未収残高で、期限を過ぎているものはありません。

金融負債の期限

当社は、12.3百万ドル(2023年：10.0百万ドル)の本信託費用、18.2百万ドル(2023年：1.9百万ドル)の関連グループ企業への未払金を有しています。利息が発生する残高はありません。すべての残高が1年以内に期限が到来します。

5 未払金および未払費用

| | 2024年 ドル | 2023年 ドル |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 未払金 | 124,741 | 53,519 |
| 未払費用 | 141,765 | 341,528 |
| SPDR [®] ゴールド・トラスト関連未払費用 | 12,023,712 | 9,613,251 |
| 未払金および未払費用合計 | 12,290,218 | 10,008,298 |

6 課 税

当社は、WGH Incが完全所有する有限責任会社です。従来、WGH Inc、WGC USA, Inc.および当社は各社単体で、U.S. フォーム1120の申告を行っていました。2014年度の期首以降、上記企業は、WGH Incを親会社として連結U.S.フォーム1120により申告しました。WGC USA, Inc.および当社は親会社の関係会社として申告します。2022年度の期首において、WGC USA Services Company Inc.が、連結納税グループに追加されました。WGH IncはWGC USA, Inc.、WGTSおよびWGC USA Services Company Inc.の80%超の持分を保有しているため連結することが可能であり、グループが連結U.S.フォーム1120の申告を行うことができます。

税務上の利益および損失は、グループ法人内部で無対価で譲渡され、かかるポジションは、当該法定外の財務書類に移転されます。

2024年度に発生した税金の大部分は、無償または無対価でその他のWGC米国組織からの純損失により軽減されています。

2024年度の実効税率は18.15%(2023年：18.90%)です。

| 税金費用の分析 | 2024年 ドル | 2023年 ドル |
|---------------|------------------|------------------|
| 当期剰余に対する当期税金 | 12,235,151 | 5,931,134 |
| 当事業年度の繰延税金額 | (145,027) | 385,756 |
| 為替変動影響 | 456 | (228) |
| グループからの税務上の便益 | (2,141,835) | (977,810) |
| 当期税金費用 | 9,948,745 | 5,338,852 |

米国連邦税は年間の見積課税可能利益の21%で算定されます。会計上の利益に対して、年間繰入合計額は、以下のとおり調整できます。

| 税調整 | 2024年 ドル | 2023年 ドル |
|---------------|------------------|------------------|
| 税引前利益 | 54,828,941 | 28,243,194 |
| 連邦税率21%での税金 | 11,514,078 | 5,931,071 |
| 以下の影響: | | |
| 減算不能費用 | 27,786 | 116,377 |
| 州税 | 548,260 | 269,378 |
| グループからの税務上の便益 | (2,141,835) | (977,810) |
| 為替変動影響 | 456 | (164) |
| 当期税金費用 | 9,948,745 | 5,338,852 |

| 法人所得税 | 2024年 ドル | 2023年 ドル |
|-----------------|------------------|------------------|
| 1月1日現在 | 5,338,852 | 6,368,783 |
| 当グループによる税金支払額 | (5,338,852) | (6,368,783) |
| 当期税金費用 | 12,235,151 | 5,931,134 |
| グループからの税務上の便益 | (2,286,406) | (592,282) |
| 12月31日現在 | 9,948,745 | 5,338,852 |

| 繰延税金の調整 | 2024年 ドル | 2023年 ドル |
|-----------------|-------------|-------------|
| 1月1日現在残高 | - | - |
| 当事業年後の繰延税金額 | (145,027) | 385,756 |
| 為替変動影響 | 456 | 228 |
| グループからの税務上の便益 | 144,571 | (385,984) |
| 12月31日現在 | - | - |

7 営業支出

| | 2024年 ドル | 2023年 ドル |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|
| SPDR[®] ゴールド・トラスト費用 | | |
| マーケティング・エージェント報酬 | 88,191,553 | 77,454,485 |
| カストディアン報酬 | 19,174,927 | 17,070,235 |
| 受託者報酬 | 6,550,998 | 5,646,482 |
| その他のスポンサー関連報酬 | 3,371,681 | 3,297,720 |
| SPDR[®] ゴールド・トラスト費用合計 | 117,289,159 | 103,468,922 |
| 市場開発費 | | |
| マーケティングおよび開発費用 | 90,141,180 | 87,476,693 |
| 市場開発費合計 | 90,141,180 | 87,476,693 |
| 一般および運営上の支出 | | |
| 設備費用 | - | 9,488 |
| プロフェッショナル報酬 | 50,391 | 45,010 |
| 旅費およびその他費用 | 22,943 | 17,757 |
| 一般および運営上の支出合計 | 73,334 | 72,255 |
| 運営支出合計 | 207,503,673 | 191,017,870 |

当社の監査人であるKPMG LLPの当該財務書類の監査に対する報酬は、30,035ドル(2023年：30,674ドル)です。費用は、親会社であるWGC(アソシエーション)が負担します。当社の監査人もまた、法定外の財務書類の英語から日本語への正確性に関する合意された手続きを行います。合意された手続きの費用は9,394ドル(2023年：8,947ドル)で、当社が負担しました。

当社の財務書類の監査および合意された手続きを除き、当社およびその関連会社へのサービスに関して当社の監査人およびその関連会社が受け取ることができる金額は、代わりに当社の親会社であるWGC(アソシエーション)の連結財務書類に連結ベースで開示する必要があるため、開示されていません。

WGCグループは、2026会計年度末に向けて、全世界で新たな外部監査人を任命することを目標に、入札プロセスを開始しました。在任の監査人はWGCの監査人を15年間務めており、最善の方法に沿って、WGTSを含むWGCグループの外部監査人を交代させることが賢明です。これはWGCグループのみに関連します。本信託の監査人は、引き続きKPMG LLPです。

8 関連当事者取引

関連当事者との取引は、独立企業間取引のみに適用される条件と同等の条件で行われております。

サービス支払額は、当社を代理するそれぞれの関連当事者によって遂行された業務に対して、次の関連当事者に支払われます。また、サービス支払額は、関連当事者を代理する当社によって遂行された業務に対して、関連当事者からも受け取ります。当社に対しての未払金の純額または当社の未払金の純額は、無利息の要求払いで返済されます。

| | 当社による サービス支払額 の支払い(受取り) | | 当社の 未収入金(未払金) | |
|---------------------------------------|-------------------------------|-------------|------------------|-------------|
| | 2024年 ドル | 2023年 ドル | 2024年 ドル | 2023年 ドル |
| 関連当事者 | | | | |
| WGC (UK) Limited | 49,017,703 | 49,037,235 | (14,317,703) | 5,961,765 |
| WGC USA Asset Management Company, LLC | (92,475) | (3,433) | 92,475 | 163,081 |
| WGC (USA) Inc. | 40,979,195 | 38,281,108 | (3,779,195) | (1,771,392) |
| WGC USA Services Company, Inc. | 144,282 | 158,350 | (144,282) | (158,350) |

報酬は、信託約款の下で本信託のために行われたスポンサーサービス、本信託のウェブサイトの維持に関連して行われたサービスの対価として、本信託から当社に支払われます。当社のスポンサー報酬収益は、毎月後払いされ、本信託の純資産価額(NAV)の0.40%に相当する年率で日々発生します。本信託のNAVは、当社に発生するスポンサー報酬を調整した後の本信託の純資産の公正価値を示しています。

スポンサー報酬収益はすべて、当社が本信託にスポンサーサービスを提供することで得たものです。当社のスポンサー報酬収益の大部分は米国で得られたものです。当社のスポンサー報酬収益の権利は毎日無条件で本信託に移転し、当社の将来の業績には左右されないため、当社は契約資産を保有していません。さらに、スポンサー報酬収益は日々発生し、後払いで月々支払われるため、当社が対価を受領したサービスを本信託に移転する義務はありません。

WGTSは、2024年において、WGH Incに対して、総額50.5百万ドルの配当を支払いました(2023年：51.0百万ドル)。

2024年中、WGTSはWGC (UK) Limitedから WGC (US) Holdings, Inc.に5.9百万ドル(2023年：33百万ドル)の短期貸付金を配当しました。

9 主要な経営陣の報酬

主要な経営陣に対する報酬は、1.2百万ドルの短期従業員給付(2023年：1.1百万ドル)、0ドルの退職後従業員給付(2023年：0ドル)、0ドルの長期従業員給付(2023年：0ドル)および0ドルの退職給付(2023年：0ドル)です。

10 財務上のコミットメント及び保証

| | 2024年 ドル | 2023年 ドル |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 契約済だが未履行の会計年度末時点の資本コミットメント | - | - |
| 契約済だが未履行の会計年度末時点の金融保証 | - | - |

2022年11月、当社はWGCのニューヨークオフィスのリース権益をWGC USA, Inc.に譲渡しました。WGC USA, Inc.は同リース下の当社のすべての債務を引き受けました。当社はまた、家主に対するWGC USA, Inc.の債務を保証しています。WGC USA, Inc.は当社との間に継続して適切な資金調達の取り決めがあるため、2024年12月31日および2023年12月31日現在、WGC USA, Inc.が家主に対する債務を履行しない可能性はありません。

11 無形資産

当社は、2023年12月31日に終了した年度において、独自のソフトウェア開発という形で無形資産を取得しました。取得したソフトウェアは2023年にはまだ使用可能ではなく、ソフトウェアの稼働開始に伴い、2024年から償却期間36ヶ月間の定額法で償却しています。

| | ソフトウェア ドル | 合計 ドル |
|---------------|--------------|----------|
| 取得原価 | | |
| 2023年1月1日現在 | - | - |
| 取得 | 26,175 | 26,175 |
| 2023年12月31日現在 | 26,175 | 26,175 |
| 取得 | 4,283 | 4,283 |
| 2024年12月31日現在 | 30,458 | 30,458 |
| 償却累計額 | | |
| 2023年1月1日現在 | - | - |
| 償却 | - | - |
| 2023年12月31日現在 | - | - |
| 償却 | (5,923) | (5,923) |
| 2024年12月31日現在 | (5,923) | (5,923) |
| 帳簿価額 | | |
| 2023年1月1日現在 | - | - |
| 2023年12月31日現在 | 26,175 | 26,175 |
| 2024年12月31日現在 | 24,535 | 24,535 |

12 後発事象

当社は、貸借対照表日後から財務書類発行日までに発生した後発事象および取引を評価しました。この再検討により、当社は、財務書類において認識または開示が必要となるいかなる後発事象も認識していません。

4【利害関係人との取引制限】

利害関係人との取引制限はありません。

5【その他】

有価証券報告書提出日1年以内におけるスポンサー等又は本信託に重大な影響を及ぼす訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

定款の変更

該当事項はありません。

事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

スポンサー等に重大な影響を及ぼす訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ご参考として、2025年11月25日時点における全ての認定参加者のリストは、同日付でSECに提出されたフォーム10-Kの7ページをご参照ください。最新の認定参加者のリストは、受託者およびスポンサーから入手できます。

(a) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(The Bank of New York Mellon)(「受託者」)

(イ) 資本金の額

2024年12月31日現在、41,318,000,000ドル(6,440,236,660,000円)

(ロ) 事業の内容

BNYは、米国ニューヨーク州ニューヨークに本拠を置く国際的な金融サービス会社であり、運用資産は約2.03兆ドルおよび保管・管理資産は52.1兆ドルです。

BNYは、ニューヨークに本社を置く受託者の持株会社として発足しました。受託者は、その前身を含め、1784年から事業を行っています。受託者のほか、銀行子会社としてメロンバンクN.A.(Mellon Bank, N.A.)(本社：米国ペンシルバニア州ピッツバーグ)、メロン・トラスト・オブ・ニューイングランドN.A.(Mellon Trust of New England, National Association)(本社：米国マサチューセッツ州ボストン)、メロン・ユナイテッド・ナショナル・バンク(Mellon United National Bank)(本社：米国フロリダ州マイアミ)、およびメロン・ファースト・ビジネス・バンクN.A.(Mellon 1st Business Bank, National Association)(本社：米国カリフォルニア州ロサンゼルス)があります。銀行子会社は、信託・資産保管業務、投資運用サービス、銀行業務および各種証券関連業務を行っています。銀行子会社の預金は、FDICによって法律の定める範囲内で保護されます。

事業は、以下の4つに区分されます。すなわち投資および資産マネジメント、証券サービス、市場および資産サービスならびにその他です。

(b) エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc)(「HSBC」または「本カストディアン」)

(イ) HSBCの資本金の額

2025年9月30日現在、40,146,000,000GBP(8,286,937,320,000円)

(ロ) 事業の内容

HSBCは、英国で有限責任を伴う法人格を取得し、英国で設立された株式公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシー(HSBC Holdings plc、以下「HSBCグループ」といいます。)です。HSBCは、英国においてPRAにより認可されており、PRAおよびFCAにより規制されています。

(c) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)(「マーケティング・エージェント」)

(イ) 資本金の額

2024年12月31日現在、157,164,843ドル(24,497,284,078円)

(ロ) 事業の内容

マーケティング・エージェントは、デラウェア州の単独リミテッド・ライアビリティ・カンパニーであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク(State Street Global Advisors, Inc.、以下「SSGA Inc.」)といます。)の100%子会社です。SSGA Inc.はステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社です。マーケティング・エージェントは、1999年4月21日に設立されました。

マーケティング・エージェントは、SECおよびFINRAに登録されている、目的が限定されたブローカー・ディーラーであり、証券投資家保護公社および米国証券取引所決済機関のメンバーです。マーケティング・エージェントは、(i)ミューチュアル・ファンドの引受人またはスポンサー、および(ii)証券の私募の事業形態に従事する権限が与えられています。引受人およびスポンサー業務の一環として、マーケティング・エージェントは、米国ミューチュアル・ファンドおよびETFの販売ならびにマーケティングサービスを提供することにより、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(以下「SSGA」といいます。)の業務をサポートしています。そのようなサービスに関連して、マーケティング・エージェントはまた、米国ミューチュアル・ファンドへの株主サービスも提供しています。さらに、私募業務の一環として、マーケティング・エージェントは、SSGAのファンドの私募を取り扱うことができます。

(d) JPモルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.)(「JPM」または「本カストディアン」)

(イ) JPMの資本金の額

2025年6月30日現在、3,788,551,000,000ドル(590,521,444,370,000円)

(ロ) 事業の内容

JPMはナショナル・バンキング・アソシエーション(National Banking Association)として、アメリカ合衆国で設立された有限責任会社であり、JPモルガン・チェース(JPMorgan Chase & Co.)の完全子会社です。

JPMは、米国において米国通貨監督庁の連邦準備制度理事会の監督を受け、管理され、特定の事項については、FDICの監督を受け、管理されています。英国では、JPMはPRAの監督下にあり、FCAおよびPRAの規制の適用を受けます。JPMはニューヨークおよびチューリッヒでも金庫を維持しています。

2【関係業務の概要】

(a) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(「受託者」)

受託者は原則として、本信託の運営記録の維持も含めて、本信託の日常的な管理責任を負います。受託者の主な責任には、(1)本信託の費用支払の必要に応じた、本信託が有する金の売却(金の売却は通常毎月1度行われます。)、(2)本信託のNAVおよび本受益権1口当たりNAVの計算、(3)認定参加者からのバスケットの設定・解約請求の受付および処理ならびに本カストディアンおよびDTCとの間でのかかる請求の処理の調整、ならびに(4)本カストディアンの監視が含まれます。

(b) エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(「HSBC」または「本カストディアン」)

HSBCは本信託のカストディアンの1社であり、認定参加者によるバスケットの設定に関してHSBCに譲渡された本信託の金の延べ棒の保護預かりに責任を負います。カストディアンであるHSBCはまた、認定参加者および本信託のために維持する金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを促進します。HSBCは、LBMAの規則に基づくマーケット・メーカー、クリアラーおよび承認検量者であります。

(c) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(「マーケティング・エージェント」)

マーケティング・エージェントは、スポンサーのために、(1)本信託に関するマーケティング計画の継続的作成、(2)本受益権に関するマーケティング資料の作成(本信託のウェブサイト上のコンテンツを含みます。)、(3)本信託のマーケティング計画の実行、(4)戦略的および戦術的なETF調査への金の組み込み、(5)SPDR[®]の商標のサブライセンス付与、および(6)コールセンターおよび目論見書の履行のような特定の受益権保有者の支援の業務を行います。マーケティング・エージェントおよびその関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

(d) JPモルガン・チェース銀行(「JPM」または「本カストディアン」)

2022年12月6日、JPMは本信託のカストディアンの1社として追加され、認定参加者によるバスケットの設定に関してJPMに譲渡された本信託の金の延べ棒の保護預かりに責任を負います。カストディアンであるJPMはまた本信託のために維持する金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを促進します。JPMは、LBMAの規則に基づくマーケット・メーカー、クリアラーおよび承認検量者であります。

3【資本関係】

スポンサーと受託者、本カストディアンおよびマーケティング・エージェントとの間には、資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

米国においてETFは原則としてマネジメント・カンパニーまたはユニット型投資信託(以下「UIT」といいます。)として組織されます。マネジメント・カンパニーとは、償還可能な株式を発行し、投資マネージャーによって積極的に管理されるミューチュアル・ファンドの一種です。UITは、償還可能な証券のみを発行し、固定の管理不能なポートフォリオを提供する、信託約款に基づいて組織された信託です。証券のポートフォリオを保有する際、いずれの種類ETFも、1940年法の「投資会社(investment company)」の定義に該当します。投資会社は、1940年法に基づき登録することが要求されており、SECによる規制を受けます。

しかし、SECは、金のようなコモディティの保有は証券の保有と同じではないとする見解をとっています。したがって、本信託は1940年法の「投資会社」の定義に該当せず、同法に基づく登録を要求されません。本信託の管理は、本信託に適用のあるニューヨーク州のコモンローおよび制定法が適用されます。上記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 1 ファンドの性格 - (4)ファンドに係る法制度の概要」をご参照ください。

第4【参考情報】

2025年9月30日に終了した事業年度において、以下の書類が提出されています。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

| | | | |
|------|---|------------|-------------|
| 事業年度 | 自 | 2023年10月1日 | 2024年12月20日 |
| | 至 | 2024年9月30日 | 関東財務局長に提出 |

(2) 半期報告書およびその添付書類

| | | | |
|------|---|------------|------------|
| 事業年度 | 自 | 2024年10月1日 | 2025年6月24日 |
| | 至 | 2025年3月31日 | 関東財務局長に提出 |

第5【その他】

該当事項はありません。

本信託の前期財務諸表に対する監査報告書は、当期財務諸表に対する監査報告書をご参照ください。

[次へ](#)

[訳 文]

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー宛て独立監査報告書

監査意見

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「会社」という。)の2023年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記3に記載される会計方針を含む、関連する注記から構成されている。

私どもの意見では、2023年12月31日に終了した年度についての会社の法定外の財務書類は、すべての重要な点において、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される特別目的の作成の基礎および会計方針に基づき適正に作成されていた。

監査意見の基礎

私どもは、ISA (UK) 800を含む国際監査基準(英国)(以下「ISAs(UK)」という。)および2022年9月22日付のエンゲージメント・レターの定める条件に従い監査を行った。私どもの責任は、後述の通りである。私どもは英国財務報告評議会(FRC)倫理基準を含む英国倫理要件の下での倫理責任を果たしており、かつ当該要件に従って会社から独立している。私どもは、入手した監査証拠が私どもの意見の基礎とするのに十分かつ適正であると確信している。

強調事項 - 作成の基礎の特別目的

私どもは、作成の基礎が記載されている法定外の財務書類の注記2を強調している。かかる注記に記載の通り、法定外の財務書類は、SPDR® ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、会社が日本の金融商品取引法の要件を充足するための補助として作成されている。結果として、かかる法定外の財務書類は他の目的には適合しないことがある。当該事項は、私どもの意見に影響を及ぼすものではない。

継続企業

役員は、会社を清算または営業を停止する意思がなく、また、会社の財政状態からこれが現実的であると判断したため、継続企業を前提として法定外の財務書類を作成した。また、役員は、法定外の財務書類の承認日から少なくとも1年間(以下「継続企業期間」という。)において、継続企業としての継続性に重大な疑義を生じさせる重要な不確実性はないと結論づけた。

役員の結論に対する評価として、私どもは会社の事業モデル固有のリスクを考慮し、それらのリスクが継続企業期間における会社の財源または事業を継続する力にどのように影響し得るか分析した。

かかる作業に基づく私どもの結論は、以下の通りである。

- ・私どもは、法定外の財務書類の作成において、役員が会計上、継続企業の前提を使用することが適切であると考え
- る。
- ・私どもは、継続企業期間中、個別または全体として、継続企業としての会社の継続性に重大な疑義を生じさせる事象または状況に関連する重要な不確実性について認識しておらず、かかる重要な不確実性がないという役員の評価に同意する。

しかし、すべての将来の事象または状況について予測することはできず、後発事象はその発生時における合理的な判断と矛盾する結果に終わることもあり得るため、上記の結論は、会社が事業を継続することを保証するものではない。

不正ならびに法令および規則の違反 - 発見能力

不正による重要な虚偽表示リスクの認識および対応

不正による重要な虚偽表示リスク(以下「不正リスク」という。)を識別するために、私どもは、不正を実行するもしくは不正を実行する機会を提供するような動機やプレッシャーを示唆する事象や状況を評価した。

私どものリスク評価手続きは以下の事項を含む。

- ・不正を防止し発見するための全社的な方針および手続きについて、また、不正、不正の疑いまたは不正の申立てに関して認識しているかどうかについて、役員への質問ならびに施策文書の管理および査閲
- ・取締役会および監査委員会議事録の閲覧
- ・通例でないまたは予期せぬ関係を識別するための分析的手続きの実施

私どもは、監査チームを通じて識別された不正リスクを伝達し、監査を通じてあらゆる不正の兆候に継続して注意した。

監査基準で要求されている通り、私どもは、経営者による内部統制の無効化のリスク、特に経営者が不適切な仕訳入力を行いうる立場にいるリスクに対処するための手続きを実施する。

取引は一般的には複雑でなく、SPDR® ゴールド・トラストの運用資産(AUM)の価値に直接的に関連する収益認識は、わずかな判断しか要さないため、かかる監査において、私どもは、収益認識に関する不正リスクはないと考える。

私どもは、いかなる追加的な不正リスクも認識していない。

法令および規則の違反に関連する重要な虚偽表示リスクの識別および対応

私どもは、一般商業およびセクター経験から、財務書類に重要な影響を及ぼすことが合理的に予想される法令および規則の分野を特定し、法令および規則の遵守に関する方針および手続きについて役員および他の経営者と検討した。

私どもは、監査チームを通じて認識された法令および規則を伝達し、監査を通じてあらゆる違反の兆候に継続して注意した。

それらの法令および規則の財務書類における潜在的影響は、相当に多様である。

第一に、会社は、財務報告に関する法律(関連する会社に関する法律を含む)、分配可能利益に関する法律、および税法を含む、財務諸表に直接影響を及ぼす法規制の適用を受けており、私どもは、関連する財務諸表項目に関する手続の一部として、これらの法規制の遵守の程度を評価した。

第二に、会社は、不遵守の結果、例えば罰金の賦課や訴訟により、財務諸表の金額や開示に重要な影響を及ぼす可能性があるその他多くの法規制の適用を受けている。私どもは、そのような影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、データ保護法、贈収賄防止、規制資本および会社の活動の性質を評価する流動性を特定した。

監査基準は、法令および規則の違反が生じた場合、当該違反を特定するために必要とされる監査手続きを、役員への質問ならびに規則文書および法律文書の調査に制限している。ゆえに、運営規則の違反が私どもに開示されず、または関連文書から明らかでない場合、監査は当該違反を発見しない。

不正または法令もしくは規則違反を発見する監査能力について

監査の固有の限界のため、監査の基準に準拠して適切に監査計画を策定し監査を実施しても、財務書類における重要な虚偽表示が発見されない可能性があるという回避できないリスクがある。たとえば、法令および規則の違反と財務書類に反映された事象および取引との関連性が低くなるほど、監査基準が要求する固有に制限された手続きが当該違反行為を特定する可能性は低くなる。

さらに、他の監査と同様に、不正の発見が行われないうリスクは依然として高くなっている。不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の説明、または内部統制の無効化が伴う可能性があるためである。私どもの監査手続きは、重要な虚偽表示を発見するように計画されている。私どもは、違反または不正を防ぐ責任を負わず、すべての法令および規則の違反を発見することは期待されていない。

役員の実任

役員の実任書にて詳述される通り、役員の実任は、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される特別目的の作成の基礎および会計方針に基づき法定外の財務書類を作成することである。彼らは、作成の基礎がその状況に合ったものであることを決定する。彼らが決定するかかる内部統制は、不正または誤謬による重要な虚偽表示を防ぎ、会社が継続企業として継続する力を査定し、該当する場合は継続企業に関する事項を開示し、会社を清算または営業を停止する意思がある、またはそれ以外に他に現実的な選択肢がない場合を除き、会計の継続企業の前提を使用する法定外の財務書類を作成することを可能にするために必要である。

監査人の責任

私どもの目的は、法定外の財務書類が全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得、私どもの意見を記載した監査報告書を出すことである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行われた監査が、重要な虚偽表示があった場合に常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体として、法定外の財務書類を基準として行われる使用者の経済判断に影響をもたらすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

より詳細な私どもの責任に関する記載は、FRCのウェブサイト(www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)に掲載されている。

監査の目的および責任を負う対象

私どもの報告書は会社に対して、契約に定める条件に従ってのみ作成された。私どもの報告書は、全体(会社独自の内部の目的の場合を除く)または部分的にも、私どもの文書による事前の許可なく、写しを作成され、参照または開示されないことを前提として、会社が開示された。

私どもの報告書は、当時の会社の必要性により決定された会社の合意した要件を充足するように作成された。したがって、私どもの報告書は、いかなる目的のためにも、あるいはいかなる文脈においても、会社以外で私どもに対して権利を取得することを欲する者によって、使用あるいは依拠されることに適したものとされていない。会社以外で私どもの報告書またはその複製を入手し、私どもの報告書(または報告書の一部)に依拠しようとするいかなる者も、自身のリスクでそのようにするものとする。法律が許容する最大限の範囲において、KPMG LLPIは、私どもの本報告書について、会社以外の何人に対しても責任を負うものではなく、また、かかる責任を引き受けるものではない。

(署名)

KPMG LLP

勅許会計士

E14 5GL ロンドン

カナダ・スクエア 15

2024年5月13日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO WORLD GOLD TRUST SERVICES LLC

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of World Gold Trust Services, LLC ("the Company ") for the year ended 31 December 2023 which comprise the Statement of financial position, the Statement of comprehensive surplus, the Statement of changes in equity, the Statement of cash flows and related notes, including the accounting policies in note 3.

In our opinion the non-statutory financial statements of the Company for the year ended 31 December 2023 have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the special purpose basis of preparation and accounting policies set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK), including ISA (UK) 800, ("ISAs (UK)") and the terms of our engagement letter dated 22 September 2022. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Emphasis of matter - special purpose basis of preparation

We draw attention to note 2 to the non-statutory financial statements, which describes their basis of preparation. As explained in that note, the non-statutory financial statements are prepared to assist the Company for the purpose of the Company satisfying the requirements of the Financial Instruments and Exchange Act of Japan as the sponsor to the listing of the SPDR® Gold Trust on the Tokyo Stock Exchange. As a result, the non-statutory financial statements may not be suitable for another purpose. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Going concern

The Officers have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements ("the going concern period").

In our evaluation of the Officers' conclusions, we considered the inherent risks to the Company's business model and analysed how those risks might affect the Company's financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the Officers' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate;
- we have not identified, and concur with the Officers' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations - ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud.

Our risk assessment procedures included:

- Enquiring of Officers, and management and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud.
- Reading Board and audit committee minutes
- Using analytical procedures to identify any unusual or unexpected relationships.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because transactions are typically not complex and revenue recognition, which is linked directly to the value of assets under management (“AUM”) of the SPDR® Gold Trust, requires minimal judgement.

We did not identify any additional fraud risks.

Identifying and responding to risks of material misstatement related to compliance with laws and regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience and discussed with the Officers and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), distributable profits legislation, and taxation legislation and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: data protection laws, anti-bribery, regulatory capital and liquidity recognising the nature of the Company's activities.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the officers and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed non-compliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing non-compliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Officers' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 2, the Officers are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, in accordance with the special purpose basis of preparation and accounting policies as set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements; determining that the basis of preparation is acceptable in the circumstances; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London

E14 5GL

13 May 2024

[前へ](#)

[訳 文]

【訳注】

独立監査人であるKPMG LLPは、2025年9月30日に終了する事業年度における本信託の英文の財務書類を監査したが、英文の財務書類から添付の和文の財務書類およびその注記への翻訳に対して責任を負うものではない。加えて、KPMG LLPは、英文の監査報告書日以降、当該報告書に記載されている財務書類に対するいかなる手続について実施することを求められておらず、また現に実施していない。

独立登録会計事務所の監査報告書

SPDR[®]ゴールド・トラストの受益権保有者および受託者ならびにワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー取締役会

財務書類に対する監査意見

私たちは、添付の2025年および2024年9月30日現在のSPDR[®]ゴールド・トラスト(以下「本信託」という。)の貸借対照表、2025年および2024年9月30日現在の投資明細表および2025年9月30日までに終了した3年間の各事業年度の関連する損益計算書、キャッシュフロー計算書および純資産変動計算書ならびに関連する注記(併せて「財務書類」という。)を監査した。私どもは、財務書類は米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本信託の2025年および2024年9月30日現在の財政状態および2025年9月30日までに終了した3期間の各事業年度の経営成績、キャッシュ・フローおよび純資産における変動を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)(以下「PCAOB」という。)の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク」(2013)において定めた基準に基づいて、2025年9月30日現在の本信託の財務報告に係る内部統制を監査し、2025年11月25日付の内部統制監査報告書において、財務報告に係る本信託の内部統制の有効性に関して無限定適正意見を表明した。

監査意見の基礎

これらの財務書類の作成責任はワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(本信託のスポンサー)にある。私たちの責任は、私たちの監査に基づきこれらの財務書類に意見を表明することにある。私たちはPCAOBに登録された会計事務所であり、米国連邦証券法ならびに米国証券取引委員会およびPCAOBの適用規則に従い、本信託から独立していることが要求される。

私たちはPCAOBの基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に誤謬や不正による重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。私たちの監査は、誤謬や不正による財務書類の重要な虚偽の表示のリスクを評価し、それらのリスクに対応する手続の実施を含む。かかる手続は、財務書類上の金額および開示事項の基礎となった証拠を試査によって検証することを含んでいる。私たちの監査はまた、採用された会計原則および経営者が行った重要な見積もりも含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査上の重要な事項

以下に記載する監査上の重要な事項とは、当事業年度の財務書類に対する監査において監査委員会にコミュニケーションが行われた又は行うことが要求され、(1)財務書類の重要な勘定又は開示に関連し、かつ(2)特に困難、主観的、又は複雑な監査人の判断を伴う事項である。監査上の重要な事項のコミュニケーションは、財務書類全体に対する私たちの意見にいかなる影響も及ぼさない。また、私たちは、以下に記載する監査上の重要な事項のコミュニケーションによって、監査上の重要な事項や、監査上の重要な事項に関連する財務書類の勘定又は開示に対して個別の意見を表明するものではない。

金の持分の実在性に関する証拠の評価

2025年9月30日時点の投資明細表で示されたように、本信託の金の持分の市場価格は1,244億ドルであり、本信託の総資産の100%に相当する。2025年9月30日時点において32.5百万オンスに相当する金の持分すべては、第三者のカストディアン（カストディアン）によって保有されている。

私たちは、金の持分の実在性に関する証拠の評価を監査上の重要な事項として識別した。金の持分の内容および量を考慮すると、2025年9月30日現在の本信託が保有する金の量を評価するために入手した証拠の範囲および内容について評価することを目的とした、主観的な監査人による判断が必要であった。

この監査上の重要な事項に対処するために私たちが行った主な手続は、以下のとおりである。私たちは、本信託の金の持分に関するプロセスに対する一定の内部統制のデザインおよび運用有効性を評価したが、それは、(1)金の持分に関して本信託が保有する記録とカストディアンが保有する記録との比較に対する統制、および(2)本信託の受託者による金の保護預かりおよび取り消しの承認に対する統制を含むものであった。私たちは、2025年9月30日現在においてカストディアンにより保有されている本信託の金の明細表を、カストディアンから直接取得し、当該明細表の合計オンスと本信託の金の持分の記録を比較した。また、私たちは、本信託のスポンサーと契約している第三者によりカストディアンの所在地で実施された本信託の金の持分の実地棚卸の一部に立ち会い、それらを確認した。私たちは当該第三者による実地棚卸結果を取得し、本信託およびカストディアンの記録と調整した。

(署名) KPMG LLP

私たちは、2010年から本信託の監査を行っている。

ニューヨーク州ニューヨーク市

2025年11月25日

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

The Shareholders and the Trustee of SPDR[®] Gold Trust and the Board of Directors of World Gold Trust Services, LLC:

Opinion on the Financial Statements

We have audited the accompanying statements of financial condition of SPDR[®] Gold Trust (the Trust), including the schedules of investment, as of September 30, 2025 and 2024, the related statements of operations, cash flows, and changes in net assets for each of the years in the three-year period ended September 30, 2025 and the related notes (collectively, the financial statements). In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of September 30, 2025 and 2024, and the results of its operations, its cash flows, and changes in its net assets for each of the years in the three-year period ended September 30, 2025, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB), the Trust's internal control over financial reporting as of September 30, 2025, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, and our report dated November 25, 2025 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Trust's internal control over financial reporting.

Basis for Opinion

These financial statements are the responsibility of World Gold Trust Services, LLC (the Trust's sponsor). Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We are a public accounting firm registered with the PCAOB and are required to be independent with respect to the Trust in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud. Our audits included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

Critical Audit Matter

The critical audit matter communicated below is a matter arising from the current period audit of the financial statements that was communicated or required to be communicated to the audit committee and that: (1) relates to accounts or disclosures that are material to the financial statements and (2) involved our especially challenging, subjective, or complex judgments. The communication of a critical audit matter does not alter in any way our opinion on the financial statements, taken as a whole, and we are not, by communicating the critical audit matter below, providing a separate opinion on the critical audit matter or on the accounts or disclosures to which it relates.

Evaluation of the evidence pertaining to the existence of the gold holdings

As disclosed in the schedule of investment, as of September 30, 2025, the Trust's market value of gold holdings was \$124.4 billion, representing 100% of the Trust's total assets. All of the gold holdings, which were 32.5 million ounces as of September 30, 2025, were held by third-party custodians (the custodians).

We identified the evaluation of the evidence pertaining to the existence of the gold holdings as a critical audit matter. Given the nature and volume of the gold holdings, subjective auditor judgment was required to evaluate the extent and nature of evidence obtained to assess the quantity of gold held by the Trust as of September 30, 2025.

The following are the primary procedures we performed to address this critical audit matter. We evaluated the design and tested the operating effectiveness of certain internal controls over the Trust's gold holdings process, including controls over (1) the comparison of the Trust's records of gold held to the custodians' records and (2) the approval of gold deposits and withdrawals by the trustee of the Trust. We obtained schedules directly from the custodians of the Trust's gold holdings held by the custodians as of September 30, 2025. We compared the total ounces on such schedules to the Trust's record of gold holdings. We also attended and observed part of the physical count of the Trust's gold holdings performed at the custodians' locations by a third party engaged by the Trust's sponsor. We obtained the physical count results of that third party and reconciled them to both the Trust's and the custodians' records.

/s/ KPMG LLP

We have served as the Trust's auditor since 2010.

New York, New York
November 25, 2025

[次へ](#)

[訳 文]

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー宛て独立監査報告書

監査意見

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「会社」という。)の2024年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記3に記載される重要な会計方針を含む、関連する注記から構成されている。

私どもの意見では、2024年12月31日に終了した年度についての会社の法定外の財務書類は、すべての重要な点において、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される特別目的の作成の基礎および重要な会計方針に基づき適正に作成されていた。

監査意見の基礎

私どもは、ISA (UK) 800を含む国際監査基準(英国)(以下「ISAs(UK)」という。)および2022年9月22日付のエンゲージメント・レターの定める条件に従い監査を行った。私どもの責任は、後述の通りである。私どもは英国財務報告評議会(FRC)倫理基準を含む英国倫理要件の下での倫理責任を果たしており、かつ当該要件に従って会社から独立している。私どもは、入手した監査証拠が私どもの意見の基礎とするのに十分かつ適正であると確信している。

強調事項 - 作成の基礎の特別目的

私どもは、作成の基礎が記載されている法定外の財務書類の注記2を強調している。かかる注記に記載の通り、法定外の財務書類は、SPDR® ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、会社が日本の金融商品取引法の要件を充足するための補助として作成されている。結果として、かかる法定外の財務書類は他の目的には適合しないことがある。当該事項は、私どもの意見に影響を及ぼすものではない。

継続企業

役員は、会社を清算または営業を停止する意思がなく、また、会社の財政状態からこれが現実的であると判断したため、継続企業を前提として法定外の財務書類を作成した。また、役員は、法定外の財務書類の承認日から少なくとも1年間(以下「継続企業期間」という。)において、継続企業としての継続性に重大な疑義を生じさせる重要な不確実性はないと結論づけた。

役員の結論に対する評価として、私どもは会社の事業モデル固有のリスクを考慮し、それらのリスクが継続企業期間における会社の財源または事業を継続する力にどのように影響し得るか分析した。

かかる作業に基づく私どもの結論は、以下の通りである。

- ・私どもは、法定外の財務書類の作成において、役員が会計上、継続企業の前提を使用することが適切であると考え
- る。
- ・私どもは、継続企業期間中、個別または全体として、継続企業としての会社の継続性に重大な疑義を生じさせうる事象または状況に関連する重要な不確実性について認識しておらず、かかる重要な不確実性がないという役員の評価に同意する。

しかし、すべての将来の事象または状況について予測することはできず、後発事象はその発生時における合理的な判断と矛盾する結果に終わることもあり得るため、上記の結論は、会社が事業を継続することを保証するものではない。

不正ならびに法令および規則の違反 - 発見能力

不正による重要な虚偽表示リスクの認識および対応

不正による重要な虚偽表示リスク(以下「不正リスク」という。)を識別するために、私どもは、不正を実行するもしくは不正を実行する機会を提供するような動機やプレッシャーを示唆する事象や状況を評価した。

- ・不正を防止し発見するための全社的な方針および手続きについて、また、不正、不正の疑いまたは不正の申立てに関して認識しているかどうかについて、役員への質問ならびに施策文書の管理および査閲
- ・取締役会および監査委員会議事録の閲覧
- ・通例でないまたは予期せぬ関係を識別するための分析的手続きの実施

私どもは、監査チームを通じて識別された不正リスクを伝達し、監査を通じてあらゆる不正の兆候に継続して注意した。

監査基準で要求されている通り、私どもは、経営者による内部統制の無効化のリスク、特に経営者が不適切な仕訳入力を行いうる立場にいるリスクに対処するための手続きを実施する。

取引は一般的には複雑でなく、SPDR® ゴールド・トラストの純資産価額(NAV)に直接的に関連する収益認識は、わずかな判断しか要さないため、かかる監査において、私どもは、収益認識に関する不正リスクはないと考える。

私どもは、いかなる追加的な不正リスクも認識していない。

私どもは、以下の事項を含む手続きを履行した。

- ・リスク基準に基づきテスト対象となる仕訳やその他の調整を特定し、特定された仕訳を裏付けとなる証憑と比較する。これらは、ほとんど使用されない勘定科目に記録されたものおよび収益や現金に関連する例外的な借方と貸方の勘定科目の組合せを含む。

法令および規則の違反に関連する重要な虚偽表示リスクの識別および対応

私どもは、一般商業およびセクター経験から、財務書類に重要な影響を及ぼすことが合理的に予想される法令および規則の分野を特定し、法令および規則の遵守に関する方針および手続きについて役員および他の経営者と検討した。

私どもは、監査チームを通じて認識された法令および規則を伝達し、監査を通じてあらゆる違反の兆候に継続して注意した。

それらの法令および規則の財務書類における潜在的影響は、相当に多様である。

第一に、会社は、財務報告に関する法律(関連する会社に関する法律を含む)、分配可能利益に関する法律、および税法を含む、財務諸表に直接影響を及ぼす法規制の適用を受けており、私どもは、関連する財務諸表項目に関する手続の一部として、これらの法規制の遵守の程度を評価した。

第二に、会社は、不遵守の結果、例えば罰金の賦課や訴訟により、財務諸表の金額や開示に重要な影響を及ぼす可能性があるその他多くの法規制の適用を受けている。私どもは、そのような影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、データ保護法、贈収賄防止、規制資本および会社の活動の性質を評価する流動性を特定した。

監査基準は、法令および規則の違反が生じた場合、当該違反を特定するために必要とされる監査手続きを、役員への質問ならびに規則文書および法律文書の調査に制限している。ゆえに、運営規則の違反が私どもに開示されず、または関連文書から明らかでない場合、監査は当該違反を発見しない。

不正または法令もしくは規則違反を発見する監査能力について

監査の固有の限界のため、監査の基準に準拠して適切に監査計画を策定し監査を実施しても、財務書類における重要な虚偽表示が発見されない可能性があるという回避できないリスクがある。たとえば、法令および規則の違反と財務書類に反映された事象および取引との関連性が低くなるほど、監査基準が要求する固有に制限された手続きが当該違反行為を特定する可能性は低くなる。

さらに、他の監査と同様に、不正の発見が行われないうリスクは依然として高くなっている。不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の説明、または内部統制の無効化が伴う可能性があるためである。私どもの監査手続きは、重要な虚偽表示を発見するように計画されている。私どもは、違反または不正を防ぐ責任を負わず、すべての法令および規則の違反を発見することは期待されていない。

役員の責任

役員は報告書にて詳述される通り、役員の責任は、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される特別目的の作成の基礎および会計方針に基づき法定外の財務書類を作成することである。彼らは、作成の基礎がその状況に合ったものであることを決定する。彼らが決定するかかる内部統制は、不正または誤謬による重要な虚偽表示を防ぎ、会社が継続企業として継続する力を査定し、該当する場合は継続企業に関する事項を開示し、会社を清算または営業を停止する意思がある、またはそれ以外に他に現実的な選択肢がない場合を除き、会計の継続企業の前提を使用する法定外の財務書類を作成することを可能にするために必要である。

監査人の責任

私どもの目的は、法定外の財務書類が全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得、私どもの意見を記載した監査報告書を出すことである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行われた監査が、重要な虚偽表示があった場合に常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体として、法定外の財務書類を基準として行われる使用者の経済判断に影響をもたらすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

より詳細な私どもの責任に関する記載は、FRCのウェブサイト(www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)に掲載されている。

監査の目的および責任を負う対象

私どもの報告書は会社に対して、契約に定める条件に従ってのみ作成された。私どもの報告書は、全体(会社独自の内部の目的の場合を除く)または部分的にも、私どもの文書による事前の許可なく、写しを作成され、参照または開示されないことを前提として、会社が開示された。

私どもの報告書は、当時の会社の必要性により決定された会社の合意した要件を充足するように作成された。したがって、私どもの報告書は、いかなる目的のためにも、あるいはいかなる文脈においても、会社以外で私どもに対して権利を取得することを欲する者によって、使用あるいは依拠されることに適したものとされていない。会社以外で私どもの報告書またはその複製を入手し、私どもの報告書(または報告書の一部)に依拠しようとするいかなる者も、自身のリスクでそのようにするものとする。法律が許容する最大限の範囲において、KPMG LLPIは、私どもの本報告書について、会社以外の何人に対しても責任を負うものではなく、また、かかる責任を引き受けるものではない。

(署名)

KPMG LLP

勅許会計士

E14 5GL ロンドン

カナダ・スクエア 15

2025年5月1日

[前へ](#)

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO WORLD GOLD TRUST SERVICES LLC

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of World Gold Trust Services, LLC ("the Company ") for the year ended 31 December 2024 which comprise the statement of financial position, the statement of comprehensive surplus, the statement of changes in equity, the statement of cash flows and related notes including the material accounting policies in note 3.

In our opinion the non-statutory financial statements of the Company for the year ended 31 December 2024 have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the special purpose basis of preparation and material accounting policies set out in note 2 and 3 to the non-statutory financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)"), including ISA (UK) 800, and the terms of our engagement letter dated 22 September 2022. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Emphasis of matter - special purpose basis of preparation

We draw attention to note 2 to the non-statutory financial statements, which describes their basis of preparation. As explained in that note, the non-statutory financial statements are prepared to assist the Company for the purpose of the Company satisfying the requirements of the Financial Instruments and Exchange Act of Japan as the sponsor to the listing of the SPDR® Gold Trust on the Tokyo Stock Exchange. As a result, the non-statutory financial statements may not be suitable for another purpose. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Going concern

The Officers have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements ("the going concern period").

In our evaluation of the Officers' conclusions, we considered the inherent risks to the Company's business model and analysed how those risks might affect the Company's financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the Officers' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate;
- we have not identified and concur with the Officers' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations - ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud.

- Enquiring of Officers, and management and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud.
- Reading Board and Audit Committee minutes.
- Using analytical procedures to identify any unusual or unexpected relationships.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because transactions are typically not complex and revenue recognition, which is linked directly to the net asset value (“NAV”) of the SPDR® Gold Trust, requires minimal judgement.

We did not identify any additional fraud risks.

We performed procedures including:

- Identifying journal entries and other adjustments to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included those posted to seldom used accounts and those that contain unusual combinations of debits and credits in relation to revenue and cash.

Identifying and responding to risks of material misstatement related to compliance with laws and regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience and discussed with the Officers and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), distributable profits legislation, and taxation legislation and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: data protection laws, anti-bribery, regulatory capital and liquidity recognising the nature of the Company's activities.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the Officers and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed non-compliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing non-compliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Officers' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 2, the Officers are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements in accordance with the special purpose basis of preparation and accounting policies as set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements; determining that the basis of preparation is acceptable in the circumstances; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London

E14 5GL

01 May 2025

[前へ](#)